

八丈町地域防災計画

震災対策編

(令和3年度修正)

八丈町防災会議

目 次

第 1 部 八丈町の防災力の高度化に向けて

第 1 章 地域防災計画（震災対策編）の概要	3
第 1 節 計画の目的	3
第 2 節 計画の性格	3
第 3 節 計画の構成	3
第 4 節 計画の修正等	3
第 5 節 他の法令に基づく計画との関係	4
第 6 節 計画の習熟	4
第 2 章 八丈町の現状と被害想定	5
第 1 節 八丈町の概況	5
第 2 節 災害記録	6
第 3 節 被害想定	7
第 3 章 地震に関する調査研究	13
第 1 節 調査研究	13
第 4 章 計画の概要	14
第 1 節 令和 3 年計画修正に当たった背景と計画の特徴	14
第 5 章 被害軽減と町の再生に向けた目標（減災目標）	15

第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第1章 町、都及び防災機関等の基本的責務と役割	19
第1節 基本理念及び基本的責務	19
第2節 町、都及び防災機関等の役割	21
第2章 町民と地域の防災力向上	29
第1節 現在の到達状況	29
第2節 課題	29
第3節 対策の方向性	30
第4節 到達目標	31
第5節 具体的な取組	32
【予防対策】	32
第1 自助による町民の防災力向上	32
第1-1 町民による自助の備え	32
第1-2 防災意識の啓発	33
第1-3 防災教育の充実	34
第1-4 防災訓練の充実	35
第1-5 外国人支援対策	36
第2 地域による共助の推進	36
第3 消防団の活動体制の充実	37
第4 事業所による自助・共助の強化	38
第5 ボランティアとの連携	41
第5-1 一般ボランティア	41
第5-2 登録ボランティア	41
第6 町民・行政・事業所等の連携	42
第6-1 横のつながりをもった社会づくり	42
第6-2 地域における防災連携体制の確立	42
【応急対策】	43
第1 自助による応急対策の実施	43
第1-1 町民自身による応急対策	43
第1-2 外国人の情報収集等に係る支援	43
第2 地域による応急対策の実施	43
第3 消防団による応急対策の実施	44
第4 事業所による応急対策の実施	44
第5 ボランティアとの連携	44

第3章 安全な町づくりの実現	47
第1節 現在の到達状況	47
第2節 課題	49
第3節 対策の方向性	49
第4節 到達目標	50
第5節 具体的な取組	51
【予防対策】	51
第1 安全に暮らせる町づくり	51
第1-1 災害に強い住空間の確保	51
第1-2 河川、海岸、港湾施設等の整備	52
第1-3 がけ崩れ、地すべり、土石流、山地災害等の防止	52
第2 建築物の耐震化及び安全対策の促進	55
第2-1 建築物の耐震化	55
第2-2 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	57
第2-3 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備	58
第3 出火、延焼等の防止	58
第3-1 消防水利の整備	58
第3-2 出火の防止、危険物施設の安全化	59
第3-3 高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	60
【応急対策】	62
第1 消火・救助・救急活動	62
第2 河川、海岸、港湾施設等の応急対策による二次災害防止	62
第2-1 河川、海岸、港湾施設等の応急対策	62
第2-2 社会公共施設等の応急危険度判定	62
第2-3 社会公共施設等の応急対策	63
第2-4 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の応急対策	65
第3 危険物等の応急措置による危険防止	65
第3-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置	65
第3-2 高圧ガス保管施設の応急措置	66
第3-3 危険動物の逸走時対策	66
【復旧対策】	67
第1 公共施設の安全確保、施設の本来機能の回復	67
第1-1 河川、海岸、港湾施設等の復旧	67
第1-2 社会公共施設等の復旧	67
第1-3 二次的な土砂災害防止対策	68

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	69
第1節 現在の到達状況	69
第2節 課題	69
第3節 対策の方向性	70
第4節 到達目標	70
第5節 具体的な取組	71
【予防対策】	71
第1 道路・橋梁	71
第2 緊急輸送ネットワークの整備	72
第3 空港施設	73
第4 港湾・漁港施設	73
第5 水道施設	74
第6 電力施設	74
第7 通信施設	75
第8 エネルギーの確保	76
【応急対策・復旧対策】	77
第1 道路・橋梁	77
第2 交通規制	78
第3 緊急道路障害物除去等（緊急道路啓開等）	79
第4 空港施設	82
第5 港湾・漁港施設	83
第6 水道施設	84
第7 電気施設	86
第8 高圧ガス施設	88
第9 通信施設	89

第5章 津波等対策	93
第1節 現在の到達状況	93
第2節 課題	93
第3節 対策の方向性	94
第4節 到達目標	95
第5節 具体的な取組	96
【予防対策】	96
第1 海岸保全、港湾、漁港施設の整備	96
第2 水防対策	97
第3 津波ハザードマップの作成・改定	97
第4 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化	97
第5 津波予測等に基づく避難誘導	98
第6 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実	98
【応急対策・復旧対策】	100
第1 河川、海岸保全、港湾施設等の応急対策	100
第2 津波警報・注意報等の伝達体制	100
第3 津波に対する避難誘導態勢	100
第4 被災者の島外への移送	100

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化	101
第1節 現在の到達状況	101
第2節 課題	101
第3節 対策の方向性	102
第4節 到達目標	102
第5節 具体的な取組	104
【予防対策】	104
第1 初動対応体制の整備	104
第2 業務継続体制の確保	105
第3 消火・救助・救急活動体制の整備	107
第4 応急活動拠点の整備	108
【応急対策】	109
第1 初動態勢	109
第1-1 八丈町災害対策本部の組織及び事務分掌	109
第1-2 八丈地方隊の組織及び事務分掌	115
第1-3 八丈町非常配備態勢等	116
第1-4 地方隊非常配備態勢等	118
第2 消火・救助・救急活動	120
第2-1 消防部の活動態勢	120
第2-2 救助・救急活動態勢等	121
第3 応援協力・派遣要請	122
第3-1 他の地方公共団体等への応援要請	123
第3-2 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請	123
第3-3 防災機関等の相互協力	124
第3-4 自衛隊に対する派遣要請	125
第3-5 民間団体等との協力	126
第4 応急活動拠点の調整	127

第7章 情報通信の確保	129
第1節 現在の到達状況	129
第2節 課題	129
第3節 対策の方向性	130
第4節 到達目標	130
第5節 具体的な取組	131
【予防対策】	131
第1 防災関係機関の情報通信連絡体制の整備	131
第2 地域住民等への情報提供体制の整備	135
第3 地域住民等相互の情報連絡等の環境整備	135
【応急対策】	136
第1 活動方針	136
第2 情報・通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報）	137
第3 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）	138
第4 広報活動	145
第5 広聴活動	146

第8章 医療救護等対策	147
第1節 現在の到達状況	147
第2節 課題	147
第3節 対策の方向性	148
第4節 到達目標	148
第5節 具体的な取組	150
【予防対策】	150
第1 初動医療体制の整備	150
第1-1 情報連絡体制等の確保	150
第1-2 医療救護活動の確保	150
第1-3 負傷者等の搬送体制の整備	151
第1-4 防疫体制の整備	151
第2 医薬品・医療資器材の確保	152
第3 医療施設の基盤整備	153
第4 遺体の取扱い	154
【応急対策】	155
第1 初動医療体制	156
第1-1 医療情報の収集伝達体制	156
第1-2 初動期の医療救護活動	157
第1-3 負傷者等の搬送体制	160
第1-4 保健衛生体制	161
第2 医薬品・医療資器材の確保	165
第3 医療施設の確保（後方医療体制の確保）	166
第4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	167
第4-1 遺体の捜索	168
第4-2 遺体の搬送（遺体収容所まで）	169
第4-3 検視・検案等	170
【復旧対策】	172
第1 防疫体制の確立	172
第2 火葬	174

第9章 避難者対策	177
第1節 現在の到達状況	177
第2節 課題	178
第3節 対策の方向性	178
第4節 到達目標	179
第5節 具体的な取組	180
【予防対策】	180
第1 避難体制の整備	180
第2 避難所・避難場所等の指定・安全化	182
第2-1 避難場所の指定	183
第2-2 避難所の指定	185
第3 避難所の管理運営体制の整備等	187
第4 要配慮者対策	188
第5 車中泊	190
【応急対策】	191
第1 避難の指示	191
第2 避難誘導	195
第3 避難方式	196
第4 避難所の開設・管理運営	197
第5 動物愛護	200
第6 被災者の島外への移送	201

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進	203
第1節 現在の到達状況	203
第2節 課題	203
第3節 対策の方向性	203
第4節 到達目標	204
第5節 具体的な取組	205
【予防対策】	205
第1 食料及び生活必需品等の確保	205
第2 飲料水及び生活用水の確保	206
第3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	207
第4 輸送体制の整備	207
第5 輸送車両の確保	208
第6 船舶の確保	208
第7 燃料の確保	208
【応急対策】	209
第1 備蓄物資の供給	209
第2 飲料水の供給	211
第3 物資の調達	212
第3-1 食料の調達	212
第3-2 生活必需品の調達	213
第4 義援物資の取扱い	213
第5 輸送車両の確保	213
第6 船舶の確保	214
第7 燃料の確保	214

第 1 1 章 町民の生活の早期再建	215
第 1 節 現在の到達状況	215
第 2 節 課題	215
第 3 節 対策の方向性	215
第 4 節 到達目標	216
第 5 節 具体的な取組	217
【予防対策】	217
第 1 生活再建のための事前準備	217
第 2 トイレの確保及びし尿処理	217
第 3 ごみ処理	218
第 4 災害廃棄物処理	218
第 5 教育・保育	218
【応急対策】	219
第 1 被災住宅の応急危険度判定	219
第 2 被災宅地の危険度判定	220
第 3 家屋被害状況調査等	221
第 4 罹災証明書の交付準備	222
第 5 義援金の募集・受付・配分	224
第 6 トイレの確保及びし尿処理	225
第 7 ごみ処理	226
第 8 災害廃棄物処理	227
第 9 土石、竹木等の除去	228
第 10 災害救助法等の適用	229
第 11 激甚災害の指定	231
【復旧対策】	232
第 1 住家被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付	232
第 2 被災住宅の応急修理	233
第 3 町営住宅の応急処理	234
第 4 応急仮設住宅の供給	234
第 5 建築資機材の調達	236
第 6 労働力の確保	236
第 7 被災者の生活相談等の支援	237
第 8 被災者の生活再建資金援助等	237
第 9 租税等の徴収猶予及び減免等	243
第 10 郵便・電話料金などの免除等	243
第 11 金融	244
第 12 教育・保育	244

第3部 災害復興計画

第1章 復興の基本的な考え方	249
第2章 復興本部	250
第1節 町復興本部の組織・運営	250
第3章 震災復興計画の策定	254
第1節 災害復興基本方針の策定	254
第2節 災害復興計画の策定	254
第3節 特定大規模災害時の措置	254
第4章 分野別復興計画	255
第1節 暮らしの復興	255
第2節 住宅の復興	256
第3節 産業の復興・雇用の確保	257
第4節 町（都市基盤）の復興	258

用語の定義

名称	説明
医療機関	病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設をいう。
医療救護所等	緊急医療救護所 町が、発災後速やかに、災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所をいう。
	避難所医療救護所 町が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所をいう。（病院がない地域等は、おおむね超急性期までに設置）
	医療救護活動拠点（医療本部） 町が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所をいう。
医療救護班	医療救護所において医療救護活動を実施するため、町が編成する。町は、必要に応じて都が編成する医療救護班に支援を要請する。
応急危険度判定	震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。
環境衛生指導班	飲料水の安全等環境衛生の確保のため、島しょ保健所八丈出張所、都福祉保健局が編成する。
検視・検案	検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。
広域医療搬送拠点臨時医療施設 （SCU：エスシーユー）	SCUは Staging Care Unit の略で、広域医療搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。
広域災害救急医療情報システム （EMIS：イーミス）	EMISは Emergency Medical Information System の略で、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況等災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステムをいう。
後方医療施設	救急告示医療機関及びその他の病院で被災を免れたすべての医療機関をいう。島内では救急告示医療機関として町立八丈病院があるが、島外の医療機関も含む。
災害対策本部長（町長）	町が組織する災害対策本部における本部長をいう。
事業所	従業者と設備を有し、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている団体をいう。
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的に組織されたものをいう。
自治会又は地区組織	町又は字の区域その他八丈町内の一定の区域に住所を有する者（住民）の地縁に基づいて組織される親睦、共通の利益の促進、地域自治のための任意団体・地縁団体をいう。
地域住民	町又は字の区域その他八丈町内の一定の区域に住所を有する者を地域住民という。
巡回精神相談チーム	避難所や住宅等での精神疾患の発症・急変への対応等を行うため、都福祉保健局が編成する。町は、島しょ保健所八丈出張所を通じて、都福祉保健局に派遣を要請する。
消毒班	所属職員や他自治体の応援職員等の中から、町が編成する。患

名称	説明
	者発生時の消毒(指導)や、避難所の消毒の実施及び指導を実施する。
食品衛生指導班	食品の安全確保のため、町及び島しょ保健所八丈出張所が編成する。
赤十字奉仕団	赤十字の活動を支えるボランティア組織。八丈町では、八丈町赤十字奉仕団が設立され、活動をしている。
地域住民等	地域住民の他、自治会又は地区組織、特定非営利活動法人、ボランティア活動を行う団体その他の民間の団体及び事業者をいう。
地域コミュニティ団体	自治会又は地区組織、特定非営利活動法人、ボランティア活動を行う団体その他の地域住民が地域的な共同活動を行う団体をいう。
町民	町の区域内に住所を有する者をいう。
東京 DMAT (DMAT:ディーマット) ※1	DMATは、Disaster Medical Assistance Teamの略で、災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に活動を開始できる、機動性を持った専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいい、本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動等を主な活動とする。 「東京DMAT」※1大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識等を習得した医師や看護師等で編成される都の災害医療派遣チームをいう。
東京 DPAT (DPAT:ディーパット) ※2	DPATは、Disaster Psychiatric Assistance Teamの略で、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、都道府県及び指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームである。 「東京DPAT」※2 東京都が指定する専門的な研修等を受けた者で構成される災害派遣精神医療チームをいう。
トリアージ	災害発生時など多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や程度に応じ、治療優先度を決めること。
被災宅地危険度判定	大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図ることを目的として、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災した宅地の危険度を判定することをいう。
防疫班	所属職員や他自治体の応援職員等の中から、町が編成する。被災者の健康調査や避難所等における防疫指導等を実施する。
保健活動班 (旧保健師班)	巡回健康相談等を行うため、町が編成する。保健師・栄養士、歯科衛生士そのほか必要な職種から編成される。環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班と連携する。町は、必要に応じて島しょ保健所八丈出張所、都福祉保健局に応援を要請する。
薬剤師班	都薬剤師会に派遣を要請し、都が編成する。町は、必要に応じて都に薬剤師班の支援を要請する。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
要配慮者利用施設	社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。 土砂災害(特別)警戒区域内に立地し、本計画で定める要配慮者利用施設は、土砂災害防止法に基づき避難確保計画の作成と訓練の実施が義務化されている。

第 1 部 八丈町の防災力の高度化に向けて

第1章 地域防災計画（震災対策編）の概要

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、八丈町防災会議が作成する計画であって、八丈町の地震災害（南海トラフ地震を含む）に対処するため、八丈町及び地域の関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について町民の積極的な協力とあわせ防災活動を総合的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、地震災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、八丈町地域防災活動の指針として位置づける。
- 2 八丈町の各課・消防本部・各事務局・出張所等及び関係防災機関は、この計画に定める諸活動を行うにあたって具体的な計画を定め、その推進に努めるものとする。
- 3 近年の災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、多様な視点に配慮した防災対策を推進していく。

第3節 計画の構成

この計画には、町、関係防災機関、事業者及び町民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成	主な内容
第1部 八丈町の防災力の高度化に向けて	1 地域防災計画（震災対策編）の概要 2 八丈町の現状と被害想定
第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）	1 町及び防災機関等が行う予防対策、町民及び事業者等が行うべき措置 2 地震発生後に町及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
第3部 災害復興計画	1 被災者の生活再建や町復興を図るための対策等

第4節 計画の修正等

この計画は、町をとりまく諸条件の変化をみきわめ、必要に応じて修正を加えるなどその弾力的な運用を図っていくものである。

第5節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）又は防災に関連する計画（国土形成計画法に基づく全国総合開発計画等）の防災に関する部分は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第6節 計画の習熟

町及び関係防災機関は、平素から危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実戦的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第2章 八丈町の現状と被害想定

第1節 八丈町の概況

第1 位置と面積

町の位置は、東京都心部から南方へ 287 kmの海上にある。

八丈島は、北緯 33 度 3 分～9 分、東経 139 度 44 分～52 分の間位置し、高知県室戸岬や長崎県佐世保市とほぼ同緯度にある。

面積 69.11 km²、周囲 58.91 kmで、伊豆諸島の中では大島に次いで大きな島である。

第2 地形と地質

八丈島は、大島から三宅島を経て南方に続く、伊豆-小笠原島弧海溝系の活火山列上に位置する火山島であり、島の北西部の西山（八丈富士・標高 854.3m）と、南東部の東山（三原山・標高 700.9m）が接したまゆ型の地形を有する。西山は、端正な円錐形の火山であり、透水性の高い玄武溶岩とスコリア（発泡した黒っぽい火山れき）からなる山体には、水系がほとんど見られず、山体の浸食も進行していない。西山の山腹と山麓には、多くの側火山が生じている。神止山は西山の側火山では最大のものである。また、八重根周辺にも側火山群がある。一方の東山は、西山と対照的に、複数の火山が複合した複雑な地形を持ち、周囲は高さ数 10mから 200mに及ぶ海食崖に囲まれている。また、東山は、玄武岩・安山岩・デイサイト等、多様な火山岩を産し、火山灰層が厚い。こうした複雑で多様な地質構造は東山の豊富な水系を育てている。檜立の八幡山は東山の側火山で、火口から厚い溶岩流が乙千代ヶ浜に流れ下っている。

八丈島の火山活動は、少なくとも現在から 10 万年前には始まり、次々といくつかの火山が形成された。これらの古い火山の地形は、断片的ながら東山地域に残っている。現在東山の主要部分を作る山体は、3 万年前頃から活動を開始し、噴火を繰り返しながら成長した。その後の噴火活動によって、東山には 2、3 回カルデラが形成された。山頂を作る山体がカルデラ内に成長したのは、1 万 5 千年前頃のことと考えられている。今から 4 千年前以降は、東山は目立った活動をしていない。一方の西山は、約 1 万年前に誕生した。西山には一度カルデラが生じたが、その後の噴火でカルデラ内に山体が成長したために、一見円錐形の火山地形を持つに至った。

一般的に火山の寿命は 10 万年程度と考えられていることから、東山が今後噴火する確率は低い、西山は噴火活動を繰り返す可能性がある。

第3 気候

八丈島は、黒潮暖流の影響を受け、1 年を通じて高温多湿で雨が多く、また、風の強いことが特徴である。

年間の総降水量は 3,183.6 mmで、梅雨期の 6 月と台風期の 9 月・10 月に多い。また、年に 1 mm 以上の降水があった日数は 162.3 日と 1 年のおよそ半分を占め、東京の 101.7 日に比べても雨の多いことがわかる。

年間の平均気温は 18.2 度で、冬でも最低気温が氷点下になることは年平均 0.02%と少ない。また、夏の 8 月の平均気温は、26.6 度としのぎやすい。

風は年間を通じて強く、年平均風速は 5.3m/s で、その風向は西風が多い。特に冬季は西の季節風が強く吹く。（気候値・平均風速は、昭和 56（1981）年～平成 27（2015）年の 35 年間の統計値）

第2節 災害記録

町では、昭和47年2月及び12月に八丈町東方沖合のプレート境界付近で発生したマグニチュード7クラスの地震によって、建物被害が発生した。また、火山活動に関連した群発地震が過去3回発生した。近年においては、平成14年8月中旬から下旬にかけて、八丈島西山から北西沖にかけての深さ10～20km付近を震源とする地震活動が活発化し、島内で震度2を観測、八丈島が東へ5cm移動する地殻変動も確認された。

表 八丈町の災害記録

	時期	被害	内容
土砂災害	大正6(1917)年 12月13日	死者17人 負傷者10人	末吉名古屋山が突然崩壊。
	昭和48(1973)年 9月19日	一部土砂が民家に流入	名古屋の展望台と名古屋地区の中間付近が約150m ³ 崩落。
	平成10(1998)年 9月7日	軽傷1人	1時間に70mmを超える雨により名古屋から土石流などが発生し、土砂にまきこまれ、運転していた男性が軽傷を負った。
地震	昭和47(1972)年 2月29日	家屋一部損壊10棟	規模マグニチュード7.2 八丈島において震度5 八丈島東方140km 深度70km。
	昭和47(1972)年 12月4日	家屋一部損壊10棟	規模マグニチュード7.3 八丈島において震度6 八丈島東方100km 深度60km。

表 有史以降の火山活動

	時期	活動経過・被害状況等
噴火	長享元(1487)年 12月7日	噴火場所は西山。このため飢饉となる。
	永正15～大永3 (1518～23)年	マグマ噴火。噴火場所は、西山山頂翌年まで噴火し、桑園の被害大。
	慶長10(1605)年 10月27日	中規模マグマ噴火。火砕物降下、溶岩流。噴火場所は西山南東斜面割れ目火口列。田畑被害。
	慶長11(1606)年 1月23日	海底噴火：八丈島付近で海底噴火・火山島生成(位置その後の模様不明)。
地震	元禄4～5(1690～1691)年	群発地震：1ヶ月に10～20回程度の割合で有感地震。
	元禄9～10(1696～1697)年	群発地震：1ヶ月に数回程度の割合で有感地震。
	平成14(2002)年 8月中～下旬	地震・地殻変動。八丈島西山から北西沖にかけての深さ10～20km付近を震源とする地震活動が活発化(島内で震度2)。八丈島が東へ5cm移動する地殻変動が確認された。深部低周波地震や地殻変動から西山の直下にマグマが貫入したと推定される。12月中旬にも八丈島西山付近の深さ10km付近で一時的に地震がやや多くなった。

出典：日本活火山総覧(第4版)(気象庁編、2013)

第3節 被害想定

平成23年度から、内閣府は、発生確率が高いと懸念される東海地震、東南海地震、南海地震を包含する南海トラフを震源域とした新たな被害想定を実施した。平成24年8月に公表されたこの被害想定結果は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討」（平成23年9月28日、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告）したものとされている。

このように設定された内閣府の南海トラフ地震・津波断層モデルは、発生頻度は極めて低いものの、M9クラスの巨大地震の中でも最大級のものであり、平成24年8月に公表された想定結果は、東京都においては津波の影響が大きい島しょ部に甚大な被害を示していた。そのため、都においても改めてこの結果を検証し、より詳細な被害像を示した上で、震災対策の充実に努めることとし、東京都防災会議の地震部会で調査検討を実施した。

【八丈町における被害の概要】

- 1 (被害最大ケース)最大震度4程度、最大津波高は18.07m、到達時間は最短23分程度
- 2 建物の全壊棟数は24棟、すべて津波による被害である
- 3 深夜の人的被害は、最大で23名(早期避難率が低い場合)
- 4 元禄型関東地震においては、八丈島北東部、南西部でごく一部震度6弱、5強の地域があるが、おおむね震度5弱以下となっている。最大津波高は10.75m、最大津波高の到達時間は44分程度で人的被害は4名

第1 前提条件

(1) 南海トラフ巨大地震の震源・波源モデル

都は、内閣府が公表した震源モデル4種類のうち、都において最大震度分布を示した「東側ケース」と、地域によっては「東側ケース」単独で計算した場合よりも大きな震度分布を示す箇所があった「東側ケース+経験的手法」の2つのパターンについて地震動予測を実施した。

また、波源モデルについては、内閣府が公表した波源モデル11ケースのうち、八丈町をはじめとする都島しょ地域に大きな影響を与えるケース①、②、⑤、⑥及び⑧の5つのケースについて想定を行った。

(2) 元禄型関東地震の震源・波源モデル

都は、平成24年4月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」の中で海溝型地震として検討した元禄型関東地震の震源・波源モデルを用いて、島しょ部の地震動予測や津波浸水シミュレーションを実施した。

津波断層モデルとしては、関東直下に沈み込むフィリピン海プレートの上層深度が浅くなったことを加味し、1703年(元禄16年)の元禄関東地震における地殻変動量から推定された、行谷他(2011年)の一様滑りモデルに房総沖の小断層11を加えたモデルを用いている。

(3) 想定するシーン

都の被害想定では、八丈町の常住人口を対象に定量的な被害想定を行うこととし、常住人口の季節変動は少ないと考えられることから、火災の起こりやすい冬における昼間と深夜との2つのシーンが設定されている。

なお、観光客の実際の滞在地点について、日帰りの観光客数の扱いが難しく、昼夜を区別して具体的に推定することは困難であることから、観光客数を含む人的被害の推計は行っていない。

第2 被害想定結果の概要

(1) 南海トラフ巨大地震による八丈町の被害傾向

- ・最大震度は4程度
- ・最大津波高はT.P. +18.07m、到達時間は最短23分程度
- ・建物の全壊棟数は24棟、すべて津波による被害である
- ・深夜の人的被害は、最大で23名（早期避難率が低い場合）

(2) 南海トラフ巨大地震の被害想定

① 震度分布

ほとんどの地域で最大震度4が想定される。

② 最大津波高及び最大津波高到達時間

想定結果は以下のとおりである。

ここでは最大津波高到達時間（各ケースのうち最短のもの）を示しているが、実際には最大津波高が到達するよりも早く津波が到達するおそれがあることに十分注意が必要である。

表 ケース別地点最大津波高及び最大津波高到達時間（最短ケース）

注 最大津波高は地殻変動量（沈降量）込の値である。

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位：m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位：分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1) 神湊漁港	<u>10.90</u>	6.34	4.81	9.16	7.70	36.1（ケース②）
(2) 神湊港	<u>10.08</u>	6.31	5.16	9.70	9.69	38.5（ケース②）
(3) 洞輪沢漁港	<u>9.56</u>	8.74	6.74	9.28	8.89	33.2（ケース①、⑥）
(4) 中之郷漁港	<u>10.88</u>	6.33	5.65	10.67	7.20	28.69（ケース①、⑥）
(5) 八重根港・八重根漁港	16.13	8.44	4.87	<u>18.07</u>	12.04	27.7（ケース①）
(6) ナズマド漁港	5.09	4.35	2.47	<u>5.31</u>	4.41	23.5（ケース①）
(7) 出鼻漁港	5.11	4.69	2.82	<u>5.34</u>	4.25	24.3（ケース⑧）

※下線は最大ケース

③ 建物被害及び人的被害

津波による被害が甚大となり、南海トラフ巨大地震（東側ケース＋経験的手法）津波ケース⑥が建物被害、人的被害ともに最大となる。

		冬・昼間	冬・深夜	
建物被害	建物全壊棟数			
	ケース別	南海トラフ①	16 棟	
		南海トラフ②	2 棟	
		南海トラフ⑤	2 棟	
		南海トラフ⑥	24 棟	
		南海トラフ⑧	2 棟	
人的被害	死者数			
	ケース別	南海トラフ①	12 人	17 人
		南海トラフ②	2 人	2 人
		南海トラフ⑤	0 人	0 人
		南海トラフ⑥	14 人	23 人
		南海トラフ⑧	3 人	3 人

*津波による人的被害は、最大被害となる「早期避難者比率が低い場合」

*死者数には、行方不明者数を含む。

(3) 元禄型関東地震の被害想定

① 震度分布

都は、元禄型関東地震による地表震度分布について、「首都直下地震等による東京の被害想定」と同様の手法で計算した。

八丈島北東部、南西部でごく一部震度6弱、5強の地域があるが、おおむね震度5弱以下となっている。

② 最大津波高及び最大津波高到達時間

都は、「首都直下地震等による東京の被害想定」の中で海溝型地震として検討した元禄型関東地震の波源モデルを用いて、津波浸水シミュレーションを実施した。

表 元禄型関東地震における津波高

最大津波高 (m)	最大津波高 (左欄) の到達時間 (分)
10.75	44.0

*到達時間は、地震発生からの経過時間を示す。

*最大津波高の値は地殻変動量を考慮した場合の値を示す。

③ 建物被害及び人的被害

津波による建物被害が発生する。早期避難者比率が低い場合、昼間における津波による死者数は4人と想定されるが、入念な備えなどによる避難の迅速化によって、0人まで軽減できる可能性がある。

表 元禄型関東地震における建物被害及び人的被害

	冬・昼間	冬・深夜
建物全壊被害		2 棟
揺れ		0 棟
急傾斜地崩壊等		0 棟
津波		2 棟
死者数計	4 人	1 人
急傾斜地崩壊等	0 人	0 人
津波	4 人	1 人

*津波による人的被害は、最大被害となる「早期避難者比率が低い場合」

*死者数には、行方不明者数を含む。

(4) 八丈町における被害様相（南海トラフ⑥ケースの場合）

① ライフライン施設被害

[上下水道]

- ・ 最大震度が4程度であることから上水道の被害はほとんど生じない。
- ・ 下水処理場はないが、合併浄化槽の一部で被害が生じること等により水洗トイレが使用できなくなる住宅や施設等が生じる可能性がある。
- ・ 津波浸水エリアでは、中長期にわたり上水道が使用できなくなる可能性がある。

[電力]

- ・ 八丈島発電所（内燃力（ディーゼル））は津波浸水域に含まれておらず、最大震度は4程度であることから運転停止となる可能性は低い。
- ・ 津波浸水するエリアに電柱（電線）等を含む送配電設備がある場合は、これらの被害等が発生し、これに起因して停電となる可能性がある。
- ・ 内燃力（ディーゼル）発電所が健全であったとしても、島外からの燃料供給が途絶え、供給力が低下する可能性がある。

[ガス]

- ・ 都市ガスの供給はなく島内はLPガス（プロパン）での供給であること、最大震度が4程度であることからLPガスボンベがあり各住戸のガス設備に損傷が生じない限りは使用可能である可能性が高い。
- ・ 港湾施設が被災することにより島外からのLPガスの供給が途絶える可能性があり、ガスボンベを使い切った後は中長期にわたりガスが使用できなくなる可能性がある。

[通信]

- ・ 津波による海底通信ケーブルの切断で通信が途絶する可能性がある。また、島内の通信ケーブル（電話線等）も複数断線し、島内の通信・通話も困難となる可能性がある。
- ・ 停電により、通信設備の機能が停止し通信が途絶する可能性がある。
- ・ 携帯電話は伝送路の多くを固定回線に依存しているため、電柱（電線）被害等により固定電話が利用困難なエリアでは音声通信もパケット通信も利用困難となる可能性がある。

[その他]

- ・ ごみ処理施設、し尿処理施設（合併浄化槽等）が被災し、処理が追いつかない状態が続く可能性がある。

② 交通施設（港湾等）、主要施設等被害

[港湾・漁港]

- ・ 八重根港で最大約18mの津波浸水深となり、貨物の流失、引き波による座礁、船舶の転覆・沈没・破損、流失物による港湾施設の破損や航路障害、倉庫や荷役機械の損傷、アクセス交通の寸断、防波堤の被害等が発生し機能を停止する可能性がある。
- ・ 港湾施設の破損や航路障害により、中長期にわたり海運による生活物資の搬入や人の往来が途絶する可能性がある。

[空港等]

- ・ 八丈島空港は想定される津波浸水域には含まれず、最大震度は4程度であることから、被害は限定的であり、滑走路点検の後、離陸着陸できる可能性が高いと想定される。

[道路]

- ・ 港付近や岩場近くの津波浸水した道路が通行困難となる。
- ・ 津波浸水域で補修を必要とする被害が発生する可能性がある。

[島内交通]

- ・ 燃料不足により車やバスが利用できず、中長期にわたり生活に支障をきたす可能性がある。

[主要施設]

- ・ 役場や避難所、病院等の島内の主要施設では、浸水被害の可能性はほとんどない。

③ その他

[建物被害]

- ・ 建物被害は、そのほとんどが津波によるものであると想定される。

[人的被害]

- ・ 人的被害は、そのほとんどが津波によるものであると想定される（※1）。
- ・ 高齢者（要配慮者）の津波からの逃げ遅れや避難生活の困難等が顕在化する可能性がある。
- ・ 地震動・液状化による建物被害は余り見られないが、ガラスの飛散や家具の転倒等により人的被害が生じる可能性がある。
- ・ 観光客が2月（冬）で1日当たり最大約570人、8月（夏）で1日当たり最大約1,770人滞在している。この中から、土地勘がないことによる津波からの逃げ遅れや帰宅困難問題、待機施設・物資の不足等の問題が発生する可能性がある。また観光客等の被災により、犠牲者が更に増える可能性がある。

* 観光客については、昼間は観光地周辺、夜間は宿泊地周辺ということが考えられるが、実際の滞在地点を推定することは困難である。

[産業への影響]

- ・ 港湾施設や漁船等の被害、航路障害等により、観光業や水産業等の産業に悪影響が及ぶ可能性がある。

（※1）津波による人的被害は、迅速避難の徹底、避難方法によっては死者数を0人に低減できる可能性がある。

第3章 地震に関する調査研究

第1節 調査研究

自然災害対策の推進には、現状の分析と将来の予測が重要な役割を果たす。このため、町は、国、都とともに被害想定調査を実施するほか、火災の防止、町施設の安全化、避難等個々の対策を推進するために必要な研究調査を行っていく。また、関係防災機関においても自然災害に関する調査を進める。

第4章 計画の概要

第1節 令和3年計画修正に当たっての背景と計画の特徴

第1 上位計画の改正や過去災害の教訓等の反映

災害対策基本法、災害救助法、その他関係省令、防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、東京都地域防災計画等の改正や、令和元年に発生した台風第19号等から浮き彫りになった各種課題と現計画内容を照らし合わせ、過不足について加除訂正を行った。

また、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営や、平常からの備蓄促進等について反映した。

【主な対応内容】

- ・災害対策基本法の改正に関する反映
- ・防災基本計画改正に基づく反映
- ・南海トラフ地震防災対策推進計画修正に基づく反映
- ・東京都地域防災計画風水害編修正に基づく反映 等

第2 地域防災計画における時点更新等

地域防災計画に記載している関連データの時点更新を行った。また、施策等進捗状況、協定締結状況に応じて内容を更新した。

第5章 被害軽減と町の再生に向けた目標（減災目標）

目標

津波による人的被害をゼロにする。

南海トラフ巨大地震等においては、津波高が高く、津波浸水域における人的被害、建物被害の発生が想定される。町において、人的被害、建物被害が最大となるケースは、津波ケース⑥である。

次の図は、複数の条件で計算した場合に、人的被害がどのように変化するかを示すものである。災害において人命を守ることは最優先かつ重要な課題であり、津波による人的被害を削減するためには、迅速な避難につながる備えが重要である。

そこで、津波による人的被害ゼロを目標に、町は、目標達成に向けて、国、都、関係防災機関、町民及び事業者と協力して、対策を推進していく。

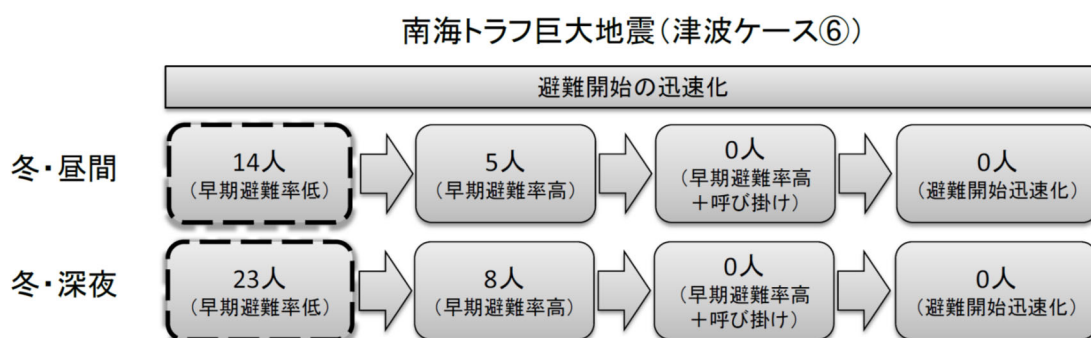


図 南海トラフ巨大地震（津波ケース⑥）の人的被害
※図中の数値は死者数（人）

- 歩行速度 : 昼 2.65km/h、深夜 昼の8割 (2.12km/h)
- 早期避難率低 : 地震発生後、早期に避難開始（地震発生後、昼5分、深夜10分で避難開始）する人の割合が2割
- 早期避難率高 : 地震発生後、早期に避難開始する人の割合が7割
- 早期避難率高
+呼び掛け : 地震発生後、早期に避難開始する人の割合が7割、的確な津波情報・避難情報の伝達や呼び掛け
- 避難開始迅速化 : 地震発生後全員が早期に避難開始する場合
- 更に避難迅速化 : 深夜発災ケースであるが、全員が昼と同様に地震発生後5分で避難開始し、時速2.65km/hで避難する場合

第 2 部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第1章 町、都及び防災機関等の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

第1 基本理念

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることができる地域における町民同士の助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」共助の考え方、この2つの理念を持つ町民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、子どもなどに対しては、きめ細かい配慮が必要である。

地震による災害から町を守ることは、行政に課せられた責務である。震災対策の推進に当たっては、町が基礎自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、町は、国と広域的役割を担う東京都と一体となって、町民と連携し、町民や地域に集う多くの人々の生命・身体及び財産を守るとともに、地域の機能を維持しなければならない。

第2 町の責務

町は、町民及び事業者と協力し、災害時の第一責任者として、次の責務を果たす。

- 1 町は、災害対策のあらゆる施策を通じて、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保しなければならない。
- 2 町は、災害後の町民生活の再建及び安定並びに復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 3 町は、前項の目的を達成するため、災害対策に関する計画を策定し、その推進を図らなければならない。
- 4 町は、災害対策に関する計画を策定するに当たって、町民、事業者、ボランティア並びに自主防災組織等から意見を聴くよう努めなければならない。
- 5 町は、災害対策に関する事業の実施に当たっては、町民や事業者の協力を求めるとともに、町民及び事業者が行う災害対策活動に対し、指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。
- 6 町は、災害対策に関する事業の円滑な実施を図り、地域の機能を維持するため、東京都や関係する区市町村との連絡調整を行わなければならない。
- 7 町は、東京都や関係区市町村が実施する災害対策事業に対し支援と協力を行わなければならない。

第1章 町、都及び防災機関等の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

第3 町民及び事業所の基本的責務

町民及び事業所は、「自らの身の安全は自らが守る」ことを基本に、日ごろから自主的に災害に備えるとともに、行政が行う防災活動と連携・協力するものとする。

また、事業所は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、建物の耐震・耐火化、防災組織やマニュアルの整備及び防災訓練の実施に努めるとともに、従業員等の保護や帰宅困難者対策のための通信手段の確保並びに非常食料等の備蓄や、その他必要な対応策を講じるなど、防災対策の推進を図るものとする。

「八丈町台風及び地震等の災害予防に関する条例」(昭和50年12月)に規定する町民及び事業所の基本的責務は、次のとおりである。

区分	基本的責務
町民	町民は、災害を防止するため、相互に協力するとともに、町が行う防災事業に協力し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 (第7条)
事業所	事業者は、町長その他の行政機関が実施する防災事業に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害を防止するため最大の努力を払わなければならない。 (第9条)

第2節 町、都及び防災機関等の役割

町、都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、協力機関（以下、防災機関という）が災害（南海トラフ地震、風水害、火山を含む）に関して処理する業務は、おおむね、次のとおりである。

第1 八丈町

機関の名称	任務及び業務分担
八丈町 04996-2-1121	<ol style="list-style-type: none"> 1 八丈町防災会議及び八丈町災害対策本部に関すること 2 防災に関する組織の整備、及び連絡調整に関すること 3 防災まちづくりの推進に関すること 4 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること 5 自主防災組織の育成指導に関すること 6 防災知識の普及並びに防災に関する教育及び訓練の実施に関すること 7 緊急道路及び緊急輸送の確保に関すること 8 防災に関する調査に関すること 9 その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること 10 救急に関すること 11 町民等への避難の指示等及び誘導に関すること 12 町民への災害時広報及び災害相談の実施に関すること 13 消防団の活動に関すること 14 災害応急・復旧資材及び物資の備蓄、整備に関すること 15 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること 16 被災者に対する救助及び救護の措置に関すること 17 被災した公共施設・設備の応急復旧に関すること 18 災害時における保健衛生、文教、給水等の応急措置に関すること 19 管内の関係防災機関が実施する災害応急対策の調整に関すること 20 災害予防、応急対策、災害復旧、復興に関すること 21 救援機等に関する飛行場外離着陸場の指定に関すること 22 救援物資等の集積所・保管場所の指定に関すること 23 要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成に関すること 24 外出者の支援に関すること

（各部の分掌は第2部第6章第5節【応急対策】第1-1「八丈町災害対策本部の組織及び事務分掌」P109を参照）

第1章 町、都及び防災機関等の基本的責務と役割
第2節 町、都及び防災機関等の役割

第2 東京都

機関の名称	任務及び業務分担
八丈支庁 04996-2-1111	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防、災害応急対策及び災害復旧並びに被災者の救援に関すること 2 東京都災害対策本部地方隊に関すること 3 道路及び橋梁の保全及び復旧に関すること 4 港湾及び漁港の維持管理及び建設工事に関すること 5 八丈島空港の維持管理及び運用（管制施設、無線施設、気象施設を除く）に関すること
教育庁八丈出張所 04996-2-0742	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する教育の指導助言に関すること
島しょ保健所 八丈出張所 04996-2-1291	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する援助及び救援の支援に関すること
島しょ農林水産 総合センター 八丈事業所 04996-2-0209	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁船の安全確保及び海難救助に関すること 2 農作物の災害応急対策指導に関すること 3 漁業無線による緊急通信及び被害状況調査に関すること 4 農林水産業に関する被害状況調査に関すること
家畜保健衛生所 八丈支所 04996-2-0504	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における家畜の衛生に関すること
八丈島警察署 04996-2-0110	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること 2 交通規制に関すること 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること 4 行方不明者の捜索及び調査に関すること 5 遺体の調査等及び検視に関すること 6 公共の安全と秩序の維持に関すること

第1章 町、都及び防災機関等の基本的責務と役割
第2節 町、都及び防災機関等の役割

第3 指定地方行政機関

機関の名称	任務及び業務分担
東京管区気象台 総務部業務課 防災調整係 042-497-7207	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関する事 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた町民への周知に関する事 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）に係る緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関する事 5 町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都道府県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関する事 7 都道府県や市町村、その他の関係防災機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事
東京航空局 東京空港事務所 航空管制運航情報官 03-5756-1531 03-5756-1532 03-5756-1530	<ol style="list-style-type: none"> 1 八丈島空港及びその周辺を飛行する航空機に対する情報提供に関する事 2 飛行計画及び航空管制に関する事 3 八丈島周辺を飛行する航空機の飛行規制に関する事 4 航空保安無線施設（無線設備・レーダー施設等）の運用及び維持管理に関する事 5 場外離着陸場の設定の助言に関する事 6 救援機関及び救援機との運航計画等の調整に関する事 7 航空機の捜索及び救難に関する事
海上保安庁 第三管区 海上保安本部 (下田海上保安部) 0558-23-0118	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言、津波情報等の伝達に関する事 2 震災に関する情報の収集に関する事 3 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関する事 4 排出油の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関する事 5 海上交通安全の確保(船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧)に関する事 6 海上における治安の維持に関する事 7 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関する事 8 その他、震災応急対策に必要な事項

第1章 町、都及び防災機関等の基本的責務と役割

第2節 町、都及び防災機関等の役割

機関の名称	任務及び業務分担
三根郵便局 04996-2-0700 中ノ郷郵便局 04996-7-0500 八丈島郵便局 04996-2-0300 樫立郵便局 04996-7-0300 末吉郵便局 04996-8-0001 (以下「八丈島各郵便局」という)	1 郵便、為替貯金及び簡易保険の各事業並びに日本電信電話株式会社等から委託された電気通信取扱業務等の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること 2 災害時における郵政事業災害特別事務取扱に関すること <ul style="list-style-type: none"> a 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 b 被災者が差し出す郵便物の料金免除 c 被災地あて救助用郵便物の料金免除 d 被災者救援のための寄附金送付用郵便振替の料金免除 e 為替貯金業務の非常取扱い f 簡易保険業務の非常取扱い

第4 自衛隊

機関の名称	任務及び業務分担
陸上自衛隊 第1師団 03-3933-1161	1 災害派遣の計画及び準備 <ul style="list-style-type: none"> a 防災関係資料の基礎調査 b 災害派遣の計画の作成
海上自衛隊 横須賀地方総監部 046-822-3500	c 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施 <ul style="list-style-type: none"> a 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧
航空自衛隊 航空総隊司令部 042-553-6611	b 災害救助のための防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

第1章 町、都及び防災機関等の基本的責務と役割
第2節 町、都及び防災機関等の役割

第5 指定公共機関

機関の名称	任務及び業務分担
NTT東日本 (株)-南関東東京 事業部東京西支店 設備部八丈島サー ビスセンタ (以下「NTT東日 本(株)八丈島担 当」という) 04996-2-0094	<ol style="list-style-type: none"> 1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること 3 気象予警報の伝達に関すること
東京電力パワーグリ ッド(株)東京総支社 島嶼業務センター 八丈島事務所 04996-2-0009	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること 2 電力供給に関すること
日本赤十字社 東京都支部 03-5273-6741	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護活動の実施に関すること 2 こころのケア活動に関すること。 3 赤十字ボランティアに関すること 4 輸血用血液の確保、供給に関すること 5 義援金に関すること

第6 指定地方公共機関

機関の名称	任務及び業務分担
東海汽船(株) (八丈マリンサービス(株)) 04996-2-1211	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保安に関すること 2 災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
東京都トラック協会 (八丈島支部) 04996-2-0680	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における貨物(トラック)自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること
献血供給事業団 0422-39-5771	<ol style="list-style-type: none"> 1 血液製剤の供給に関すること

第1章 町、都及び防災機関等の基本的責務と役割
第2節 町、都及び防災機関等の役割

第7 協力機関

機関の名称	任務及び業務分担
全日本空輸(株) 八丈島空港所 04996-2-1177	1 災害時における航空機による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
八丈島建設業協会 04996-2-2031	1 道路・橋梁等公共土木施設の応急対策の協力に関すること 2 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること 3 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること 4 その他災害時における復旧活動の協力に関すること 5 加盟各事業者との連絡調整に関すること
東京島しょ農業 協同組合 八丈島支店 04996-2-1221	1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること 3 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること 5 災害時における食糧及び物資の供給に関すること
八丈島漁業 協同組合 04996-2-0211	1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2 船舶及び漁業施設の災害応急対策の指導に関すること 3 被災漁家に対する融資及びあっせんに関すること 4 漁業資材の確保、あっせんに関すること 5 災害時における漁船による避難者等の輸送の協力に関すること
東京都漁業用海岸 局 04996-2-0808	1 災害時における漁業無線の活用に関すること
東京都立 八丈高等学校 04996-2-1181	1 避難所としての施設提供及びその設営の協力に関すること 2 生徒及び学校等の被災状況等の情報提供に関すること
八丈町 社会福祉協議会 04996-2-2609	1 要配慮者の把握及び避難の協力に関すること 2 災害ボランティアに関すること
社会福祉法人 養和会 04996-2-0770	1 要配慮者の把握及び避難の協力に関すること 2 災害ボランティアに関すること
八丈町商工会 04996-2-2121	1 災害時における救助物資の調達の協力に関すること
八丈島観光協会 04996-2-1377	1 観光客の避難誘導及びその把握に関すること
地域住民・ 赤十字奉仕団等	1 避難誘導、避難所内の世話業務に関すること 2 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の協力に関すること
八丈島空港ターミ ナルビル(株) 04996-2-3311	1 災害備蓄用物資の保管に関すること

第1章 町、都及び防災機関等の基本的責務と役割
第2節 町、都及び防災機関等の役割

機関の名称	任務及び業務分担
(合) 菊地弘商店 八丈交通 (株) (株) 松代自動車工場 (株) 阪上 (株) 今関商会 (株) 護神	1 災害時における石油燃料の供給に関する協定

第1章 町、都及び防災機関等の基本的責務と役割
第2節 町、都及び防災機関等の役割

第2章 町民と地域の防災力向上

第1節 現在の到達状況

第1 自助による町民の防災力向上

防災対策では、町民一人ひとりによる自助の取組が重要なため、町は、冊子「保存版わが家の防災対策」の配布（平成27年）及びホームページ上での周知を実施し、意識啓発を行っている。

また、各家庭における家具類の固定等の転倒・落下・移動防止策の実施、日常備蓄の推進、防災訓練への参加、救命講習の受講及び防災教育等を推進し、自助による町民の防災力向上を図っている。津波などの災害が発生した場合に備えた町民の避難訓練、救出救助訓練は、町の主催で毎年10月に実施している。

第2 地域による共助の推進

各地区の自治振興委員を中心に、自治会・地区組織単位で自主防災組織を設立し、自主防災組織名簿の定期的な更新を実施するなど、地域における共助の取組を推進している。

第3 消防団の活動体制の充実

町は、消防本部をはじめとして5地区の消防団を擁し、ポンプ車、救急車を配備するなど災害に備えている。また、平常時の消防力を災害時においても最大限に活用するため、災害被害の態様に即した各種の災害訓練を実施し、有事即応体制の確立を図っているところである。

また、機能別消防団員制度を発足させており、火災や災害時の消防活動を補完し、消防活動の充実を図っている。

第4 事業所による自助・共助の取組

発災時には、自助・共助の考えに基づき、地域住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要である。町は、防災訓練等を通じ、災害時における自主防災組織や事業所等地域の連携を図る取組を推進し、地域の防災力向上を図っている。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく、南海トラフ地震防災対策計画の提出事業者は、海運事業者2社、水道事業者1社、放送関係49社となっている。

第5 ボランティア活動への支援

柔軟性・きめの細かさと言った特性を持つボランティアなどの活動は、行政と異なる立場から被災者の救援等において、大きな役割を果たすものであり、多岐にわたる活動が期待される。

現状では、赤十字奉仕団などの活動が継続的に実施されている。

第2節 課題

第1 自助による町民の防災力向上の課題

自助の取組状況について統計調査等を行われていないため、安否確認方法の確認や家具転倒防止策を実施した人、家庭での備蓄状況について把握できていないものの、町においては、過去に大きな地震等による被害がないため、自助の取組を行っている町民の割合は高くないことが想定される。

南海トラフ地震等による災害時には、離島という地理的状況にあるため、本土からの物資輸送の支援を受けられず、被災者は長期間孤立する恐れがあるなど、町民生活への大きな影響が懸念

されている。町民一人ひとりが自助の備えをし、発災時に適切な行動をとれるように、対策を推進する必要がある。

第2 地域による共助の推進の課題

災害被害を軽減するには、地域コミュニティの防災体制を強化し、災害時に地域住民自身が初期消火や救出・救護などの防災活動に積極的に取り組む必要がある。とりわけ、自主防災組織の平時の活動に、地域住民の積極的な参加を促し、地域防災力の活性化を一層推進していくことが必要である。高齢者等の要配慮者に対して、適切な支援が行われることが重要である。

第3 消防団の活動体制

町内の消防団は、定員330人に対して、令和2年8月現在220人となっており、定員充足等消防団の活動体制を整えることが必要である。

今後とも、災害火災に対応するため、消火活動、救助救急活動に有効な車両や資機材を充実するとともに、災害態様の変化に応じた消防力の整備増強を図っていく。

第4 事業所による自助・共助の取組の課題

発災時において事業所は、地域の一員としての救出・救護活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるなど地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割が求められている。発災時における事業所の役割を踏まえて、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

第5 ボランティア活動の支援体制

発災時において、ボランティアは、炊出しなどの避難所の運営支援やがれき撤去といった様々な役割を果たすことが期待されている。東日本大震災の際には、甚大な被害の影響から、受入自治体の体制が整わず、ボランティアが十分に活動できなかった事例もあった。町は、離島という地理的状況も踏まえ、地震発生時のボランティア活動の受援計画を定め、活動拠点等の指定などの支援体制を整備する必要がある。

また、一定の知識、経験や特定の知識を必要とする専門的なボランティア（八丈町防災ボランティア）の活動体制もあわせて整備する必要がある。

第3節 対策の方向性

第1 自助による町民の防災力向上

町民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高める。町は、防災対策に取り組むように防災意識の啓発を推進するとともに、町民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。また、総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養していく。

さらに、町及び関係防災機関は、その職員に対して、専門的な防災知識を身につけさせるとともに、相互に密接な連携を保ちながら、町民及び事業所等に対して防災知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

第2 地域による共助の推進

地域コミュニティは、防災体制を強化し、災害時に地域住民自身が初期消火や救出・救護などの防災活動への積極的な参加を促す活動を推進する。とりわけ、自主防災組織は地域の防災活動の中核組織として重要であり、その充実・強化を図る。

また、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

第3 消防団の活動体制

町（消防本部）は、災害火災に対応するため、消防団員の募集活動や地域住民等と連携した訓練（消火活動、救助救急活動）に有効な車両や資機材を充実するとともに、災害様態の変化に応じた消防力の整備増強、消防団の活動体制の充実を図っていく。

第4 事業所による自助・共助の強化

事業所は、行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、発災時において事業所が自らの役割を果たすことができるように事業所の防災力向上を促進していく。

第5 ボランティア活動の支援体制づくりの推進

発災時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるように、町は、都及び町社会福祉協議会、地域のコミュニティ活動団体、赤十字奉仕団等との連携を強化するとともに、受援計画を策定し、それらに基づく事前の協議や訓練等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

第4節 到達目標

第1 自助の備えを講じている町民の割合を100%に到達

町は、各主体に対する様々な防災訓練の実施や学校等における体系的な防災教育の実施により、町民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、町民が、防災を我がこととして捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。

また、被災した際も、特に乳幼児や小・中学生の保護者、妊産婦、障がい者等が不安を生じないように効果的な情報提供を推進する。

第2 自主防災組織の組織率100%と活動活性化

町は、自主防災組織が全自治会・地区組織単位に組織されるように啓発活動を充実していく。
また、自主防災組織の活動活性化の促進等を図り、地域防災力の向上を実現する。

第3 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上

町（消防本部）は、消防団の定員充足等の推進による体制の充実や発災時における地域住民等との連携による円滑な災害活動の推進等を図る。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

第1 自助による町民の防災力向上	第4 事業所による自助・共助の強化
第1-1 町民による自助の備え	第5 ボランティアとの連携
第1-2 防災意識の啓発	第5-1 一般ボランティア
第1-3 防災教育の充実	第5-2 登録ボランティア
第1-4 防災訓練の充実	第6 町民・行政・事業所等の連携
第1-5 外国人支援対策	第6-1 横のつながりを持った社会づくり
第2 地域による共助の推進	第6-2 地域における防災連携体制の確立
第3 消防団の活動体制の充実	

第1 自助による町民の防災力向上

第1-1 町民による自助の備え

町民は、自らの身の安全は自らが守るという観点にたち、次の措置を取るものとする。

- 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保すること
 - 2 日頃から、出火の防止に努めること
 - 3 消火器具、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器を準備しておくこと
 - 4 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止対策を取ること
 - 5 ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を取ること
 - 6 水（1日一人3ℓ目安）、食料、医療品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備をし、応急給水拠点（P202参照）の確認をすること
 - 7 自動車へのこまめな満タン給油
 - 8 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法をあらかじめ決めておくこと
 - 9 町が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加すること
 - 10 自治会・地区組織等が行う地域の相互協力体制の構築に協力すること
 - 11 地域ごとの津波避難計画の策定に参画すること
 - 12 避難行動要支援者がいる家庭における「避難行動要支援者名簿」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え
 - 13 災害発生時に備えて、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
 - 14 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与
 - 15 地震や火災、風水害に関する保険・共済等へ加入し、生活再建に向けて事前に備えること
- なお、離島であることから、物資等の供給が途絶することが想定される。各自、まずは地域で自活する備えが必要となることを踏まえて、可能な限り、1週間分程度の日常備蓄を確保するよう努める。

第1-2 防災意識の啓発

町をはじめ各防災機関は、それぞれに適した方法で災害に関する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

1 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	1 防災広報パンフレットの作成 2 防災無線によるPR 3 町広報等による啓発 4 保育園、学校等に対する防災意識の啓発
八丈支庁	1 広報板等による啓発 2 防災講話等による啓発
島しょ保健所 八丈出張所	1 保健所だよりによる啓発
八丈島警察署	1 警察だよりによる啓発 2 保育園、学校等に対する防災意識の啓発
NTT 東日本(株) 八丈島担当	1 防災フェア及び地域防災演習時にパンフレットを配布し、電話の混乱防止対策及び災害伝言ダイヤルのPRを行っている
東京電力パワー グリッド(株) 東京総支社 島嶼業務センター 八丈島事務所	1 災害時の感電事故防止等のパンフレットの発行
日本赤十字社東京 都支部（赤十字奉 仕団）	1 自分の身近にけが人や急病人が発生した場合に備え、地域住民等を対象に救急・救護の知識の普及・啓発

2 詳細な取組内容

各防災機関が行う広報内容の基準は、次のとおりとする。

- 1 台風、地震（南海トラフ地震を含む）、津波、火山に関する一般知識
- 2 各防災機関の災害対策
- 3 出火防止及び初期消火の心得
- 4 室内、戸外等における防災対策、地震発生時の心得
- 5 災害情報の入手方法
- 6 非常食料・身の回り品等の準備心得
- 7 道路交通規制及びドライバーの心得
- 8 救出、応急救護の方法
- 9 避難方法及び避難時の心得、特に、観光客向けの避難対策
- 10 水道・電気・ガス・電話などの災害時の心得
- 11 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上策

第1-3 防災教育の充実

町は、防災活動に携わる町民、事業所の防災担当者を対象に、学校教育の場や講習会等において防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実戦的な自助による防災行動力の向上に努める。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（教育委員会）	1 副読本の配付 2 防災ポスターコンクールの周知 3 防災訓練の実施
町（消防本部、総務課）	1 防災知識の普及啓発 2 地域住民を対象とした組織の育成 3 応急救護知識及び技術の普及 4 各家庭における地震時の身体防護 5 出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進

(2) 詳細な取組内容

《町（教育委員会）》

① 副読本の配付

災害発生時の心得と平常時の準備等、災害に関する基礎的な知識の習得を図るために、国や関係防災機関が作成している、児童生徒用学習資料を児童生徒に配付する。

② 防災ポスターコンクールの開催の周知

防災に対する知識の普及啓発のため開催される防災ポスターコンクール等の開催を周知する。

③ 防災訓練の実施

防災行動力の向上を図るため、実戦的な防災訓練を学校で実施する。

《町（消防本部、総務課）》

① 防災知識の普及啓発

児童生徒を対象とした消火訓練等を実施して防災意識の啓発を図る。

② 地域住民を対象とした組織の育成

自主防災組織等の育成を図るとともに、婦人会、PTA等、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。

③ 応急救護知識及び技術の普及

地域住民や事業所、各団体を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、それぞれにおける応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。

第1-4 防災訓練の充実

町をはじめとする各防災機関は、毎年10月5日を防災の日と定めて、防災訓練を実施している。今後とも、関係防災機関相互及び町民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練を実施していく。

さらに、地域の災害対策の課題に適応した訓練や避難所運営、自主防災組織等の救出救助訓練など地域住民を主体とした訓練の拡充を図る。訓練では女性の参画を促し、防災対策におけるきめ細かな対策を推進する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施に努める。こうした防災訓練により、防災対策・体制を検証し、これまでの対策を改善するとともに、必要に応じ危機管理の観点から組織体制を見直すこととする。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課、消防本部）	1 総合防災訓練の実施 2 非常無線通信訓練の実施 3 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援 4 各避難所運営主体による避難所運営訓練や総合防災訓練等への要配慮者と家族の参加に対する支援 5 実践的な防災訓練を通じた町民の防災行動力の向上の推進
支庁・指定地方行政機関等・町民	1 総合防災訓練への参加・協力
都総務局	1 非常無線通信訓練の実施

(2) 詳細な取組内容

《町（総務課、消防本部）》

① 総合防災訓練の実施

町は、地震（南海トラフ地震を含む）、風水害、津波、火山噴火を想定し、関係防災機関及び町民が一体となって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。これによって各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

ア 参加機関

(i) 町 (ii) 支庁 (iii) 関係防災機関 (iv) 町民 (v) 事業者

イ 訓練項目

(i) 非常参集訓練 (ii) 情報連絡訓練 (iii) 本部運営訓練
(iv) 現地実働訓練 (v) 図上訓練

ウ 実施時期

毎年、10月5日とするが、町と東京都との合同防災訓練においては、両者で定める。

② その他の防災機関訓練

ア 非常無線通信訓練

災害時においては、町と都との連携は不可欠であり、有線通信系が不通、又は利用することが困難な場合における無線通信系の円滑な遂行を図るため、通信手続、無線機の使用等非常無線通信に関する訓練を実施する。

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
町（総務課） 都総務局（総合防災部）	無線通信系の円滑な遂行を図るため、年間計画を策定し、習熟訓練を実施する。	原則として、毎週水曜日に都防災本部と非常無線通信に関する訓練を実施する。

第1-5 外国人支援対策

町は、在住外国人及び外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	1 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 2 避難道路標識等の外国語標記の推進 3 地域の防災訓練に参加する外国人への支援

（2）詳細な取組内容

《町（総務課）》

- 外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。
- 都が作成する外国人のための防災に関する動画を活用し、情報提供を行う。
- 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。
- 地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

第2 地域による共助の推進

災害被害を軽減するには、自治会・地区組織など地域コミュニティの防災体制を強化し、災害時に地域住民自身が初期消火や救出・救護などの防災活動に積極的に取り組む必要がある。とりわけ、自主防災組織は地域の防災活動の中核組織として重要であり、このため地域の自主防災組織の充実・強化を図っていく。

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	1 町民への積極的な支援・助言による自主防災組織の結成促進 2 自主防災組織の活動環境の整備
自主防災組織	1 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図ること 2 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施すること 3 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、被害時の支援体制を整えておくこと 4 地域内の企業・事業所との連携・協力について検討すること 5 行政との連携・協力について検討すること
都総務局	1 自主防災組織に防災の専門家を派遣し、活動を活性化 2 町と連携し、自主防災組織リーダーを対象とした実践的な研修の実施 3 町や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成

(2) 詳細な取組内容

《町（総務課）》

① 自主防災組織の結成促進

町は、各地区の自治振興委員を中心に、自治会・地区組織単位で自主防災組織の結成に協力することで、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成し、災害に強い社会づくりを図っていく。特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

② 自主防災組織の活動環境の整備

自主防災組織を活性化し、発災時に効果的な活動をするためには、活動に使用する資機材の配備や消防水利の確保等環境条件の整備が必要である。活動用資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織の活動拠点の整備促進を図っていく。

《自主防災組織》

① 自主防災組織等の役割や取るべき措置は、次のとおりである。

- 1 防災に関する知識の地域への普及や出火防止の徹底
- 2 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- 3 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄
- 4 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- 5 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の災害時の支援体制の整備
- 6 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

第3 消防団の活動体制の充実

災害時には、出火防止や初期消火の徹底を図っても、火災が拡大し、延焼火災となることが予想される。したがって、災害による火災が予想される地域については、消防団の活動体制の充実により、可能な限り延焼防止を講じ、人命の安全確保を重点とした消防体制の確保を図る。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（消防本部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団員の確保 2 消防団員の教育訓練 3 消防団資機材・分団施設等の整備 4 地域等と連携した防災対策の推進

(2) 詳細な取組内容

《町（消防本部）》

- 1 消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。
- 2 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団施設の整備をはじめ、活動に必要な救助資機材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。
- 3 各種資機材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 4 応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。

- 5 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。
- 6 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。
- 7 消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- 8 消防団に積極的に協力している事業所を総務省消防庁「消防団協力事業所表示制度」による「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- 9 防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 10 八丈町消防活動体制（令和2年8月現在）

ポンプ車	救急車	その他車両	合計	消防団員数
7	2	4	13	220名（定員330名）

第4 事業所による自助・共助の強化

町は、事業所と地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画（※）の作成促進等により、事業者の防災力を向上させる。

※事業所防災計画

東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災による被害を最小限にとどめるため、町及び都の地域防災計画を基準として、事業所単位で作成する防災計画である。

事業所は、その社会的責任を果たすために、自らの組織力を活用して、次のような対策を図るものとする。

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所内外の安全化、防災計画や非常用マニュアルの整備など被災時の事業活動の継続対策 2 防災資機材の配備、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制整備 3 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力など地域社会の安全性向上対策 4 要配慮者利用施設における自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成と年1回以上の定期的な避難訓練または研修を実施
町（消防本部、総務課、福祉健康課、産業観光課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所防災計画の作成指導 2 事業所防災訓練の指導 3 要配慮者利用施設の具体的計画の作成指導及び避難訓練または研修実施の指導
都総務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所相互間の協力体制の推進

（2）詳細な取組内容

《事業所》

- ① 災害時の企業の果たす役割(従業員や顧客の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図って

おく必要がある。

- 1 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄(従業員の日分が目安)等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- 2 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画(BCP)を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進
- 3 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力など地域社会の安全性向上対策
- 4 八丈町商工会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- 5 本計画に定める要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成と年1回以上の定期的な避難訓練または研修を実施

《町(消防本部、総務課、福祉健康課、産業観光課)》

① 事業所防災計画の作成指導

事業所で使用する火気及び危険物等は一般家庭より規模が大きく、また、火気使用設備器具も多種類であり、それだけ、災害時における発災の危険性がある。このため、東京都震災対策条例に基づき、全ての事業所は防災計画を作成し、自主防災体制の確立を図ることとなっている。また、土砂災害防止法に基づき、本計画で定める要配慮者利用施設は、避難確保計画及び訓練・研修の実施が義務化されている。

ア 防火管理者の選任を要する事業所

消防法(昭和23年法律第186号)第8条、第8条の2等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

イ 自衛消防組織の設置義務のある事業所

消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務付けられている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

ウ 防災管理者の選任を要する事業所

消防法第36条により防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

エ 自衛消防隊の配置義務のある事業所

- 1 ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、八丈町火災予防条例(平成14年12月12日条例第35号)第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。
- 2 震災時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員(自衛消防隊)として活動することが有効である。このことから、自衛消防隊を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。
- 3 自衛消防隊の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急 手当用具の配置を推進する。

オ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。震災発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

② 事業所防災計画等作成上の留意事項

- 1 町及び都地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件、事業内容を考慮した実行性のあるものとする。
- 2 従業員、顧客及び周辺住民（事業所が立地する場所の近隣に住む住民で、災害発生時に影響を受ける可能性のある住民をいう）の人命の安全、出火防止、混乱の防止等重点に作成するものとする。
- 3 責任者の在・不在、夜間の勤務体制等を考慮したものとする。
- 4 他の防災又は保安等に関する計画規定がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとする。
- 5 事業所内外の情勢に応じ逐次見直しを図り、必要により改正して常に実情にあったものとする。

③ 事業所防災訓練の指導

事業所の自衛防災組織が災害時において、迅速、的確な防災活動を行うために、日ごろから、防災訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識・技能を身につけておくことが必要である。

今後も、事業所自衛防災組織の活性化を図るために、防災訓練を積極的に実施するよう各事業所に働きかけていくとともに、各種防災訓練の技術指導に努める。

《都総務局》

- ① 住民に対し、地域と事業所の相互連携の必要性について、研修等を通じ普及啓発を行う。
- ② 女性の参画の促進に努めるとともに、事業所内の防災活動に女性の視点を反映し、発生する多様なニーズを解決できる女性の防災人材の育成を行う。
- ③ 自主防災組織の活動拠点等において、災害時に地域住民が充電できる蓄電池等を配備する町の取組に対し支援していく。

第5 ボランティアとの連携

柔軟性・きめの細かさといった特性を持つボランティアなどの活動は、行政と異なる立場から被災者の救済やがれきの除去に大きな役割を果たすものであり、大規模災害においては、行政とともに欠くことのできない存在である。

第5-1 一般ボランティア

被災地に駆けつける多くのボランティアが、被災者の救済等において十分に活動するためには、町が正確な情報や必要とする資機材を提供するなど、活動が行いやすい環境を整えていくことが必要である。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課、福祉健康課）	<ol style="list-style-type: none"> 被災者の救済等においてボランティアが十分に活動するため、備蓄品等とともに、資機材についても整備を図る。 都と平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、更に効果的な連携のための体制づくりを推進していく。 ボランティア等の支援を行うとともに、都に対して広域的な活動の調整及び補完を依頼する。 町社会福祉協議会等との連携による町災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 平常時から、地域コミュニティ団体、赤十字奉仕団等と協働し、幅広いネットワークを構築する。また、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携体制の構築を図る。 平常時の登録、研修や訓練の制度、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

第5-2 登録ボランティア

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課、福祉健康課）	<ol style="list-style-type: none"> 八丈町防災ボランティア制度の構築 八丈町防災ボランティア制度を活用した事前の講習や訓練を実施

(2) 詳細な取組内容

災害時のボランティア活動のうち、一定の知識、経験や特定の知識を必要とするものについて、即時的対応ができるよう、八丈町防災ボランティア制度を構築する。町は、ボランティアの氏名、連絡先、活動の種類等をあらかじめ把握しておく。また、事前の講習会や訓練を実施する。

第6 町民・行政・事業所等の連携

第6-1 横のつながりを持った社会づくり

平常時から行政、事業所、町民、ボランティア等が相互に連携協力しあうネットワークを形成し、災害に強い社会を構築するため、次の対策の実施を図っていくものとする。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都各局	1 町、事業所及び地域との相互支援を協議する場の設置 2 自治体間の相互支援体制の強化 3 行政、事業所、地域との連携のあり方についてのマニュアル等の作成・啓発

第6-2 地域における防災連携体制の確立

大災害の発生直後には、火災や救助・救急事態が同時に多発することに加え、道路等の損壊によって防災機関の組織的な応急活動が実施できなくなることも予想される。このような状況の中で、災害の拡大を防止するには、地域住民や事業所等が連携して、応急対策を速やかに実施する必要がある。このため、地域における防災連携体制の確立を図るものとする。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	1 自治会・地区組織、事業所、ボランティア相互の連携協力体制の推進 2 地域コミュニティの活性化 3 防災訓練の実施 4 地区防災計画の作成の推進
町（消防本部）	1 地域住民、及び事業所等との協働による、自助・共助による応急手当の普及促進

(2) 詳細な取組内容

《町（総務課）》

① 自治会・地区組織、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進

自治会・地区組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。

② 地域コミュニティの活性化

自治会・地区組織等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す。

③ 防災訓練の実施

地域の防災体制を確立するため、自治会・地区組織、事業所、ボランティア等の参加による防災訓練を今後も実施していく。

④ 地区防災計画の作成の推進

地域住民等から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば、町地域防災計画の中に位置づける。

《町（消防本部）》

① 応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。

【応急対策】

第1 自助による応急対策の実施	第3 消防団による応急対策の実施
第1-1 町民自身による応急対策	第4 事業所による応急対策の実施
第1-2 外国人の情報収集等に係る支援	第5 ボランティア活動との連携
第2 地域による応急対策の実施	

第1 自助による応急対策の実施

第1-1 町民自身による応急対策

- 1 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- 2 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- 3 地震発生後数日間は、上水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

第1-2 外国人の情報収集等に係る支援

各機関は、在住外国人及び外国人旅行者に対し、必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 在住外国人への情報提供 2 外国人災害時情報センターとの情報交換 3 行方不明と把握していた外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等に連絡するものとする。
八丈島観光協会等	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人旅行者の案内、誘導、情報提供
都生活文化局	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人災害時情報センターの業務の実施（災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施） <ol style="list-style-type: none"> a 外国人が必要とする情報の収集・提供 b 町等が行う外国人への情報提供に対する支援

第2 地域による応急対策の実施

消防団、自主防災組織及び事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
自主防災組織	<ol style="list-style-type: none"> 1 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） 2 安否や被害についての情報収集 3 初期消火活動 4 救出活動

機関名	対策内容
自主防災組織	5 負傷者の手当・搬送 6 避難誘導活動 7 避難行動要支援者等の避難支援 8 避難所運営 9 自治体及び関係機関の情報伝達 10 炊出し等の給食・給水活動 等
消防団	1 消防本部と連携した消火活動 2 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動 3 災害情報の収集・伝達活動 4 町民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等
事業所	1 事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携による消火活動、救護活動等の支援

第3 消防団による応急対策の実施

- 1 発災と同時に地域住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 2 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 3 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防本部との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防本部と連携して行う。
- 4 消防本部の応援要員として消火活動等の応援をするとともに、障害排除等の活動を行う。
- 5 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 6 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

第4 事業所による応急対策の実施

- 1 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。
- 2 出火防止、初期消火を速やかに実施する。
- 3 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。
- 4 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。
- 5 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。
- 6 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

第5 ボランティアとの連携

- 1 町（福祉健康課）は、町社会福祉協議会等との協働による町災害ボランティアセンターの設置・運営を行い、必要な情報や資機材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援する。
- 2 町（福祉健康課）は、都（生活文化局）及び「東京ボランティア・市民活動センター」が災害時に設置する、東京都災害ボランティアセンターと連携を図る。
- 3 町（福祉健康課）は、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情

報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

- 4 町とボランティアの実施する救助の調整事務について、町社会福祉協議会が設置する町災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費が災害救助法の対象となる。

第2章 町民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

第3章 安全な町づくりの実現

第1節 現在の到達状況

第1 安全に暮らせる町づくり

町は、自然災害の軽減防止を図るため、公共建築物等の安全化を実施している。支庁は、がけ・土砂災害等の防止対策などを実施している。関係防災機関は施設構造物等の安全化を推進している。

第1-1 建築物の不燃化

町の全建物の不燃化率（全建物に対する耐火造・準耐火造の割合・建築面積ベース）は、都の土地利用現況調査によると、都島しょ町村の平均より低い傾向にある。

第1-2 河川・海岸、港湾施設等の整備

支庁は、河川、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設の整備を推進している。町は、町営の第1種漁港（2港）の整備を行っている。（第2部第5章「津波等対策」P93参照）

第1-3 がけ崩れ、地すべり、土石流、山地災害等の防止

支庁は、がけ崩れ・地すべり・土石流等の危険箇所の安全化対策の推進及び治山事業等森林維持を推進している。

- 1 土砂災害警戒区域 562 箇所
- 2 土砂災害特別警戒区域 543 箇所
- 3 砂防指定地 河川数9、総面積82.19 ha
- 4 急傾斜地崩壊危険箇所 79 箇所
- 5 急傾斜地崩壊危険区域 1 箇所（1.54 ha）
- 6 地すべり防止区域 1 箇所（15.15 ha）
- 7 土石流危険溪流 22 箇所、山腹崩壊危険地区等 11 箇所
- 8 崩壊土砂流失危険地区 21 箇所

※ 資料編「土砂災害（特別）警戒区域 図郭割図」（資料-9参照）

第2 建築物の耐震化及び安全対策

町の公共建築物においては、老朽化した施設も存在するが、耐震化や老朽化対策を推進している。

公共建築物（町立八丈病院、小学校、中学校、保育園、公民館、町庁舎、支庁舎の計18箇所）全てが耐火建築物となっている。耐震状況は、公民館2箇所以外の16箇所が耐震化されている。

【建築物の耐震化及び安全対策状況】（平成31年4月現在）

種別	建物名	耐火状況	耐震状況
病院	町立八丈病院	耐火建築物	耐震化済み
小学校	三根小学校	耐火建築物	耐震化済み
	大賀郷小学校	耐火建築物	耐震化済み
	三原小学校	耐火建築物	耐震化済み
中学校	富士中学校	耐火建築物	耐震化済み
	大賀郷中学校	耐火建築物	耐震化済み
	三原中学校	耐火建築物	耐震化済み
保育園	むつみ保育園	耐火建築物	耐震化済み
	むつみ第二保育園	耐火建築物	耐震化済み
	若草保育園	耐火建築物	耐震化済み
	あおぞら保育園	耐火建築物	耐震化済み
公民館	三根公民館	耐火建築物	耐震化済み
	大賀郷公民館	耐火建築物	耐震化済み
	檜立公民館	耐火建築物	—
	中之郷公民館	耐火建築物	—
	末吉公民館	耐火建築物	耐震化済み
町庁舎	町庁舎	耐火建築物	耐震化済み
支庁舎	支庁舎	耐火建築物	耐震化済み

第3 消防水利の確保

町では、災害時の同時多発火災に対処するため、既存水利の機能維持を図るほか、災害対策上重要な地域を中心に、防火水槽の設置に努めている。

- 1 防火水槽設置数 221 施設（平成31年度末）

第2節 課題

第1 安全に暮らせる町づくりの課題

第1-1 災害に強い住空間の確保の課題

老朽化している既存町営住宅の建替えや長寿命化に取り組む必要がある。また、人口減少化にともない空き家も増加しており、危険建物の対策を図るため、状況を把握することが課題となっている。

第1-2 河川・海岸、港湾施設等の整備の課題

道路・空港・港湾等の施設が災害によって、大きな被害を被った場合、人命に係わる大事故につながるのみならず、応急対策・復旧対策に大きな支障をもたらす。

第1-3 がけ崩れ、地すべり、土石流、山地災害等の防止の課題

町の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、平成30年度に公表及び区域指定された。ハード整備だけでは対応できない部分はソフト対策で補うなど、ソフト・ハードの連携による土砂災害対策が必要である。

第2 建築物の耐震化及び安全対策の課題

社会公共施設は、避難所等災害時の応急対策の拠点として利用されることから、耐震化を図る必要がある。また、これらの施設は、天井の落下や窓ガラスの飛散などの影響により、利用者への被害が懸念される。

第3 出火、延焼等の防止の課題

防火水槽については計画的に整備をしているものの、用地の確保が課題となっている。防火水槽の耐震化も推進する必要がある。

第3節 対策の方向性

第1 安全に暮らせる町づくり

第1-1 災害に強い住空間の確保

自然との共生を図り、災害に強い住空間を確保するため、町営住宅の長寿命化、風土にあった住宅設計指針の作成を進めるほか、空き家の利活用について取組を行う。

第1-2 河川・海岸、港湾施設等の整備

ハード整備において、被害軽減を図るとともに、津波浸水ハザードマップ作成をはじめとした津波防災対策の強化を図るなど、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な対策を行う。

第1-3 がけ崩れ、地すべり、土石流、山地災害等の防止

ハード整備に加え、ハザードマップの整備、更新等行い情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。

第2 建築物の耐震化及び安全対策

平成24年3月に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、民間建築物及び公共建築物の耐震診断、耐震改修を促進する。また、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図る。

第3 出火、延焼等の防止

災害対策上重要な地域を中心に、計画的な防火水槽の設置を進める。また、防火水槽の耐震化を図る。

第4節 到達目標

第1 安全に暮らせる町づくり

第1-1 災害に強い住空間の確保

町は、令和2年度までに、町営住宅建設計画に基づき整備を実施する。また、空き家状況の把握と積極的な活用を図る。

第1-2 河川・海岸、港湾施設等の整備

海岸、港湾等施設の整備は都の事業がほとんどであり、町は都に対してこれらの安全性を高め、速やかな応急活動がとれる施設整備を要望するとともに、町としてはソフト対策を継続的に実施する推進を図る。

第1-3 がけ崩れ、地すべり、土石流、山地災害等の防止

町は、ハード・ソフトの連携による土砂災害対策の継続的に実施する。

第2 防災上重要な公共建築物の耐震化

防災上重要な公共建築物の耐震性を確保し、家具類転倒・落下・移動防止対策等を完了する。

第3 消防水利不足地域の解消

消防水利不足地域が解消され、震災時の火災による被害を抑制する。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

第1 安全に暮らせる町づくり	第2-2 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止
第1-1 災害に強い住空間の確保	第2-3 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備
第1-2 河川、海岸、港湾施設等の整備	第3 出火、延焼等の防止
第1-3 がけ崩れ、地すべり、土石流、山地災害等の防止	第3-1 消防水利の整備
第2 建築物の耐震化及び安全対策の促進	第3-2 出火の防止、危険物施設の安全化
第2-1 建築物の耐震化	第3-3 高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

第1 安全に暮らせる町づくり

第1-1 災害に強い住空間の確保

町は、自然との共生を図り、災害に強い住空間を確保するため、町営住宅の長寿命化、風土にあった住宅設計指針の作成を進めるほか、空き家の利活用について取組を行う。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（企画財政課）	1 空き家・移住定住対策
町（建設課）	1 町営住宅の長寿命化 2 住宅設計指針の策定 3 公園の整備
町（産業観光課）	1 緑地・農地の保全

(2) 詳細な取組内容

《町（企画財政課）》

① 空き家・移住定住対策

防災面、防犯面、衛生面で地域住民の生活環境への深刻な影響を与えていることがないよう、空き家の積極的な活用について取り組む。また、移住希望者が利用できる移住体験住宅を整備することや、空き家を含めた移住定住に関する情報発信を推進する。

《町（建設課）》

① 町営住宅の長寿命化

町営住宅を安全で快適な住まいとして維持するため、建替え計画、長寿命化に関する計画などを策定し、良好な住宅ストックの形成と確保を推進するとともに、維持管理に必要な経費の縮減を図る。

② 住宅設計指針の策定

まち並みづくりや風土にあった建築方法などについて独自の設計指針を研究、策定する。

第1-2 河川、海岸、港湾施設等の整備

(第2部第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」P69 参照)

(第2部第5章「津波等対策」P93 参照)

第1-3 がけ崩れ、地すべり、土石流、山地災害等の防止

がけ地や急傾斜地の崩壊や土石流等の災害は、地震又は降雨等に起因することが多く、発生が事前に予測しにくく、発生に際しては死傷者を伴うことなどが特徴とされている。

がけ崩れ・地すべり・土石流等の危険箇所の安全化対策の推進及び治山事業等の森林維持を図る。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	1 土砂災害防止法に基づくソフト対策 2 ブロック塀等の安全化
八丈支庁 都産業労働局	1 山地災害危険地の安全化（治山事業） 2 農地・農業用施設の安全対策
八丈支庁 都建設局	1 ハード対策 a 土石流対策 b 地すべり対策 c 急傾斜地崩壊対策 2 区域の指定及び解除と土砂災害警戒情報の発表

(2) 詳細な取組内容

《八丈支庁、都建設局》

① 急傾斜地等の安全化

ア 急傾斜地等の安全化

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律は、傾斜度が30度以上ある土地を急傾斜地と定めこのうち、高さ5m以上で想定被害区域内に5戸以上の人家が存在するなど、一定の要件をみたすものを急傾斜地崩壊危険箇所としている。

【急傾斜地崩壊危険箇所】（平成31年4月現在）※代表的な箇所を例示、その他に74箇所指定

場所	傾斜度	延長	高さ	備考
三根地域（神湊東）	50°	90 m	15 m	急傾斜地
三根地域（神湊東）	50°	110 m	10 m	崩壊危険区域
中之郷地域（藍ヶ江）	70°	40 m	20 m	—
末吉地域（洞輪沢）	70°	200 m	150 m	—
末吉地域（尾越）	40°	40 m	70 m	地すべり防止区域

イ 急傾斜地の安全対策

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、危険度の高いものから順次、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、安全対策を図る。

【急傾斜地崩壊危険区域】（平成31年4月現在）

区分	場所	編入地域	指定面積
三根	三根地域 (神湊東)	現地標柱1号から17号までを結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線に囲まれた土地の区域	1.54 ha

② 地すべり発生危険箇所の安全化

地すべり等防止法では、主務大臣は都道府県知事の意見を聞いて、地すべり防止区域の指定ができるとしている。

町で地すべり防止区域に指定されている地域は、次のとおりである。

【地すべり防止区域】（平成31年4月現在）

区分	場所	編入地域	指定面積
尾越地すべり地域	末吉地域	現地標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた区域	15.15 ha

③ 土石流危険渓流の安全化

土石流が発生する危険性があり、人家や公共施設に被害を与えるおそれがある渓流を土石流危険渓流としている。都建設局は、特に土石流発生の危険性が高く、あるいは、発生した場合に多くの人家や公的施設等に被害が発生するおそれのある渓流を順次、砂防指定地（砂防法による）に編入して、対策工事を行う。

【土石流危険渓流】（平成31年4月現在）

土石流危険渓流
22箇所

【砂防指定地】（平成31年4月現在）

河川名	場所	面積	備考
唐滝川	檜立地域	11.60 ha	
三原川	中之郷地域	16.48 ha	
鴨川	三根地域	25.98 ha	
名古屋川	末吉地域	3.00 ha	
長の入沢	三根地域	0.43 ha	
赤見沢	三根地域	1.26 ha	
角尻川	末吉地域	18.03 ha	
小骨ヶ洞	中之郷地域	3.63 ha	
大里一ノ沢	大賀郷地域	1.78 ha	

④ 山腹崩壊危険地区等の安全化

ア 山腹崩壊危険地区の安全化

山の斜面が崩壊することによる災害の発生が高い区域で、人家や公共施設等に被害を与えるおそれがある区域として林野庁が定める要領に基づき判定された区域を山腹崩壊危険地区としている。

【山腹崩壊危険地区】（平成31年4月現在）

場所	面積	危険度分類	公共施設 (箇所)	人家戸数 (戸)	治山事業等
末吉地域	4 ha	A	1	6	一部概成
大賀郷地域	21 ha	C	0	0	一部概成
大賀郷地域	1 ha	B	1	0	未成
末吉地域	2 ha	A	2	24	一部概成
末吉地域	1 ha	B	0	9	無
檜立地域	1 ha	C	0	0	一部概成
大賀郷地域	1 ha	C	0	1	一部概成
三根地域	1 ha	B	1	26	無
三根地域	1 ha	C	0	9	無
大賀郷地域	2 ha	B	0	35	無
大賀郷地域	4 ha	A	0	19	無

イ 崩壊土砂流出危険地区の安全化

山の斜面の崩壊や地すべり等によって発生した土砂が土石流となって流出する高い区域で、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある区域を崩壊土砂流出危険地区としている。

【崩壊土砂流出危険地区】（平成31年4月現在）

場所	面積	危険度分類	公共施設 (箇所)	人家戸数 (戸)	治山事業等
大賀郷地域	0 ha	B	1	0	一部概成
三根地域	4 ha	C	0	0	一部概成
三根地域	1 ha	C	0	0	無
末吉地域	1 ha	C	0	0	無
末吉地域	1 ha	C	0	0	無
末吉地域	2 ha	C	0	0	無
末吉地域	2 ha	C	0	0	無
末吉地域	2 ha	C	0	1	概成
末吉地域	1 ha	A	1	1	一部概成
中之郷地域	1 ha	B	1	0	無
中之郷地域	3 ha	A	0	5	一部概成
檜立地域	1 ha	B	1	1	概成
檜立地域	3 ha	C	0	0	無
三根地域	0 ha	C	0	0	無
三根地域	1 ha	C	0	0	無
末吉地域	1 ha	C	0	0	一部概成
末吉地域	1 ha	C	0	0	無
大賀郷地域	0 ha	C	0	3	一部概成
大賀郷地域	0 ha	B	1	4	一部概成
大賀郷地域	2 ha	A	0	10	無
中之郷地域	2 ha	A	0	10	無

⑤ 土砂災害防止法に基づくソフト対策

《町（総務課）》

- 1 町は、ハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。
- 2 土砂災害により被害が想定される避難所及び要配慮者利用施設については、代替施設の確保や町による警戒避難体制の整備等のソフト対策を実施し、安全を確保する。
- 3 土砂災害警戒区域等の指定により、区域内に避難所等が存在することが明らかになった箇所については、箇所ごとの緊急性を考慮して、ハード対策を計画する。
- 4 土砂災害特別警戒区域では開発行為の制限や建築物の構造規制が行われることから、町民に対して周知を図る。
- 5 町は、ブロック塀の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、改善指導を行う。

《都建設局・八丈支庁》

- 1 都建設局及び八丈支庁は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告などソフト対策を推進する。
- 2 町の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、平成30年度に区域指定された。

《都産業労働局・八丈支庁》

- 1 都産業労働局及び八丈支庁は、農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事のほか、必要に応じてソフト対策を実施し、地域の安全性の確保を図る。

第2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

第2-1 建築物の耐震化

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（企画財政課、住民課、福祉健康課、建設課、産業観光課、町立八丈病院）	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修促進計画に基づく、住宅、建築物の耐震化促進 2 公共建築物等の耐震化及び安全対策の促進
八丈支庁 都各局	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共建築物等の耐震化及び安全対策の促進
都都市整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京都耐震改修促進計画に基づく、民間建築物等の耐震化促進

(2) 詳細な取組内容

① 建築物の耐震化

平成28年3月に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、民間建築物及び公共建築物の

耐震診断・耐震改修を促進するため、町は、耐震改修促進計画を策定し、住宅、建築物の耐震化を促進する。

② 公共建築物等の耐震化及び安全対策

公共建築物は、災害時の避難所や応急対策を行う拠点となる場所であるが、老朽化した施設も見られる。町はこれらの建物の整備促進を図る。

具体的には、構造体の耐震化及び吊り天井の落下防止対策を推進するとともに、非構造部材等の耐震点検及び耐震対策の推進を図る。また、窓ガラスの飛散防止措置を実施する。窓ガラスの飛散措置防止は、避難所に指定している公共建築物を優先的に実施する。なお、学校施設については、「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」（文部科学省 平成28年7月）の緊急提言を踏まえた整備を実施する。

【主な公共建築物の状況】（平成31年4月現在）

施設名	構造別棟数					計
	木造	準耐火		耐火		
	棟数 (棟)	棟数 (棟)	うち耐震性 あり (棟)	棟数 (棟)	うち耐震性 あり (棟)	棟数 (棟)
町立病院	-	-	-	1	1	1
小学校	-	-	-	3	3	3
中学校	-	-	-	3	3	3
保育園	-	-	-	4	4	4
公民館	-	-	-	5	3	5
町庁舎	-	-	-	1	1	1
支庁舎	-	-	-	1	1	1
合計	0	0	0	18	16	18

③ 民間建築物の耐震診断・耐震改修

- 1 住宅・建築物の耐震化は所有者が行うことが基本である。
- 2 町は、都都市整備局の啓発資料等（ホームページにおける簡易耐震診断や、安価で信頼できる耐震改修工法の紹介、耐震化に関するリーフレットの配布）を活用し、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に努める。
- 3 不特定多数が利用する特定建築物（ホテル等）については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）及び町耐震改修促進計画等に基づく指導・助言を通じた耐震化の働きかけを行う。

④ 木造住宅等の耐震化

- 1 町は、都都市整備局が実施する木造住宅耐震診断事務所登録制度、安価で信頼できる耐震改修工法の紹介、相談窓口の3つの事業を活用し、木造住宅等の耐震化を進める。
- 2 町は、耐震診断の実施について、都都市整備局と連携して推進するとともに、木造住宅を対象に簡易診断等を実施する技術者の派遣を都に要請するなどにより、建物所有者が耐震性能を把握する環境を整備する。

⑤ 社会福祉施設等の耐震化

- 1 町は、主に要配慮者が利用する入所施設について、都福祉保健局が実施している社会福祉施設等の耐震化促進事業等を活用し、耐震化を推進する。

第2-2 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（消防本部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 家具類の転倒・落下・移動防止対策に係る普及啓発用資料の作成及び普及啓発イベント、講習会の実施等による普及・啓発 2 関係機関、関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策の周知
町（関係課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 家具類転倒・落下・移動防止対策を推進 2 町民の安全確保を図るため支援制度を設けるなど、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付け事業を推進
都各局、八丈支庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 都保有施設におけるオフィス家具類転倒・落下・移動防止対策の推進 2 関係機関等への家具類転倒・落下・移動防止対策の協力要請 3 町民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発
都都市整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の天井等の落下防止対策を推進 2 屋外広告物に対する規制を実施

(2) 詳細な取組内容

① 天井等の落下防止対策

都都市整備局は、都内建築物について、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。

② 家具類の転倒・落下・移動の防止

- 1 町及び都は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果を公表するなど、防止対策を推進する。
- 2 町及び都は、町民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を行い、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について、広く周知する。
- 3 町消防本部は、以下により転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。
 - (ア) 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した冊子等を作成し、町民や事業所に対する防災指導に活用
 - (イ) 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施
 - (ウ) 関係機関、関係団体等と連携した周知
- 4 町は、高齢者や障害者がいる世帯を中心に、家具類の固定器具の配布や取付けなどの支援制度を設けるなど、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付け事業を推進する。その際、転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修など、震災対策全般の相談窓口を設けるなど、町民の利便性を図るよう努める。

第2-3 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（建設課）	1 町の公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備
社会公共施設の管理者	1 所管する社会公共施設が被災した場合に備え、必要に応じて応急危険度判定の実施方法を確保
八丈支庁	1 都立の公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備
都財務局 都都市整備局	1 町又は支庁が実施する応急危険度判定を支援する体制を整備 2 応急危険度判定の講習等を実施

(2) 詳細な取組内容

① 判定対象施設

町及び都の公共建築物、民間が整備する医療機関、老人ホーム等の建築物のうち社会公共施設等（※）を対象とする。

※社会公共施設等とは、町立施設、都立施設及び民間施設のうち、警察署、消防本部、災害対策本部が設置される庁舎のほか、避難所に指定されている学校施設等、二次避難所に指定されている社会福祉施設等、災害時の拠点となる医療機関等、防災上特に重要な建築物を総称している。

② 判定実施体制の整備

所管する町立施設のうち社会公共施設等について、迅速な判定が実施できるように、判定対象施設リストを作成し、判定技術者の配置に努めるとともに、計画的に応急危険度判定に必要な資機材を配備する。また、その他の町立施設について応急危険度判定の実施体制を整備する。

第3 出火、延焼等の防止

第3-1 消防水利の整備

地震による火災や延焼等の防止を図るため、消防水利の整備を推進する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（消防本部）	1 消防水利の整備 2 消防活動路の確保 3 消火活動が困難な地域への対策

(2) 詳細な取組内容

《町（消防本部）》

① 消防水利の整備

町では、災害時の同時多発火災に対処するため、既存水利の機能維持を図るほか、災害対策上重要な地域を中心に、防火水槽の建設や民間の土地を利用した地中ばり水槽等の設置に努める。

【防火水槽の状況】（令和2年4月現在）

事業目標	平成31年度末の現況	令和2年度新設計画
	防火水槽（設置箇所数）	221

第3-2 出火の防止、危険物施設の安全化

（1）対策内容と役割分担

災害時には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに、危険物等からの火災の発生が予想される。このため、出火の危険につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化対策を進めるとともに、必要に応じ規制の強化を図る。

機関名	対策内容
町（消防本部）	1 火気使用設備・器具の安全化 2 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 3 石油等危険物施設の安全化 4 電気設備等の安全化 5 町民指導の強化

（2）詳細な取組内容

《町（消防本部）》

① 火気使用設備・器具の安全化

過去の災害の被害状況から見て、災害時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は高いと考えられる。

町は、火災予防条例に基づき、耐震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周辺の保有距離の基準化及び火気使用設備の固定等、各種の安全対策を推進しているが、今後も適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導の徹底を図る。

② 石油等危険物施設の安全化

町における石油等の貯蔵・取り扱う危険物施設（少量危険物取扱所を含む。）は約74施設である。（令和2年4月現在）

これらの危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなるため、従来から査察や業界に対する集合教育等により安全化を進めてきたが、今後とも、耐震性強化の指導、危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の強化などにより、出火対策や流出防止対策の推進を図っていく。

③ 電気設備等の安全化

ア 電気設備等の安全対策の強化

変電設備や自家発電設備などの電気設備は、火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務付けている。耐震化及び不燃化を指導するとともに、出火防止等の安全対策の強化を図っていく。

イ 電気器具からの出火防止

地震時等の電気器具や配線からの出火を防止するため、信頼性の高い安全装置（感震コンセント等）の設備や出火防止対策を講じた電気器具の普及の徹底を図る。

④ 町民指導の強化

各家庭における出火防止装置の徹底を図るため、防災教育を推進するとともに、実践的な出火防止訓練を通じて町民の防災行動力の向上を図る。さらに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用防災機器等の普及を図る。

ア 出火防止等に関する備えの主な指導事項

- (ア) 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- (イ) 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
- (ウ) 家具類の転倒、日用品等の落下防止装置の徹底
- (エ) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- (オ) カーテンなどへの防災品の普及
- (カ) 灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底

イ 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- (ア) 普段から小さな地震でも「火を消せ！」と声をかけあい、火を消す習慣の徹底
- (イ) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認など出火防止の徹底
- (ウ) ライフラインの機能停止に伴う、使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
- (エ) ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底

第3-3 高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

高圧ガス等施設については、耐震性など安全を確保するとともに、防災訓練の積極的な実施に努めなければならない。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都環境局	1 液化石油ガス消費施設の安全化 2 火薬類保管施設の安全化 3 高圧ガス取扱施設の安全性確保 4 化学物質関連施設の安全化
都生活文化局 都福祉保健局 都教育庁	1 毒物・劇物による危害未然防止

(2) 詳細な取組内容

《都環境局》

① 液化石油ガス消費施設の安全化

支庁は、災害時における容器の転落防止や配管の破損等の被害を最小限に抑えて、液化石油ガスの漏えい等による二次災害を未然に防止するよう指導する。

② 火薬類保管施設の安全化

火薬類は、地震時の振動あるいは火災等による災害発生の危険性が極めて高い。火薬類は火薬庫に貯蔵するように義務付けられており、保安に関する厳重な技術上の基準により規制されているほか、火薬庫の所(占)有者に定期自主検査を義務付け、保安の確保を図っている。なお、町内に設置されている火薬庫は1棟であり、山間部に位置している。

③ 高圧ガス施設の安全化

高圧ガスは利便性に富む一方、高い危険性を内包していることから、常に徹底した保安対策が必要であり、支庁は、大規模な災害に備えガス保管施設等の安全対策の指導を行う。

【高圧ガス保管施設の現況（消防本部提供）】（令和2年4月現在）

液化石油ガスを取り扱う事業所	5 箇所
LP ガスを取り扱う事業所	11 箇所
冷凍フロンガスを取り扱う事業所	1 箇所

④ 化学物質関連施設の安全化

- 1 都は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)で規定している化学物質適正管理指針に震災対策を盛り込み、化学物質を取り扱う全ての事業者は指針に基づいて震災対策を講じる。さらに、同条例で適正管理化学物質取扱事業者に作成義務を課している「化学物質管理方法書」に震災対策を盛り込み記載する。また、化学物質取扱事業所で発生する震災時の事故に的確に対応できるように、適正管理化学物質に関する情報を消防機関等と共有する。
- 2 都は、PCBの流出、拡散防止の観点から、PCB含有電気機器に対してPCB廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。また、現在把握しているPCB機器の使用、保管状況について、町との情報共有を図っていく。

《都生活文化局、都福祉保健局、都教育庁》

① 毒物・劇物取扱施設の安全化

- 1 都福祉保健局は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
- 2 都福祉保健局は、震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
- 3 事業者は、漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備する。
- 4 学校における毒物・劇物災害を防止するため、都教育庁は「学校における理科系実験用薬品類の管理について」(文部科学省・昭和53年)を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めている。

【応急対策】

第1 消火・救助・救急活動	第2-4 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の応急対策
第2 河川、海岸、港湾施設等の応急対策による二次災害防止	第3 危険物等の応急措置による危険防止
第2-1 河川、海岸、港湾施設等の応急対策	第3-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置
第2-2 社会公共施設等の応急危険度判定	第3-2 高圧ガス保管施設の応急措置
第2-3 社会公共施設等の応急対策	第3-3 危険動物の逸走時対策

第1 消火・救助・救急活動

町は、災害発生後、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

(第2部第2章「町民と地域の防災力向上」P29 参照)

(第2部第6章【応急対策】第2「消火・救助・救急活動」P120 参照)

第2 河川、海岸、港湾施設等の応急対策による二次災害防止

第2-1 河川、海岸、港湾施設等の応急対策

堤防・護岸、港湾・漁港施設といった公共土木施設が地震・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

(第2部第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」P69 参照)

(第2部第5章「津波等対策」P93 参照)

第2-2 社会公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（建設部、医療部） 八丈支庁	1 町立及び都立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 2 応急危険度判定技術者が不足する場合、都又は他団体への協力要請 3 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施
社会公共施設の 管理者	1 所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 2 判定が困難な場合、町又は都に判定実施の支援要請

第2-3 社会公共施設等の応急対策

社会公共施設は、災害時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たす。このため、これらの施設が被災した場合には応急措置を速やかに行うよう努める。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（建設部） 社会公共施設の 管理者	1 利用者及び職員の避難誘導及び安否確認 2 関係機関との連絡体制の構築 3 被害状況の把握及び町本部への報告 4 避難所になった場合：避難所運営への協力、火災予防 5 二次災害の防止 6 応急修理 7 必要に応じて、関係機関への援助要請

(2) 詳細な取組内容

① 町立病院

1 停電時の措置 自家発電装置に切り替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。 2 給水不能時の措置 緊急時、給水槽の水を給水する。不足するときは、町災害対策本部に連絡し、緊急給水（給水車等）を要請する。 3 患者の避難措置 常時、担架搬送者と独歩可能者を把握し、災害時においては、担架搬送者を優先的に避難させるとともに、独歩可能者を安全な場所に誘導する。 なお、避難場所をあらかじめ選定しておく。 4 応援要請 被害のない施設に連絡して、人的物的応援を要請する。 5 重要器材等の保管措置 手術用器材その他緊急必要器材については、平時より、安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。 放射性同位元素(RI)使用施設については、災害の状況に応じて立入禁止等危険防止の措置を講じる。
--

② 社会福祉施設等（保育所、高齢者施設、障害者施設、公会堂、町営温泉）

1 施設管理者は、利用者・職員の安全を確保するため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。 2 施設管理者は、被災後速やかに施設内外を点検し、施設建物の被害状況を把握する。必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。 3 施設独自での対応が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。 4 被害を受けなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力するとともに、入所者の安全を確保する。 5 避難所になった場合は、避難所の運営に協力し、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防についても十分な措置を取る。

③ 学校施設

- 1 児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
- 2 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- 3 避難所になった場合は、避難所運営に協力し、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防についても十分な措置を取る。
- 4 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

④ 文化財施設

- 1 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに教育部へ通報するとともに被害の拡大防止に努めなければならない。
- 2 文化財に被害が発生した場合は、教育部は被害状況を速やかに調査し、その結果を都教育委員会へ報告する。
- 3 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

⑤ 社会教育施設（公民館、末吉多目的交流施設、多目的ホール「おじゃれ」等）

- 1 避難誘導
 - a 施設管理者は、施設利用者及び職員を、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
 - b 災害状況に即した対応ができるよう関係機関との緊急連絡体制を確立する。
 - c 施設利用者及び職員の安否確認を行う。
- 2 災害後、直ちに被害状況を把握し、町本部へ報告する。必要に応じて応急修理を行う。
- 3 施設独自で対応出来ない場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- 4 施設ごとに再開計画を策定し、早急に開館する。

第2-4 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務部、建設部、産業観光部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 町（総務部及び建設部）は、土砂災害の発生状況等を情報収集し支庁を通じて、都建設局に報告する。土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や町民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。 2 町（産業観光部）は、治山施設等の被害の情報を収集し、支庁を通じて、都産業労働局（農林水産部農業振興課）に報告し、被害の拡大、二次災害を防止するための応急措置を速やかに実施する。災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。
八丈支庁 都建設局	1 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策を実施する。
八丈支庁 都産業労働局	1 治山施設の被害状況の把握、施設の応急対策を実施する。

第3 危険物等の応急措置による危険防止

第3-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

島内には、石油、火薬、高圧ガス等の危険物貯蔵所などがあり、災害時には振動、火災等により、危険物の漏えいや爆発等の事態の発生が考えられる。

これらの施設について、発災した場合に被害を最小限に止めるための応急対策を確立しておく必要がある。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（消防部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講じるように指導する。 2 必要に応じて、応急措置命令等を実施
町（本部）	1 必要に応じ、町民に対する避難の勧告等の措置を実施する。
関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物の流出又は爆発等のおそれがある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び関係防災機関との連携活動

第3-2 高圧ガス保管施設の応急措置

高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、高圧ガスが漏えいした場合、当該事業所は全力をあげて応急活動を実施する。また、被害の拡大を防止するため関係機関に応援を要請する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（消防部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の進展等により、町民を避難させる必要がある場合の町本部へ報告 2 人命危険が著しく切迫し、町本部に通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示及び町本部へその内容の報告 3 事故時の広報活動及び警戒区域（消防法に基づく）に対する規制 4 災害応急対策の実施
町（本部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要に応じ、町民に対する避難の勧告等の措置を実施
都環境局	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 2 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 3 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 4 安全維持等のため必要な場合は、事業者に緊急措置を命令
八丈島警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 2 町長からの要求等により、避難を指示 3 避難区域内への車両の交通規制 4 避難路の確保及び避難誘導
事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

第3-3 危険動物の逸走時対策

町民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物を国は政令で特定動物として定められている。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（消防部）	町民の避難誘導
町（本部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要に応じ、町民に対する避難の勧告等の措置を実施 2 避難所の開設、避難住民の保護 3 情報提供、関係機関との連絡
都福祉保健局	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関係局（庁）との連絡調整
八丈島警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送

※ 資料編「特定動物リスト」（資料-37 参照）

【復旧対策】

第1 公共施設の安全確保、施設の本来機能の回復	第1-2 社会公共施設等の復旧
第1-1 河川、海岸、港湾施設等の復旧	第1-3 二次的な土砂災害防止対策

第1 公共施設の安全確保、施設の本来機能の回復

第1-1 河川、海岸、港湾施設等の復旧

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。港湾施設については、緊急輸送用岸壁を最優先に復旧するとともに、公共の安全確保上緊急な対応が必要な施設について、速やかに復旧を行う。

(第2部第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」P69 参照)

(第2部第5章「津波等対策」P93 参照)

第1-2 社会公共施設等の復旧

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町(福祉健康部、教育部) 社会公共施設の管理者	1 施設の被害状況を調査し、復旧を実施する

(2) 詳細な取組内容

被災施設の復旧に当たり、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うことが望ましい。

① 学校施設

公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、町教育部は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

② 文化財施設

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、町教育部、都教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

③ 町立文化施設・社会教育施設

- 1 町及び町教育部は、町立文化施設・社会教育施設について、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。
- 2 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

第1-3 二次的な土砂災害防止対策

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（建設部、 消防本部） 八丈支庁	1 土砂災害防止対策の実施

(2) 詳細な取組内容

町及び都は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 現在の到達状況

第1 交通関連施設の安全確保

第1-1 道路及び交通施設の安全化

八丈島の循環道路は、都道として施設の安全対策を含めた整備が行われている。

都道 58,348 m、橋梁等 15 箇所（令和3年4月現在）

町道 435,211 m、橋梁等 42 箇所（令和2年3月31日現在）

第1-2 港湾施設の整備

都営地方港湾：2港、岸壁の総延長：540 m、避難港：1港

第1-3 空港施設の整備

空港施設の整備（都営）

滑走路：2,000×45 m、駐機場：3バース、ESWL（単車輪荷重）：24 t

建替済

第2 ライフライン等の確保

水需要の増加に伴い整備された浄水場施設の給水能力は4,524 m³である。

第3 エネルギーの確保

1 内燃力発電認可出力 15,100 Kw（令和2年8月現在）

2 平成26年4月に「八丈町地域再生可能エネルギー基本条例」を策定

第2節 課題

第1 交通関連施設の安全確保

第1-1 道路及び交通施設の安全化の課題

町道については、急峻な法面を切り取り、又は盛土による道路及び山間を切り開いた道路が多く、自然災害に対して安全とはいえない。また、道路舗装などに伴い排水量が増加したことで、多雨時には排水口の水があふれ、近隣の住宅や農地などに被害をもたらすこともあり、道路整備に併せて浸透ますなどの整備を進める必要がある。

第1-2 港湾施設の整備

物流の動脈を支える港湾の整備維持を図るなど、基盤整備を着実に進めていく必要がある。

第1-3 空港施設の整備

災害時における島民・観光客等の避難、復旧・復興時の物資輸送等の重要な拠点となる空港土木施設の耐震性を確保することが重要である。

第2 ライフライン等の確保の課題

水道施設の耐震化とともに、病院や避難所など重要施設への管路の耐震化が課題である。

第3 エネルギーの確保の課題

不測の事態も想定した非常用発電設備（自走式電源車を含む）の確保を推進する。

第3節 対策の方向性

第1 交通関連施設の安全確保

第1-1 道路及び交通施設の安全化

道路施設の安全化をより促進することに努め、緊急時にも対応できるよう、駐車場・排水施設等を備えた道路の整備を図る。

循環線をはじめとした島内の幹線道路について、道路拡幅、線形改良、橋梁等の整備を進め防災性の向上を図る。

第1-2 港湾施設等の整備

被災後においても迅速な応急・復旧対策を可能とするため、港湾・漁港施設の耐波性、耐震性の向上を図り緊急輸送機能を確保する。

第1-3 空港施設の整備

空港施設の防災拠点としての機能強化を図る。

第2 ライフライン等の確保

ライフラインの施設は、町民の日常生活や事業を支える基盤として、欠くことのできないものであり、災害時には、どれ一つ欠けても生活に支障を及ぼし、救援や復旧活動の大きな障害となる。水道施設等、ライフライン施設の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりを推進する。

第3 エネルギーの確保

自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を推進し、発災後もライフライン機能を維持する。

第4節 到達目標

第1 交通関連施設の安全確保

幹線道路被災時の輸送・避難ルートの確保や消火活動等の機能を確保する。

第1-1 道路及び交通施設の安全化

令和2年度までに、道路（町道）整備計画に基づき、整備を実施する。

第2 ライフラインの確保

水道施設等、ライフライン施設の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりを実施する。

第3 エネルギーの確保

非常用発電設備（自走式電源車を含む）の推進及び燃料確保体制の整備（上水道や物流拠点など機能を維持するために不可欠な施設）を実施する。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

第1 道路・橋梁の安全化	第5 水道施設
第2 緊急輸送ネットワークの整備	第6 電力施設
第3 空港施設	第7 通信施設
第4 港湾・漁港施設	第8 エネルギーの確保

第1 道路・橋梁

各機関は、道路施設の安全化をより促進することに努めるとともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去(※)用資機材の確保等を進める。

※(道路)障害物除去

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開という。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町(建設課)	1 町道における道路施設の安全化 2 情報収集用資機材や、障害物除去用資機材を確保 3 八丈島建設業協会等を通じて使用できる建設機械等を把握 4 協定を通じた応急対策手順について八丈島建設業協会と訓練等を通じて確認(※)
八丈支庁	1 道路施設の安全化 2 情報収集用資機材や、障害物除去用資機材を確保

※協定内容は、第2部第6章第5節【応急対策】第3-3「防災機関等の相互協力」(P124参照)

※協定書は、資料編「災害時における応急対策業務に関する協定(八丈支庁・八丈島建設業協会・青ヶ島村)」(資料-27参照)

【施設の現状】(令和3年4月現在)

機関名	道路延長	道路施設等の状況	備考
東京都	58,348 m	橋梁等 15カ所	都市計画道路3・4・1号含む
八丈町	435,211 m	橋梁等 42カ所	

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第2 緊急輸送ネットワークの整備

町（総務課）及び八丈支庁は、災害時の救助や医療・消火活動、ライフラインの応急復旧、緊急物資輸送等を円滑に行うため、応急対策活動の中心となる施設同士を結ぶ輸送路を緊急輸送ネットワークとして指定する。

（1）整備の基本的な考え方

1	緊急輸送ネットワークは、島内における応急対策活動の中心となる施設を結ぶ輸送路として整備する。
2	災害時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第1次・第2次・第3次の緊急輸送ネットワークを整備する。
3	緊急輸送の実効性を確保するため、警察署が交通規制を実施する「緊急交通路」との整合を図る。
4	緊急輸送の実効性を確保するため、道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う。

（2）機能に応じたネットワークの整備

機能に応じて、次のとおり緊急輸送ネットワークを整備する。

分類	目的	説明
1 第1次緊急輸送ネットワーク	町及び支庁舎、島外と連絡する拠点間の連絡を図る。	応急対策の中枢を担う町庁舎（出張所含む）及び支庁舎、港湾、空港を連絡する輸送路
2 第2次緊急輸送ネットワーク	第1次緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。	第1次緊急輸送路と警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
3 第3次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	町の輸送拠点、備蓄倉庫と地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

※資料編「緊急交通路、緊急輸送ネットワーク図」（資料-10 参照）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第3 空港施設

空港は、人命救助・救援物資の輸送等の基地として極めて重要な役割を担うものであり、災害時においても被害を最小限におさえる必要がある。

このため、八丈支庁は、各施設の運用と維持点検を行う。なお、平成28年4月から指定管理者制度が導入されたことから、空港管理事務所で行っていた業務のうち、空港施設の維持・管理、灯火の運用などの業務は指定管理者が行っている。

【施設の現況（八丈支庁）】（令和3年4月現在）

施設名	基本施設	付帯施設
八丈島空港	滑走路 2,000×45 m 駐機場 3 バース	ターミナルビル等 〔航空保安施設〕

第4 港湾・漁港施設

港湾施設は、消費生活と産業活動を支える物流ターミナルとして、重要な機能を果たしている。特に、災害時には、救援物資や被災者の海上輸送基地となる岸壁は、応急復旧用資器材の陸揚等物流拠点としても重要な役割を担っている。このため八丈支庁は、構造物の安全性を確保し、既存岸壁の改良等により耐震性・耐波性を強化し、港湾・漁港施設の防災力向上を図っていく。

【港湾・漁港係船施設】（令和3年4月現在）

港名	区分	水深	延長	備考
神湊港	岸壁	-6.0 m ~ -7.5 m	310 m	
八重根港	岸壁	-6.0 m ~ -7.5 m	230 m	
洞輪沢漁港	岸壁	-3.0 m	229 m	
中之郷漁港	岸壁	-3.0 m	105 m	
神湊漁港	岸壁	-3.0 m ~ -5.0 m	1,028 m	
八重根漁港	岸壁	-3.0 m	752 m	

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第5 水道施設

町（企業課）は、水道施設の被害を最小限にとどめるための施設整備等の安全化対策を実施する。

（1）水道施設の整備

水道施設を災害に強くするため、老朽化施設の整備・改良による耐震化を進めるとともに、浄水場及び配水池間の送・配水管の強化を図る。また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を行う。

（2）停電対策

停電対策として、浄水場の自家発電設備を強化する。また、配水場の停電に対しては、他の配水池や浄水場からの配水が可能となるようバックアップ体制の強化を図っていく。

（3）応急給水拠点の整備

各地域に給水タンクを配備し、応急給水体制を確立している。さらに充実させるため、避難場所等給水拠点においては、応急給水槽を設置する。

【配水池の給水能力】（令和2年4月現在）

配水施設	給水能力	配水施設	給水能力
三根第一配水池	272 m ³	大里配水池	160 m ³
三根第三配水池	306 m ³	神止山配水池(休止中)	200 m ³
護神山配水池	825 m ³	伊郷名配水池	15 m ³
大川配水池	600 m ³	檜立第一配水池	182 m ³
片瀬ヶ首配水池	460 m ³	檜立第二配水池	102 m ³
川婦里低区配水池	730 m ³	中之郷配水池	182 m ³
川婦里高区第1配水池	102 m ³	神子尾配水池	68 m ³
川婦里高区第2配水池	120 m ³	末吉配水池	182 m ³
合計			4,506 m ³

第6 電力施設

（1）施設の概況

町へ電力を供給している電力施設は、電力を供給するための内燃力発電所、送電線、配電線などの電力流通施設からなり、町一帯に整備されている。

（2）電力施設の安全化対策

電力施設は、施設ごとに耐震設計基準に基づき設置されており、特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を行い施工している。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

(3) 整備計画

電気供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切替等により、早期に停電が解消できるような系統連携の強化に努める。

第7 通信施設

各機関は、災害による通信施設の被害を最小限に防止するため、通信設備及び附帯設備の防災設計を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信ができるように通信設備の整備を行う。

(1) 施設の現況(令和2年7月現在)

機関名	現況
八丈島各郵便局	郵便局事業を所掌する施設は、次のとおりである。 1 集配特定郵便局 2局 2 無集配特定郵便局 3局
NTT 東日本(株) 八丈島担当	電気通信業務を所掌する施設・設備は、次のとおりである。 1 加入数アナログ 2,705件 2 光回線 757件 合計 3,462件 3 交換機設備 43件 4 公衆電話 43件

(2) 施設の安全化対策

機関名	安全化対策
八丈島各郵便局	災害の未然防止、災害時の業務運行の確保を図るため、郵便局舎等の施設・設備の点検・整備に努めている。
NTT 東日本(株) 八丈島担当	災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その付帯設備(建物を含む「以下電気通信設備等」という)の防災計画を実施する。 1 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備について、耐水構造化を行うこと 2 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行うこと 3 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震又は耐火構造化を行うこと

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

(3) 整備計画

機関名	安全化対策
八丈島各郵便局	郵便局舎等の耐震・不燃堅牢化等改善計画を推進する。
NTT 東日本(株) 八丈島担当	災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の事項に基づき通信網の整備を行う。 1 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること 2 主要な中継交換機を分散設置すること 3 通信ケーブルの地中化を推進すること 4 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置すること 5 重要な加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること

第8 エネルギーの確保

町は、自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を推進し、発災後も町の機能を維持する。また、上水道や物流拠点などライフライン機能を維持するために不可欠な施設（庁舎、病院等）については、非常用発電設備の推進及び燃料確保体制の整備を推進する。それに伴い、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練に努める。

町は、町庁舎（72時間分、定格電力3.6kW、重油）と町立八丈病院（200時間分、皮相電力300kVA、灯油）に自家発電設備を設置している（平成31年4月現在）。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

【応急対策・復旧対策】

第1 道路・橋梁	第6 水道施設
第2 交通規制	第7 電気施設
第3 緊急道路障害物除去等（緊急道路啓開等）	第8 高圧ガス施設
第4 空港施設	第9 通信施設
第5 港湾・漁港施設	

第1 道路・橋梁

各機関別の応急措置及び応急復旧対策は次のとおりである。

機関名	応急措置及び応急復旧対策	
町 (建設部)	応急措置	町所管の道路、橋梁については、被災状況の報告をまとめ、応急措置方策を策定し、指導・調整を行う。また、状況によっては所属職員を現場に派遣し、必要な指示を与える。 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。
	応急復旧	応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととする（※）。その後、逐次、道路の被災箇所を放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。
八丈支庁 (土木課)	応急措置	支庁所管の道路・橋梁については、パトロール等により調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握する。また、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。
	応急復旧	応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととする（※）。その後、逐次、道路の被災箇所を放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。
八丈支庁 (港湾課)	応急措置	港湾局所管の道路については、被害状況及び交通状況の把握を行うとともに、緊急物資等の広域輸送基地からの緊急輸送路確保のため必要な措置を行う。
	応急復旧	被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努める。 応急復旧作業は、当初は緊急道路障害物除去路線を最優先に行う。その後、逐次、所管道路の障害物除去及び復旧作業を行っていく。

※資料編「災害時における応急対策業務に関する協定（八丈支庁・八丈島建設業協会・青ヶ島村）」
(資料-27 参照)

第2 交通規制

(1) 交通規制の実施

警察署は、大災害の発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と応急対策に必要な緊急車両の通行を確保することを最重点として、交通規制を実施する。

(2) 緊急交通路等の実態把握

警察署は、緊急交通路等の交通情報を収集し、白バイ、パトカー等による巡視及び道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

(3) 交通規制の手段・方法

① 主要交差点への規制要員の配置

警察署は、緊急交通路の主要交差点に重点的に規制要員を配置して交通規制を実施する。

② 警備員の受入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するものとするが、警察署長は、規制要員が不足することを考慮し、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員会等の民間の協力団体の協力を得るよう配慮する。

③ 装備資材の効果的な活用

交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、ロープ、セイフティコーン等の装備資材を効果的に活用する。

(4) 広報活動

現場の警察官は、交通規制の実施について、パトカー、広報車等による現場広報を行う。

(5) 緊急通行車両の確認

交通検問所等において、緊急通行車両等の確認及び交通規制から除外すべき車両の認定を行う。

災害発生時には、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先させて通行させることとなる。

緊急通行車両等であることの確認は次のとおり行う。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

緊急通行車両の種類	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難指示に使用されるもの 2 消防、水防その他応急措置に使用されるもの 3 被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの 4 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの 5 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの 6 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの 8 緊急輸送の確保に使用されるもの 9 災害時における食料、医療品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの 10 その他災害発生の防衛又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの 11 指定行政機関等との契約により常時震災対策活動専用を使用するもの
確認機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 町（総務部）は、所有の車両、雇上車両及び協定等に伴い必要となる車両（以下「関係車両」という）の確認を行う。 2 警察署は、1を除いた車両について、確認を行う。
確認手続き	<ol style="list-style-type: none"> 1 事前届出 被災時に緊急通行車両等として使用することが決定しているものについては、事前届出を行うことができる。 確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を申請者に交付する。 2 確認手続き <ol style="list-style-type: none"> a 届出済証の交付を受けている車両の確認手続き 届出済証の提出により確認申請書の提出に代える。確認のための審査は省略し、緊急通行車両等の標章及び確認証明書（以下「標章等」という。）を交付する。 b 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両等の確認手続き 確認申請書を提出させ、緊急通行車両等に該当するかどうかの審査を行う。 審査結果に基づき標章等を交付する。
交通規制外車両	<p>災害発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむをえないと認められる車両については、警察署の決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。</p>

第3 緊急道路障害物除去等（緊急道路啓開等）

災害時、道路と橋梁等の構造物との境に段差が生じたり、倒壊した建築物や電柱、落下した看板などの障害物が道路上に散乱したりすることが予想される。被災者の救援・救護活動はもとよ

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

り緊急物資の輸送などにも支障が生じるおそれがある。

道路管理者は災害対策基本法第76条の6に基づき、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、都または町が管理する道路についてそれぞれその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命ずる。

このため、町（総務課）は緊急交通路や緊急輸送路等を確保するための緊急道路障害物除去路線を選定し、震災時は八丈支庁、八丈島建設業協会等との協定に基づき、この路線について路上障害物の除去、及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に行う。

緊急道路障害物除去とは、選定した緊急道路障害物除去路線において、緊急車両の通行に必要な交通路を確保するため、道路上の障害物を道路端等に寄せたり、道路の陥没や亀裂を応急補修したりすることである。

(1) 緊急道路障害物除去路線の選定

震災時において緊急道路障害物除去を実施する路線の選定は、次の基準により行う。

機関名	選定基準
町（建設部） 八丈支庁（土木課）	1 緊急交通路の路線（警察署が交通規制を実施する路線）
	2 緊急輸送ネットワークの路線（P72 参照）
	3 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
	4 上記1～3は、原則として、幅員4m以上の道路の路線

(2) 緊急道路障害物除去作業態勢

緊急道路障害物除去作業にあたっては、下記のとおり関係機関が迅速な協力体制を確立して対応する。

なお、被害の規模や状況によって町長は自衛隊に支援を要請する。

機関名	対策内容
町（建設部） 八丈支庁（土木課） 八丈支庁（港湾課） 東京電力パワーグリッド (株)八丈島事務所 NTT 東日本(株) 八丈島担当 八丈島建設業協会	倒壊した建物や電柱、落下した看板などの障害物が道路上に散乱している場合、緊急輸送路を確保するため迅速に除去作業を行う。

※資料編「災害時における応急対策業務に関する協定（八丈支庁・八丈島建設業協会・青ヶ島村）」（資

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

料-27 参照)

※資料編「協定に基づく緊急道路障害物除去（啓開）路線及び分担区間」（資料-27 参照）

※資料編「緊急交通路、緊急輸送ネットワーク図」（資料-10 参照）

（3）情報収集体制

機関名	対策内容
町（消防部、建設部） 八丈支庁（土木課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害初期における被害状況の情報収集は、関係機関等の緊急巡回等で得た情報を迅速・的確に集約して行うこととする。 2 緊急巡回要員に対して、定期的に訓練を行うなど情報収集体制の充実を図る。 3 防災無線を補完する通信機器の充実を図るとともに、道路施設点検等に必要な情報収集用資器材の整備を図る。
八丈島警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通に関する被害状況等については、パトカー・白バイ及び駐在所等からの報告によるほか、消防部、道路管理者等の関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。

（4）障害物除去用資器材の配備

町（建設部）は、発災直後の混乱期に緊急復旧のための資器材の整備を確保するため、八丈島建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

（5）港湾関係障害物除去

港湾機能を確保するため、港湾における障害物を除去しゅんせつする。

機関名	対策内容
八丈支庁（港湾課）、町（建設部、産業観光部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 八丈支庁（港湾課）の障害物を早期に発見するため、速やかに巡回する。 2 障害物除去にあたっては、現地の契約会社を活用するほか、漁業関係者等の応援を求め、船舶の航行等の安全を図る。 3 除去した障害物等は、あらかじめ指定した集積場所に集積するほか、その種類によっては、一時的に船舶航行の障害にならない場所に集積する。 4 早急に除去することが困難な障害物は、標識の掲示及び危険防止措置を講じ海上保安部に連絡し告示等の方法により周知を図る。

※町（建設部、企画財政部、産業観光部）は、漁業関係者等との連絡調整に協力する。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

第4 空港施設

滑走路、エプロン、駐機場、その他空港施設が被害を受けた場合、各機関は、空港施設の復旧に努め、航空交通の早期再開を図る。

機関名	応急措置及び応急復旧対策
町	1 空港施設の被害を把握し、災害対策本部へ報告する。
東京航空局	1 空港の運用確保又は早期再開のために必要な措置を講ずる。 2 人命救助、緊急物資の輸送確保に協力する。 3 空港施設の応急復旧措置及び部分的運用再開のために協力する。
八丈支庁 (港湾課)	1 空港 八丈島空港の被害状況調査及び供用の一時停止等の措置は八丈支庁(港湾課)において処理する。 また、応急復旧については、都港湾局と協議し、速やかに実施する。 この場合、空港管理者が管理する空港施設の被害状況を速やかに調査し、次の状況等が認められ、特に公共の安全確保上緊急措置の必要がある対象から復旧を図る。 a 滑走路・着陸帯・誘導路などの基本施設が破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの。 b 照明施設が破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの。 2 ヘリポート 滑走路の損壊時においては、部分的な修復を行いヘリコプターが使用可能なヘリポートの整備に努める。 3 応急復旧後は、空港及びヘリポートを人命救助、緊急物資輸送に優先して使用させるよう調整する。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

第5 港湾・漁港施設

台風、地震、津波により水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾施設及び漁港施設が被害を受けたとき又はその恐れがあるとき、町は、都の関係機関と協力して必要な応急措置及び応急復旧対策を行う。

機関名	応急措置及び応急復旧対策	
八丈支庁 (港湾課) 町 (産業観光部)	応急措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾・漁港施設については、関係機関の協力を得て必要な措置を行う。 2 災害発生の場合、被害状況を的確に把握し、応急対策に必要な技術的判断と援助を都港湾局に要請する。
	応急復旧対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害を受けた港湾施設を速やかに復旧し、海上輸送の確保に努める。 2 応急的な復旧作業は、関係業界との協定等により、作業を行っていく。 3 特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> a 港湾 <ol style="list-style-type: none"> (a) 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの (b) 港湾の埋そくで船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの (c) 外郭施設の破壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずる恐れがあるもの b 漁港 <ol style="list-style-type: none"> (a) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの (b) 輸送施設の破壊で、これによって当該輸送施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く） (c) 漁港の埋そくで漁船の出入又は停泊に重大な支障を与えているもの (d) 外郭施設の破壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずる恐れがあるもの

第6 水道施設

災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、輸送・給水部は、必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡態勢等確立し、以下のことを行う。

復旧にあたっては給水区域の早期の拡大に向け、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

(1) 災害時の活動態勢

① 動員態勢の確立

ア 動員の確保

災害時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動などに従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備態勢を確立し、併せて職員を指名し担当業務を決めておく。

勤務時間外に災害が発生した場合は、被害状況に応じ、あらかじめ指定されている職員等に参集させ、応急対策に従事する。

イ 関係機関及び関係業者への協力要請

復旧及び応急給水に必要な人員、資器材については、指定給水装置工事事業者等へ協力要請をする。

② 情報連絡活動

ア 被害状況等の情報収集手段

職員参集状況、被害状況等の情報収集は、一般加入電話及び通信の疎通状況を勘案し移動無線等を使用する。

(2) 応急対策

① 災害復旧用資器材の整備

復旧に必要な管・弁類の材料が不足した場合には、指定給水装置工事事業者等から調達する。復旧活動に必要な資器材については、協力要請をしている関係会社から確保して対処する。

② 施設の点検

災害発生後、速やかに水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

1 配水施設等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。

2 管路については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。

なお、主要送・配水管、給水拠点に至る管路を優先的に点検する。

(3) 応急措置

被害箇所への復旧までの間、二次災害発生及び被害の拡大する恐れがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

なお、被災者への給水活動については、第2部第10章第5節【応急対策】第2「飲料水の供給」(P211参照)に準ずる。

① 配水施設

配水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて停止又は減量を行う。

② 送・配水管路

漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。又、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。

③ 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(4) 復旧対策

① 配水施設の復旧活動

配水施設の被害は、給水の供給に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先して行う。

② 管路の復旧計画

ア 復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害個所の重要度を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

③ 送・配水管路における復旧の優先順位

送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路を優先して行う。

第7 電気施設

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

(1) 災害時の活動態勢

災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド(株)八丈島事務所は、非常態勢の発令をするとともに次に掲げる非常態勢を編成し、非常災害対策活動等を行う。

① 非常態勢の組織

ア 八丈島事務所は、次表のとおり編成する。

事業所	非常態勢の組織	機能
八丈島事務所	非常災害対策支部	○事務所における非常災害対策活動の実施

イ 非常態勢の組織は、非常態勢の発令に基づき設置する。

② 非常態勢の発令と要員の確保

ア 非常態勢の発令

区分	情勢	発令者
		総支社及び第一線機関等
第1非常態勢	○災害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合	それぞれの長
第2非常態勢	○大規模な災害が発生した場合 ○大規模な災害の発生が予想される場合を含む。	それぞれの長
第3非常態勢	○大規模な災害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合 ○供給区域あるいは所属事業所のある都内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○警戒宣言が発令された場合	それぞれの長

イ 要員の確保

非常態勢の発令の伝達があった場合は、対策要員は速やかに所属する非常災害対策本(支)部に参集する。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

③ 非常災害対策活動

非常態勢が発令された場合は、情報の一元化、業務効率化の面から、非常災害対策活動に関する一切の業務は、対策本（支）部のもとで行う。

④ 情報連絡活動

一般的被害情報及び当社被害情報を調査し、本部に報告する。

(2) 応急対策

① 資材の調達・輸送

ア 資材の調達

八丈島事務所においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、本店に請求する等速やかに確保する。

イ 資機材の輸送

非常災害対策用の資機材の輸送は、車両、船艇等により行う。

② 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に合わせて、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険防止措置を講ずる。

③ 災害時における応援の組織・運営

被害が多大な被災地の本部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、被害・復旧状況を勘案した上、必要な応援隊を本部に要請する。

④ 応急工事

応急工事の実施にあたっては、原則的に人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して供給上、復旧効用の最も大きいものから行う。

(3) 復旧対策

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。

第8 高圧ガス施設

高圧ガス施設に被害が生じた場合は、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

(1) LP ガス

① LP ガスの供給

災害時においては、島内のLPガスの在庫を調査し、町とガス事業者が協力して適正なLPガスの供給を行う。また、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努めることとする。

② LP ガスの復旧

LPガスの使用の再開にあたっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、町は、ガス事業者の点検体制の確立について協力を行う。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

第9 通信施設

各機関は、災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策を実施する。

(1) 災害時の活動態勢

機関名	対策内容														
八丈島各郵便局	<p>1 非常災害対策本部等の設置 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設置して対処する。</p> <p>a 被害状況等情報収集・周知連絡及び広報活動 b 郵便・為替貯金・簡易保険の各業務運行の確保 c 要員配置、被災職員の援護等 d 応急用事業物品の調達、輸送災害応急対策等 e 被災した郵便局舎・設備等の復旧 f その他</p> <p>2 職員の動員 各局長は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に備え、所属職員の一部又は全部の者が防災に関する措置に当たれるように配置計画等を立て動員順位等を定めておくものとする。</p> <p>3 情報連絡 各局長は、迅速、的確な活動ができるように、他の指定行政機関及び公共機関との間並びに町との間において、緊密な連携の確保に努める。</p>														
NTT 東日本(株) 八丈島担当	<p>1 非常態勢の区分 災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、次に定める態勢により対処する。</p> <table border="1" data-bbox="470 1377 1380 1825"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="470 1377 782 1422">非常態勢区分</th> <th data-bbox="782 1377 1380 1422">非常事態の情勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 1422 550 1523">準備</td> <td data-bbox="550 1422 782 1523">警戒態勢</td> <td data-bbox="782 1422 1380 1523">災害の発生が予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1523 550 1624" rowspan="3">アクション</td> <td data-bbox="550 1523 782 1624">第1次非常態勢</td> <td data-bbox="782 1523 1380 1624">・激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1624 782 1724">第2次非常態勢</td> <td data-bbox="782 1624 1380 1724">・大規模な災害が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1724 782 1825">第3次非常態勢</td> <td data-bbox="782 1724 1380 1825">・中規模な災害が発生した場合 ・東海地震注意報が発せられた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 災害対策組織 a 非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておく。 b 対策組織を次のとおり区分する。</p>		非常態勢区分		非常事態の情勢	準備	警戒態勢	災害の発生が予想される場合	アクション	第1次非常態勢	・激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合	第2次非常態勢	・大規模な災害が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合	第3次非常態勢	・中規模な災害が発生した場合 ・東海地震注意報が発せられた場合
非常態勢区分		非常事態の情勢													
準備	警戒態勢	災害の発生が予想される場合													
アクション	第1次非常態勢	・激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合													
	第2次非常態勢	・大規模な災害が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合													
	第3次非常態勢	・中規模な災害が発生した場合 ・東海地震注意報が発せられた場合													

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

機関名	対策内容	
NTT 東日本(株) 八丈島担当	対策組織	機能
	情報連絡室	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 ・非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施
	支援本部	・非常災害対策活動の実施
	地震警戒本部	・大規模地震の発生に備えた対策活動の実施
	災害対策本部	・非常災害対策活動の実施
	緊急災害対策本部	・緊急災害対策活動の実施

(2) 応急対策

機関名	対策内容
八丈島各郵便局	<p>1 郵便物の送達確保 被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時郵送便、臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講ずる。</p> <p>2 郵便局の窓口業務の維持 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局は、仮局舎急設による迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払い賃金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。</p>
NTT 東日本(株) 八丈島担当	<p>1 通報、連絡 各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。</p> <p>2 情報の収集、報告 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。</p> <p>a 気象情報、災害予報等</p> <p>b 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況</p> <p>c 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況</p> <p>d 被災設備、回線等の復旧状況</p> <p>e 復旧要員の稼働状況</p>

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

機関名	対策内容
NTT 東日本(株) 八丈島担当	<p>f その他必要な情報</p> <p>3 重要通信の疎通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻そうの緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <p>a 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。</p> <p>b 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。</p> <p>(a) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。</p> <p>(b) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携を図ること。</p> <p>(c) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携を図ること。</p> <p>4 被災地特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には避難所に、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>5 災害用伝言ダイヤルの提供 地震等の災害発生により著しく通信輻そうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤルを速やかに提供する。</p>

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
 第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

(3) 通信の復旧

機関名	対策内容				
八丈島各郵便局	災害復旧に対しては、被災前の状態に復する措置を講ずる。				
NTT 東日本(株) 八丈島担当	<p>1 災害復旧</p> <p>a 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。</p> <p>b 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。</p>				
	復旧の順位				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="462 745 587 795">順位</th> <th data-bbox="587 745 1394 795">復旧する電気通信設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="462 795 587 1227">1</td> <td data-bbox="587 795 1394 1227"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの </td> </tr> </tbody> </table>	順位	復旧する電気通信設備	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	順位	復旧する電気通信設備			
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 				
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ NTT 東日本電話サービス契約約款別記 3 2 の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。） 				
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1順位及び第2順位に該当しないもの 				

第5章 津波等対策

第1節 現在の到達状況

第1 海岸、港湾施設対策

支庁は海岸保全施設の整備や港湾・漁港施設等の耐波性を確保するため、既存岸壁等の改良を実施している。

第2 津波ハザードマップ等の作成

町は、津波ハザードマップに土砂災害危険箇所などを加えたものを作成し、全世帯に配布している（平成26年度）。

第3 津波警報・注意報等の伝達体制の構築

町は、防災行政無線（町内41箇所に整備）をはじめとした情報伝達手段を整備している。

第4 避難誘導體制

町は、避難指示の判断基準を構築している。また、町は、避難行動要支援者名簿を作成しているほか、自主防災組織及び共助の取組を推進している。

（第2部第9章第5節【応急対策】第1「避難の指示」P191に準ずる）

第5 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の実施

町は、津波防災知識の啓発活動として、平成27年度に「保存版 我が家の防災対策」を全世帯に配布しているほか、避難経路等において、海拔表示板等の設置を進めている。また、津波などの災害が発生した場合に備え、住民の避難訓練救出救助訓練等を毎年開催している。

第2節 課題

第1 河川、海岸保全、港湾施設対策

対策の推進に当たっては、「南海トラフ巨大地震等による被害想定」や最新の科学的知見等を踏まえて再検証することが必要である。最大クラスの津波に対しては、ハード対策によって完全に浸水を防御することは現実的でないことから、津波の規模や発生頻度に応じて防護目標を明確化することが必要である。

第2 津波ハザードマップに基づく津波避難計画の作成

津波浸水想定に基づき、津波ハザードマップを作成・更新するとともに、安全な避難経路や避難所の確保など、地域特性に応じた対策を講じる必要がある。

第3 情報収集・伝達の課題

津波による被害を軽減・防止するためには、津波警報・注意報等を迅速・的確に収集し、住民や労働者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立する必要がある。

町は、防災行政無線が届かないエリアへの対応や、避難行動要支援者への情報伝達手段の確保を検討する必要がある。

第4 避難誘導體制の課題

地震が発生してから津波が来襲するまでに時間の余裕がない場合があることから、伝達ルートに関係なく最初の警報・注意報が発令された際は、直ちに町民等に周知し、避難させるなどの的確な措置を行う必要がある。

第5 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の課題

津波、土砂災害等の災害の態様に応じた安全な避難方法等の普及啓発や、津波の危険性の更なる周知、浸透を図る。そのためには、町民の防災訓練参加者の増加が必要である。

第3節 対策の方向性

第1 河川、海岸保全、港湾施設の整備

町及び支庁は、津波の規模や発生頻度に応じた防護目標に則して海岸保全施設等の整備を推進し、浸水被害を軽減するとともに、被災後においても迅速な応急・復旧対策を可能とするため、港湾・漁港施設の耐波性、耐震性の向上を図り緊急輸送機能を確保する。

第2 津波ハザードマップ及び津波避難計画の作成

町は、津波ハザードマップ及び八丈町津波避難計画を作成する。

第3 情報収集・伝達体制の構築

町は、多様な送受信手段を用いることにより、迅速・的確な情報伝達のための体制づくりを推進し、町民の安全の確保に取り組んでいく。

第4 避難誘導體制の構築

町は、津波浸水想定に基づく安全な避難経路や避難所の確保、土砂災害警戒区域等にかかる避難路の対策、避難行動要支援者や観光客の避難支援体制を構築する。

第5 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

町は、津波防災意識の啓発や訓練等を継続的に実施し、防災に対する正しい知識と体験を町民に広める。

第4節 到達目標

第1 河川、海岸保全、港湾施設の整備

町及び支庁は、海岸保全施設及び港湾・漁港施設の整備を推進して浸水被害の軽減を図るとともに、津波ハザードマップ作成をはじめとした津波防災対策の強化を図るなど、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な対策を講じる。

支庁は、海岸保全施設等の整備推進や港湾・漁港施設等の粘り強い構造への転換により、浸水被害を軽減する。また、被災後においても迅速な応急・復旧対策を可能とするため、港湾・漁港施設の耐波性、耐震性の向上を図り緊急輸送機能を確保する。

第2 津波避難計画の継続的な見直し

町は、津波ハザードマップ及び八丈町津波避難計画を作成し、継続的な見直しを図る。

第3 情報収集・伝達体制の構築

町及び支庁は、防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）、漁業無線、衛星画像等の多様な送受信手段を用いることにより正確な津波警報・注意報等をいち早く町民に伝達する体制を整備する。

第4 避難誘導體制の構築

町と支庁は、津波浸水想定に基づき、安全な避難経路や高台の避難場所を確保するほか、観光客の本土帰還方法を確立するなど、あらゆる事態に備えた避難対策を推進する。

第5 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

町は、津波への対応や避難方法等についての周知徹底や、実践的な訓練等を通じ、地域防災力の向上を図る。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

第1 海岸保全、港湾、漁港施設の整備	第4 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化
第2 水防対策	第5 津波予測等に基づく避難誘導
第3 ハザードマップの作成・改定	第6 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

第1 海岸保全、港湾、漁港施設の整備

町及び支庁は、東日本大震災後に公表された南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定等を踏まえ、浸水被害を軽減するとともに、必要な耐震強化等に取り組む。海岸保全、港湾等施設の整備は都の事業が大部分であり、都に対してこれらの安全性を高め速やかな応急活動がとれる施設整備を要望するとともに、町としても推進を図る。

(1) 海岸保全

支庁は、海岸の荒廃を防止するとともに、高波から後背地住民の生命や財産を守ることを目的として海岸保全事業を行っている。

【海岸保全区域指定地】(令和3年4月現在)

① 建設海岸

海岸名	場所	延長(m)	備考
汐間海岸	八丈町末吉 八丈町中之郷	1,000 m	水域 50 m 陸域 20 m
横間ヶ浦海岸	八丈町大賀郷	993.61 m	水域 50 m 陸域 20 m
垂戸海岸	八丈町三根	541.01 m	水域 50 m 陸域 20 m
乙千代ヶ浜海岸	八丈町檜立	205 m	水域 118 m 陸域 110 m
洞輪沢海岸	八丈町末吉	250 m	水域 50 m 陸域 20 m

② 港湾・漁港海岸

海岸名	場所	施設延長(m)	備考
神湊港海岸	八丈町三根	1,150 m	
神湊漁港海岸	八丈町三根	113 m	
八重根漁港海岸	八丈町大賀郷	308 m	
洞輪沢漁港海岸	八丈町末吉	471 m	

第2 水防対策

町及び都は、資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整える。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	1 水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第3条の規定に基づき、水防管理団体である町は、その行政区域内の水防を十分に果たすべき責務を有する。 2 町は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。 3 町は、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。
八丈支庁	1 土のう等、水防資器材の備蓄

第3 津波ハザードマップの作成・改定

町（総務課）は、地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、南海トラフ巨大地震による東京の被害想定等を踏まえた津波浸水想定に基づき、津波ハザードマップを作成・改定し、津波対策を充実させる。

第4 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化

地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、町は、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、町民や労働者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を構築する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	1 津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に伝達する手段に関して、都及び港湾管理者等と共に検討し、体制を構築
都総務局	1 津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、避難が必要な者にいち早く伝達する体制を構築

(2) 詳細な取組内容

町及び都は、津波警報・注意報等の情報伝達に対して防災行政無線だけでなく、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、漁業無線、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化や、災害時に確実に伝達できる人員配置等のあらゆる手段を活用し、津波が襲来するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。

住民等の安全な避難行動を担保するためには、津波警報・注意報等の情報伝達網と津波ハザードマップ等を実地で理解しておくことが重要であり、実践的な訓練を通して、理解を深める。

（第2部第7章「情報通信の確保」P129に準ずる）

第5 津波予測等に基づく避難誘導

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	<ol style="list-style-type: none"> 津波警報・注意報等を迅速・的確に伝達するとともに、速やかな避難誘導を行うため、津波避難計画を策定 津波避難計画には、避難場所や避難経路等を示し、実地踏査等を繰り返すことで住民等への避難の実効性を促進
都総務局	<ol style="list-style-type: none"> 津波警報・注意報等に関して、避難が必要な者に、いち早く正確に情報を伝達する体制を整備 被害想定等における津波浸水想定に基づき、避難行動や避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援

(2) 詳細な取組内容

町は、都の支援を受け、津波避難計画を策定することで、実際に津波警報・注意報等が発表された際の町民や労働者、観光客、船舶等の迅速な避難を促し、安全な避難態勢を確保する。

都は、町に対して、避難誘導等の計画の策定を支援する。

第6 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

町及び都は、「地震イコール津波・即避難」を共通認識として定着させるため、津波防災意識の啓発となる授業や訓練等を実施し、防災に対する正しい知識を町民に広める。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	<ol style="list-style-type: none"> 住民等に対する津波防災教育を実施 津波ハザードマップを作成・配布し、津波への対応や、避難所の位置等を周知 消防本部・消防団、警察署、災害時支援ボランティアなどをはじめとする組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進
町（教育課） 都教育庁	<ol style="list-style-type: none"> 防災教育において、津波災害及び津波発生時の適切な避難行動について指導 公立学校の「防災計画」を教職員へ周知を徹底 児童・生徒及び保護者に対する津波対応等の周知を徹底 学校において実践的な避難訓練を実施
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 津波防災に関する普及・啓発を促進

(2) 詳細な取組内容

《町（総務課）》

- 1 住民等に対し、津波警報・注意報等や津波対策等を正しく認識するための教育に努める。
- 2 津波ハザードマップを作成・配布し、住民等に対して、津波への対応や避難の方法、避難所等の位置等の周知を行う。
- 3 町は、関係防災機関、地域住民、事業所等が一体となって、津波警報・注意報授受伝達、避難誘導、避難等の実践的訓練を実施する。

《町（教育課）、都教育庁》

- 1 「防災ノート～災害と安全～」等を活用して、津波災害及び津波発生時の適切な避難行動について指導する。
- 2 教職員には、学校の「防災計画」の内容を周知徹底する。
- 3 学校では、津波の襲来を想定して、実践的な避難訓練を定期的実施する。

【応急対策・復旧対策】

第1 河川、海岸保全、港湾施設等の応急対策	第3 津波に対する避難誘導態勢
第2 津波警報・注意報等の伝達体制	第4 被災者の島外への移送

第1 河川、海岸保全、港湾施設等の応急対策

海岸保全施設が台風や津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御し、被害を受けたときは、速やかに応急・復旧措置を行い、町民の生命、財産を保護するよう努める。

機関名	応急措置及び応急復旧対策
八丈支庁（土木課） 八丈支庁（港湾課） 町（企画財政部、建設部、産業観光部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理する施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> a 破堤 b 破堤のおそれがあるもの。 c 護岸の全壊又は決壊でこれを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。 2 関係機関相互に密接な連絡をとり、必要があるときは、水防倉庫等の備蓄資材の提供を行う。 3 気象情報等により災害発生が予想される場合は、必要な措置を行う。

（第2部第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」P69に準ずる）

第2 津波警報・注意報等の伝達体制

町は、都及び気象庁、関係機関と連携し、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、町民や労働者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立する。

（第2部第7章「情報通信の確保」P129に準ずる）

（別冊資料 南海トラフ地震防災対策推進計画第3章第3節「災害応急対策」第1「津波情報の収集・伝達」P25に準ずる）

第3 津波に対する避難誘導態勢

津波災害時には、広範囲に渡り、町民の生命に危険を及ぼす事態が発生することが予想される。このため、迅速かつ的確な避難対策を講じ、町民の生命及び身体の安全を確保する必要がある。

（第2部第9章「避難者対策」P177に準ずる）

（別冊資料 南海トラフ地震防災対策推進計画第3章第2節「災害応急対策」第2（2）「避難誘導」P34に準ずる）

第4 被災者の島外への移送

町長は、避難所に被災者を受入れることが困難なときは、被災者の島外への移送について、八丈支庁長を通じて、知事に要請する。

（別冊資料 南海トラフ地震防災対策推進計画第3章第2節「災害応急対策」第2（4）「被災者の島外への移送」P36に準ずる）

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第1節 現在の到達状況

第1 町の初動対応

町の初動対応（災害対策本部の設置、参集体制の構築）（災害対策基本法第23条の2、八丈町災害対策本部条例及び同条例施行規則）

支庁の初動対応（東京都災害対策本部八丈地方隊の設置）（東京都災害対策本部条例第2条）

第2 広域連携体制

（1）公共団体相互の応援協力

島しょ町村の相互応援に関する協定（9町村・平成5年）

（2）防災機関等との事前協定

- 1 消防応援協定（東京消防庁・平成元年）
- 2 応急災害対策業務に関する協定（支庁、青ヶ島村、八丈島建設業協会・平成26年）
- 3 災害時の情報交換に関する協定（リエゾン派遣）（関東地方整備局・平成27年）
- 4 災害時における漁業無線の活用に関する協定（東京都島しょ農林水産総合センター及び東京都島嶼無線漁業協同組合 東京都漁業用海岸局を利用した交信及び周知の協力・平成28年）

第3 民間団体等との連携（町域内の応援協力）

- 1 八丈町災害時に関する協定（八丈町社会福祉協議会・平成21年）
- 2 災害時における要援護者避難施設として民間社会福祉施設等の使用に関する協定書（社会福祉法人養和会・平成22年）
- 3 災害備蓄用物資の保管に関する覚書（八丈島空港ターミナルビル(株)・平成24年）
- 4 八丈町災害時に関する協定（八丈島建設業協会・平成25年）
- 5 災害時における物資の供給に関する協定（八丈町商工会・平成28年）
- 6 災害時における船舶による輸送等に関する協定（八丈島漁業協同組合・平成28年11月）
- 7 災害時における漁業無線の活用に関する協定（東京都島しょ農林水産センター及び東京都島嶼無線漁業協同組合・平成28年12月）
- 8 災害時及び防災訓練における土地の利用に関する協定（八丈興発株式会社・平成29年5月）
- 9 災害時における石油燃料の供給に関する協定（(株)今関商会・平成30年3月）
- 10 災害時における石油燃料の供給に関する協定（(株)松代自動車工場・平成30年3月）
- 11 災害時における石油燃料の供給に関する協定（(名)菊池弘商店・平成30年3月）
- 12 災害時における石油燃料の供給に関する協定（(株)護神・平成30年3月）
- 13 災害時における石油燃料の供給に関する協定（(株)阪上・平成30年3月）
- 14 災害時における石油燃料の供給に関する協定（八丈交通(株)・平成30年3月）
- 15 災害時における相互連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド(株)・令和2年6月）
- 16 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤファー株式会社・令和2年6月）
- 17 災害時における避難所等確保の支援に関する協定（一般社団法人八丈島観光協会・令和2年8月）
- 18 指定緊急避難場所施設利用に関する協定書（東京都立八丈島高等学校・令和2年10月）

第2節 課題

第1 初動対応体制の課題

東日本大震災の教訓を踏まえて、町の災害対策本部の初動態勢の見直しの必要がある。

庁舎や職員が被災し、資源制約が伴う条件下においても業務を継続するため、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を定める必要がある。

第2 広域連携体制の課題

南海トラフ巨大地震等の広域的な災害においても同時被災しない地方公共団体との相互協定の締結が必要である。

関係防災機関との連携体制、受援体制の構築が必要である。

円滑な協力が得られるように、物資調達等における協力態勢の構築が必要である。

地域の運送事業者と発災時の備蓄物資等の輸送について、協定の締結が必要である。

第3 応急活動拠点の整備の課題

救出・救助活動やライフライン等の復旧の迅速化に向けて、活動拠点の充実が必要である。

第3節 対策の方向性

第1 初動対応体制の整備

町と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう本部体制を見直し、災害対応・総合調整機能の強化や、自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。

応急活動を行う一方で、町の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく。

第2 消火・救助・救急活動体制の整備

広域連携に係る調整体制を強化するとともに、協定締結などを通じて関係防災機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進する。

第3 応急活動拠点の整備

広域支援・救助部隊のベースキャンプやライフラインの復旧活動拠点として活用できるオープンスペースを確保することで、救出活動や復旧活動を円滑に実施する。

第4節 到達目標

第1 初動対応体制の整備

災害対応の総合調整機能を強化するため、救出・救助統括室を設置し、自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図るなど都と関係機関とが連携して、本部の対処能力を向上するための体制を構築する。

第2 業務継続体制の確保

災害時に各課の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的としたマ

ニュアルを令和5年度までに整備する。

第3 消火・救助・救急活動体制の整備

島外からの広域的な支援については、都や関係防災機関、事業者と連携して応急対応を実施するための連携チームを編成するなど、実践的かつ効果的な広域連携体制を構築していく。

第4 応急活動拠点の整備

公園等の整備などにより、大規模救出救助活動拠点や復旧活動のための拠点となるオープンスペースを確保するとともに、その円滑な活用に向けて、受援やオープンスペース等の利用に係る計画を策定し、迅速な活動のための環境を整備していく。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

第1 初動対応体制の整備	第3 消火・救助・救急活動体制の整備
第2 業務継続体制の確保	第4 応急活動拠点の整備

第1 初動対応体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。発災時は、町各課、町消防本部はもとより、都、自衛隊、警察、東京消防庁をはじめとする応援部隊なども含めて、応急対策活動に当たる関係機関が有機的に連携し、全体として一体となって活動を展開する必要がある。

こうした活動を実現するため、具体的な初動時の対応や島外からの支援の受入れ、オープンスペースの計画的な利用など、対策全般を統合的に運用するための受援体制を構築する。

機関名	対策内容
町（総務課）	1 発災時における応急活動拠点・代替活動拠点の確保 2 発災時の受援体制の整備 3 防災訓練の実施

(2) 詳細な取組内容

① 活動拠点

町本庁舎は、防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う中枢の施設である。代替活動拠点として、坂上地域に災害時拠点の整備を検討する。

② 発災時の受援体制の整備

発災時には、都、国等から、支援物資や人的支援等を受けることになる。町は、「東京都災害時受援応援計画」（都総務局作成、平成30年1月）に基づき、支援を受け入れるため受援体制等を構築し、町側の体制を整備する必要がある。

受援体制の検討にあたっては、災害対策本部や各対応部における受援窓口の設置、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を定め、受援計画として取りまとめる。特に、都への応援要請が迅速に行えるように、都（八丈支庁含む）への要請手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。なお、連絡先の共有をしておくなどして、実効性の確保に努める。また、応援職員の執務スペース確保にあたっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

なお、後述するように地域防災計画の各章において受援に関する記載をしている。具体的には、第2部第6章第5節【応急対策】第3「応援協力・派遣要請」（P122参照）に記載の防災関係機関等からの支援のほか、ボランティアや医療・保健・福祉分野の専門的支援、建設・物流・流通業者等からの支援、各施策における都（八丈支庁含む）からの支援などが挙げられる。このため、これらの取組や課題を踏まえて検討する。

③ 防災訓練の実施

(第2部第2章第5節【予防対策】第1-4「防災訓練の充実」P35に準ずる)

第2 業務継続体制の確保

業務継続計画は、行政が被災し資源制約下であっても災害対応等の業務を適切に行うためのものであり、あらかじめ策定することが必要である。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町 (全部署)	1 町の業務継続計画の策定 2 策定体制の構築 3 教育や訓練等を通じた継続的改善、点検の実施
都総務局	1 町の業務継続計画の策定支援

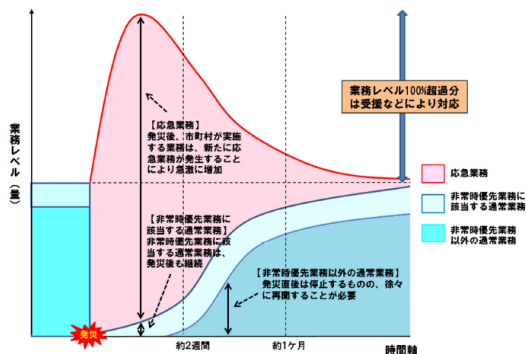
(2) 詳細な取組内容

① 業務継続計画の策定

- 1 災害時に町自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。
- 2 業務継続計画は、地域防災計画や各種の災害対応マニュアル等を補完し、又は相まって、町自身が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものである。なお、業務継続計画をどのような文書体系にするかは町の実情に合わせて作成する。(必ずしも独立した計画書でなくてもよい)

※ 非常時優先業務：大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

- 3 災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。具体的には、「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。



※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

出典：市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府，平成27年5月）

図 発災後に町が実施する業務の推移

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

- 4 業務継続計画の策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素がある。町は、これらの6要素（以下「重要6要素」という。）についてあらかじめ定めておくものとする。

【重要6要素】

要素	策定内容
1 町長不在時の明確な 代行順位及び職員の 参集体制	1 町長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 a 緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠である。（第2部第6章第5節【応急対策】第1-1（2）⑥「初動対応の流れ」P114参照） b 非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要である。（第2部第6章第5節【応急対策】第1-3「八丈町非常配備態勢等」P116参照）
2 本庁舎が使用できな くなった場合の代替 庁舎の特定	1 本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 a 地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。（本庁被災の場合は町施設の中から被災状況を勘案して設置を検討）
3 電気、水、 食料等の確保	1 停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 a 災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要である。 b 孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
4 災害時にもつながり やすい多様な通信手 段の確保	1 断線、輻そう等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 a 災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要である。
5 重要な行政データの バックアップ	1 業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 a 災害時の被災者支援や町民対応にも、行政データが不可欠である。
6 非常時優先業務の整 理	1 非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 a 各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

② 策定体制の構築

- 1 業務継続計画の策定に際しては、全庁的な検討体制とする。
- 2 検討体制には、非常時優先業務の所管部署、その実施に必要な資源（庁舎、職員、電力、情報システム等）を所管する部署、そして業務継続計画の取りまとめを担当する部署を始め全部署が検討に参画し、非常時優先業務の整理等を行う。

③ 教育や訓練等を通じた継続的改善、点検の実施

- 1 業務継続計画は一旦策定すればよいというものではない。計画の実効性を確認し、高めて

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

いくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、そのためには、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが必要である。

- 2 電気、水、食料、人員などの必要資源について点検を行い、平時から設備の増強、備蓄の促進、人員確保・育成について計画的に実施しておく。
- 3 計画策定後も訓練の実施や必要資源の点検等により PDCA サイクルを回し、業務継続計画の実効性を高めていく。

第3 消火・救助・救急活動体制の整備

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（消防本部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団の教育訓練を充実 2 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、救助・救急体制を整備 3 町民の自主救出活動能力の向上
八丈島警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化 2 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化

(2) 詳細な取組内容

《町（消防本部）》

① 救助体制の整備

- 1 災害時に同時多発する可能性のある救助活動を効果的に行うため、整備計画に基づいて特別救助隊の増強及び高度救助用資器材を装備した災害対策用救助車の整備を図り、救助体制の強化を図る。
- 2 各消防団に救助用ユニットを整備するなど災害時及び平常時の救助体制の充実を図る。
- 3 初動期の救助体制を強化するため、各消防団に消防隊員用救助資器材の整備を図る。

② 救急体制の整備

- 1 救急救護活動を効果的に実施するため、職員の教育訓練を充実する。
- 2 非常用救急資器材の増強整備を図り、消防団等における救護体制を強化する。

③ 町民の自主救出活動能力の向上

ア 救出活動技術の普及・啓発

災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、町民による地域ぐるみの救出活動も必要となる。

このため、防火管理者、自主防災組織及び一般町民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

イ 応急救護知識及び技術の向上

災害時において同時に多数の傷病者が発生した際には、一時的に町民自らが応急救護処置を行うことができる技能を身につけることが重要である。

このため、町民に対し傷病者を応急に救護するために必要な知識及び技術を普及するとと

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

もに、事業所等における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

ウ 消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団の応急救護資器材（担架・救急カバン等）の増強・充実を図り、応急手当普及員を養成するとともに簡易救助器具等を整備し、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を行う。

第4 応急活動拠点の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課、福祉健康課、産業観光課、町立八丈病院、教育課） 都関係局	<ol style="list-style-type: none"> 1 オープンスペースの確保 2 ヘリコプター活動拠点の確保 3 救出救助活動拠点等の確保

(2) 詳細な取組内容

① オープンスペースの確保

- 1 震災時に、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、震災後の生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。そのため、事前にこれら活動に供する土地及び家屋の確保に努める。
- 2 町は、町内の利用可能なオープンスペースを国及び都並びに関係機関と協議の上、把握し具体的な使用方法等を確立する。

② ヘリコプター活動拠点の確保

- 1 町は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や都及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。
- 2 ヘリコプター離着陸場としての候補地をあらかじめ選定し、災害時には、この候補地の中から必要に応じて使用するための措置を国や都及び関係機関と連携して行う。

※資料編「災害時臨時離着陸場候補地一覧」（資料-6 参照）

【応急対策】

第1 初動態勢	第3 応援協力・派遣要請
第1-1 八丈町災害対策本部の組織及び事務分掌	第3-1 他の地方公共団体等への応援要請
第1-2 八丈地方隊の組織及び事務分掌	第3-2 応援対策職員派遣制度に基づく応援要請
第1-3 八丈町非常配備態勢等	第3-3 防災機関等の相互協力
第1-4 地方隊非常配備態勢等	第3-4 自衛隊に対する派遣要請
第2 消火・救助・救急活動	第3-5 民間団体等との協力
第2-1 消防部の活動態勢	第4 応急活動拠点の調整
第2-2 救助・救急活動態勢等	

第1 初動態勢

八丈町災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定により、町の区域において災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策を強力に推進するため必要があると認めるとき、町長が設置する組織である。また、知事は都の地域において、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは都本部を設置する。都本部は、本部長室、局及び地方隊をもって構成する。八丈地方隊は、八丈支庁の管轄区域において都本部の事務を分掌し、町災害対策本部と連携を取りながら災害応急対策を推進する。

第1-1 八丈町災害対策本部の組織及び事務分掌

町長は、町の地域に災害が発生した場合、法令及び本計画の定めるところにより、都及び関係防災機関などと連携・協力し、応急対策を実施しなければならない。このため、必要があると認めるときは八丈町災害対策本部（以下「町本部」）を設置し、応急対策を実施する。

町本部の組織及び運営は、災害対策基本法、八丈町災害対策本部条例及び同条例施行規則の定めるところによる。

(1) 町本部の設置

町長は、町の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、災害対策活動の推進を図るため町本部を設置するものとする。

① 町本部の設置等

- 1 総務部長は、町本部が設置されたときは、直ちにその旨を各部長、副部長及び出張所長並びに支庁長及び東京都（総務局総合防災部）に通知しなければならない。
また、必要があると認めるときは、関係防災機関に対して、町本部の設置を通知する。
- 2 町各部長、副部長及び出張所長は、総務部長から町本部の設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底させなければならない。

② 設置場所

八丈町役場本庁（本庁被災の場合は、町施設の中から被災状況を勘案して設置）

③ 町本部の表示の掲出

町本部が設置された場合は、設置された場所に「八丈町災害対策本部」の表示を掲示する。

④ 町本部の廃止

本部長は、町の区域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、町本部を廃止する。

町本部の廃止の通知等は、町本部の設置の通知等に準じて処理する。

(2) 町本部の組織

① 組織

- 1 本部は、本部長室及び部をもって構成する。
- 2 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部を置く。

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策**・復旧対策】**

③ 本部長等の職務

ア 本部長（町長）

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副町長）

本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 部長及び副部长（公営企業管理者、教育長、各課長等）

部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理する。副部长は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

エ 本部員（本部を構成する部の部長並びに副部长及び本部長が指名する者）

本部員、は本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

オ その他の町本部の職員

部長の命を受け、部の事務に従事する。

④ 本部長室の構成及び所掌事務

区分	内容
構成	<p>本部長室は、次の者をもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部長 2 災害対策副本部長 3 災害対策本部員
所掌事務	<p>本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町本部の非常配備態勢に関する事 2 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事 3 避難指示に関する事 4 職員の応援に関する事 5 自衛隊の派遣要請依頼及び応援職員の受入れに関する事 6 他の地方公共団体等に対する応援要請及び応援職員の受入れに関する事 7 民間団体、学生等各種ボランティアの受入れに関する事 8 災害救助法の適用要請及び救助業務の運用に関する事 9 激甚災害の指定の要請に関する事 10 応急対策に要する予算及び資金に関する事 11 応急公用負担に関する事 12 義援金品の募集及び配分に関する事 13 国会、政府関係に対する要望及び陳情等に関する事 14 職員の給食、寝具等の厚生に関する事 15 その他部長から特に申し出のあった事項
庶務	<p>本部長室の庶務は、総務部が行う。</p>

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策**・復旧対策】**

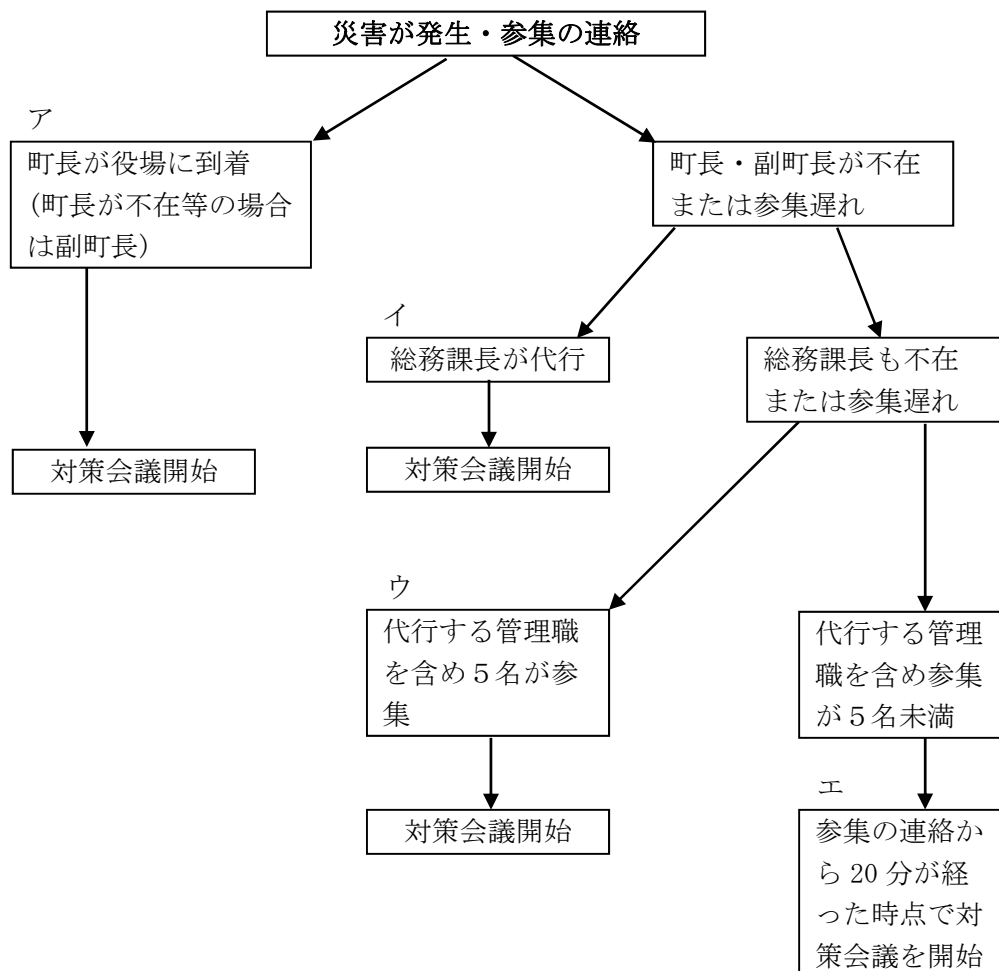
⑤ 各部の分掌

区分	内容
企画財政部 (企画財政課)	1 災害対策関係の予算事務に関すること 2 空港港湾施設の被害の把握に関すること 3 飛行場以外の臨時ヘリポート等の設置時、東京空港事務所との専用通信回線の設置に関すること
総務部 (総務課)	1 本部長室の庶務に関すること 2 災害の状況及び措置概要等の収集整理と報告・発表に関すること 3 本部職員の動員に関すること 4 本部活動の総括並びに統制に関すること 5 関係防災機関との連絡に関すること 6 避難所の開設、運営及び避難者の収容に関すること
税務部 (税務課)	1 固定資産関係の災害状況調査に関すること 2 罹災証明に関すること
住民部 (住民課)	1 罹災者の援護に関すること 2 遺体の捜査・収容に関すること 3 トイレの確保及びし尿・ごみ・災害廃棄物処理に関すること
福祉健康部 (福祉健康課)	1 罹災地域の防疫に関すること 2 保健衛生に関すること 3 要配慮者に関すること 4 救助物資の確保及び調達並びに配分に関すること 5 義援金品の受領及び配分に関すること 6 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること 7 災害復旧資金貸付に関すること
建設部 (建設課)	1 道路並びに橋梁の応急復旧に関すること 2 道路等の障害物の除去に関すること 3 応急危険度判定・被災宅地の危険度判定に関すること 4 応急修理、応急仮設住宅に関すること
産業観光部 (産業観光課)	1 農林水産施設及び農作物等の災害状況調査に関すること 2 農林水産施設の応急復旧に関すること 3 農災資金の融資あっせんに関すること 4 船舶の調達に関すること
消防部 (消防本部)	1 被災者の救急に関すること 2 消防団の活動に関すること
輸送・給水部 (企業課)	1 車輛の調達に関すること 2 交通施設の点検整備に関すること 3 救援隊、救助物資等の輸送に関すること 4 応急資材の輸送に関すること 5 給水状況の調査及び応急給水に関すること 6 給水施設の応急復旧に関すること
医療部 (病院事務局)	1 傷病者及び妊産婦の収容並びに措置に関すること 2 派遣医療救護班との連絡調整に関すること 3 遺体の検案に関すること
教育部 (教育課)	1 被災児童及び生徒の救護に関すること 2 文教施設の被害調査及び応急復旧に関すること 3 罹災者の応急給食に関すること
出納部 (会計課)	1 義援金の保管に関すること
予備対策部 (議会事務局)	1 他の部の応援に関すること

※ 上記に記載の無い事項については、本部長が決定する。

⑥ 初動対応の流れ

ア 勤務時間外及び閉庁日等の対応



※ア、イの対策会議については、人数に関係なく参集している者で行う

イ 勤務時間内での対応

庁内にいる特別職・管理職は会議室に即座に集合し、出先機関の管理職の参集を待たずに対策会議を始める。

- 1 Jアラート等で参集がかかった場合、町長、副町長のどちらかが到着した時点で、集まった者のみで初期対応について協議する。(※人数は関係ない)
- 2 町長、副町長が参集前に、総務課長が到着した時点で、集まった者のみで初期対応について協議する。(※人数は関係ない)
- 3 町長、副町長、総務課長がいなくとも、5名程度の職員が参集した時点で初期対応について協議する。
- 4 Jアラートなどで参集がかかった場合、20分後に初期対応について協議する。(※遅れて来る職員を待たずに開始)

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策**・復旧対策】**

第1-2 八丈地方隊の組織及び事務分掌

地方隊名(地方隊長名)	課名(責任者)	分 掌 事 務
八丈地方隊 (八丈支庁長)	総務課 (総務課長)	1 地方隊の庶務 2 本部長室及び関係防災機関との連絡 3 町村の指導連絡 4 通信情報の総括 5 動員 6 給与 7 予算 8 広報 9 広聴 10 報道機関との連絡 11 災害対策の連絡調整 12 庁舎等の防災及び修理 13 救助物資の備蓄、輸送及び配分 14 義援金品の受領及び配分 15 避難者の輸送 16 避難所の設営 17 他の課に属しない救助及び保護 18 他の課に属しない事項
	産業課 (産業課長)	1 救助物資の確保及び調達 2 中小企業及び農林漁業の災害応急対策 3 庁有船舶による避難者輸送 4 公共施設保安点検の応援 5 漁船等に対するの情報及び救出活動応援 6 島しょ農林水産総合センター(農林合同庁舎)の防災及び修理 7 家畜の防疫等保健衛生
	土木課 (土木課長)	1 水防活動 2 堤防、道路、橋りょう等の点検、整備及び復旧 3 流木対策 4 障害物の除去 5 被災者のための住宅の設営及び修理 6 被災住宅の居住者に対する応急融資
	港湾課 (港湾課長)	1 港湾船舶及び航空機の調整 2 港湾海岸施設及び航空施設の保安 3 公共施設保安点検の応援
	島しょ保健所八丈出張所 (副所長)	1 医療及び防疫 2 乳幼児及び妊産婦の救護 3 その他保健衛生に関する事項
	島しょ農林水産総合センター八丈事業所 (所長)	1 島しょ農林水産総合センター八丈事業所(水産庁舎)の防災及び修理 2 所属船舶の運用及び管理 3 漁業指導等無線業務 4 漁業の災害応急対策(産業課に属するものを除く。)
	家畜保健衛生所	1 被害状況調査(家畜)
	警察協力隊 (八丈警察署長)	1 被災者の救助及び避難 2 行方不明者の捜索及び遺体の検視 3 被災地の警備、交通の規制 4 その他公安に関する事項
教育庁八丈出張所 (副所長)	1 避難所設営の協力 2 被災児童及び生徒の救護及び応急教育 3 被災児童及び生徒の学用品の供給 4 文教施設の点検、整備及び復旧	

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策**・復旧対策】**

第1-3 八丈町非常配備態勢等

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、災害応急対策を強力に推進するための職員の非常配備態勢等は、次のとおりとする。

【非常配備等の基準】

種類	発令の時期	態勢
情報連絡態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波注意報が発表されたとき。 2 災害が発生すると予想されたとき。 3 その他情報連絡が必要であると認めたとき。 	情報収集活動を主とする態勢とする。
初動配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風等の接近状況により、現場要員を、総務課が個別に招集する。(通常、第1次非常態勢に準ずる) 2 災害の発生その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。 	気象情報の収集にあたり災害を警戒する態勢とする。
第1次非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度4以上の地震が発生したとき。 2 大雨警報が発表されたとき。 3 洪水警報が発表されたとき。 4 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 5 ゲリラ攻撃情報が発表されたとき。 6 災害の発生その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。 	災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始する活動を主とする態勢とする。
第2次非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波警報が発表されたとき。 2 震度5弱・5強以上の地震が発生したとき。 3 その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。 	第1次非常配備態勢を強化し局地災害に直ちに対処できる態勢で、かつ社会的混乱の防止、連絡及び広報活動に対処できる態勢とする。
第3次非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空攻撃情報、ミサイル発射情報、大規模テロ情報が発表されたとき。 2 噴火警報（火口周辺）が発表されたとき。 3 気象特別警報（大津波警報を除く）が発表されたとき。 4 その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。 	第2次非常配備態勢を強化し局地災害に直ちに対処できる態勢で、かつ社会的混乱の防止、連絡及び広報活動に対処できる態勢とする。
第4次非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 速報震度6弱・強、7以上の地震が発生したとき。 2 大津波警報が発表されたとき。 3 東日本大震災クラスの大津波が発生したとき。 4 噴火警報（居住地域）が発表されたとき。 5 災害が拡大し、第3次非常配備態勢では対処できないとき、又は予想されるとき。 	本部の全組織をもって対処する態勢とする。

※ 火山噴火・風水害・武力攻撃やテロ・大規模事故を含む。

※ 大雨警報・洪水警報・土砂災害警戒情報・震度速報震度5強の場合、避難所対応職員は、3次非常配備態勢とする。

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策**・復旧対策】**

【職員の動員表】（令和2年10月1日現在）

課名	情報連絡態勢	初動配備態勢	第1次非常配備態勢	第2次非常配備態勢	第3次非常配備態勢	第4次非常配備態勢
企画財政課	0	2	2	0	0	全職員
総務課	4	1	2	1	0	
税務課	0	0	2	2	0	
住民課	0	0	1	2	1	
建設課	0	3	1	4	1	
産業観光課	0	2	2	1	1	
会計課	0	0	1	1	0	
企業課	0	3	1	3	2	
教育課 (コミュニティセンター)	0	1	2	2	2	
議会事務局	0	0	2	0	0	
消防本部	0	1	2	2	0	
福祉健康課	0	2	0	2	1	
病院事務局 (町立八丈病院)	0	0	1	2	0	
避難所	0	0	28	0	0	
参集人数合計	4	15	47	22	8	

単位（人）

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化
第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

第1-4 地方隊非常配備態勢等

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、災害応急対策を強力に推進するための職員の非常配備態勢等は、次のとおりとする。

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化
 第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

【職員の動員表】（令和3年4月現在）

単位（人）

課	大雨(土砂)台風災害		津波災害		地震災害		火山災害	
	大雨警報 発令時	土砂災害 警戒情報 発令等 (避難所 開設時)	津波警報 発令時 (1m~3m)	大津波警 報発令時 (3m~)	震度5弱	震度5強 以上	噴火警戒 レベル3 (~入山 規制)	噴火警戒 レベル4 以上 (避難準 備~)
支庁長	×	○	×	○	○	○	○	○
総務課	課長	○	○	○	○	○	○	○
	庶務担当	2	2	2	4	3	4	3
	経理担当	0	2	0	2	2	2	0
	行政担当	1	2	1	2	1	2	1
	税務担当	1	2	1	2	1	2	1
	福祉担当	0	3	0	3	1	3	1
産業課	課長	×	○	×	○	○	○	○
	商工担当	0	0	0	1	1	1	2
	農務担当	0	0	0	0	0	0	1
	林務担当	0	0	0	0	1	1	2
	水産担当	0	0	0	1	1	1	2
土木課	課長	○	○	○	○	○	○	○
	管理担当	1	2	1	2	2	2	2
	用地担当	0	1	0	1	1	1	1
	整備工事担当	2	4	2	4	4	4	4
	維持工事担当	3	5	3	5	5	5	5
港湾課	課長	×	○	○	○	○	○	○
	管理担当	0	0	1	2	1	1	1
	港湾空港 管理担当	0	0	1	3	1	3	1
	工事担当	0	0	1	6	1	6	1
島しょ保健所	副所長	×	○	×	○	○	○	
	庶務担当	0	0	0	0	1	6	
	生活環境担当	0	0	0	0	1	3	
	保険指導担当	0	0	0	0	1	2	
島しょ農水産センター	所長	×	○	○	○	×	○	
	水産振興担当	0	0	9	9	0	1	
	無線通信担当	0	0	0	0	0	1	
	園芸振興担当	0	0	0	0	0	1	
家畜保健衛生所	0	0	0	0	0	1		
教育庁	副所長	×	○	×	○	×	○	
	管理担当	0	0	0	0	0	3	
参集人数合計 (管理職除く)	10	23	22	47	29	56	26	45

注) 管理職：参集有無を「○」「×」で記載している。
 各担当：必要参集人数を記載している。

第2 消火・救助・救急活動

消防本部は、災害時の活動態勢及び消防応援協力（東京消防庁）等の必要な事項を事前に定め、災害が発生した場合の消防活動に万全を期するものとする。

第2-1 消防部の活動態勢

消防部は、災害時において、町民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するように、あらゆる手段をもって呼びかけを行う。

また、消防団を含めて、避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防御活動を展開して、町民の生命、財産を守る。

(1) 消防部等の運営

消防部は、災害消防活動の総括として、発災時には、各消防団と連携を協力を発揮して災害消防活動態勢を確立する。

(2) 災害消防活動

項目	内容
活動の基本	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 2 災害消防活動体制を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。 3 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。 4 重機等を活動し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。
情報収集等	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防部は、所定の計画に基づき 119 番通報、情報活動隊による情報、消防団員情報等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 2 防災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 3 関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。
災害消防活動 消防団の活動	<p>消防団は、地域に密着した消防機関として分団受持区域内の地域住民等に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては現有装備を活用した消防活動に当たる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出火防止 発災と同時に地域住民等に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。 2 情報収集活動 災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機等を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。 3 消火活動 同時多発火災の拡大防止を図るため、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を行う。 4 消防本部への応援 消防本部の消防応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害物排除等の活動を行う。 5 救出・救護 救助器具等を活用し、地域住民等と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。 6 避難場所の防護等 避難指示等が発令された場合は、これを地域住民等に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

第2-2 救助・救急活動態勢等

災害時には、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板・窓ガラス等の落下、火災及び水害等による多数の救助・救急を要する事態の発生が予想される。このため、関係機関が連携・協力体制を確立し、救助・救急活動の万全を期することが必要である。

関係機関の活動態勢、活動内容は次のとおりとする。

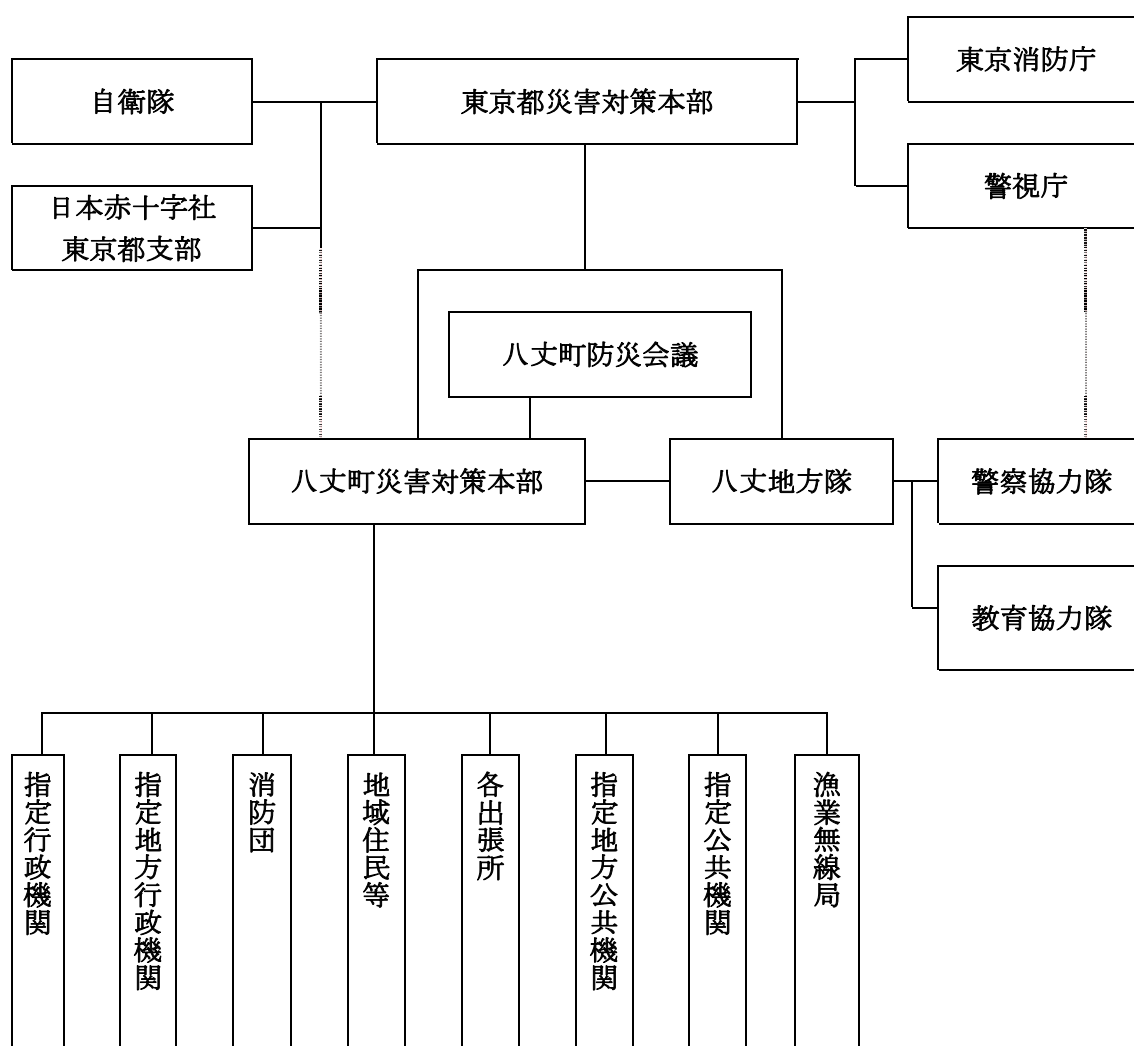
機関名	活動態勢・内容
町（消防部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助・救急活動は消防本部及び消防団が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、東京都や緊急消防援助隊の仕組みを活用して必要な部隊等を要請し、迅速な救助活動を実施する。 2 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 3 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、体育館等に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に緊急医療救護所を設置し、医療関係機関、消防団員等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 4 傷病者の搬送は、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 5 警察署、自主防災組織等と連携・協力し、救助・救急の万全を期する。
八丈島警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、関係機関と緊密な連携を保持しながら、早期に警備態勢を確立して次の警備活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> a 被害実態の把握と情報提供 b 交通規制 c 救出救助 d 避難誘導 e 行方不明者の捜索及び調査 f 遺体の調査等及び検視 g 公共の安全と秩序の維持 2 被害の発生状況、態様等に応じて、機動隊、緊急救助隊の要請を行う。 3 救出・救護活動は、生存者の救出を最重点に行い、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 4 救出した負傷者は、重症者の順から速やかに現場救護班や医療機関に引き継ぐ。 5 救出・救護活動にあたっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 6 町消防本部、自主防災組織等と連携・協力し、救助・救急の万全を期する。
町 （福祉健康課） 八丈町社会 福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 他機関と連携協力し、応急救護に当たる。 2 他機関と連携し、救助・救急活動にあたるとともに、避難行動要支援者名簿の情報提供を行う。 3 他機関と連携し、応急救護知識及び技術の指導を行い、町民による自主救護体制の確立を図る。

第3 応援協力・派遣要請

災害が発生した場合、各防災機関はあらかじめ定めた所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなど災害対策に万全を期さなければならない。特に被害が広範囲に及ぶ場合、町の防災機関のみの対応では困難であり、被災していない都道府県や民間の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、関係の団体との間で応援・協力に関する協定をあらかじめ締結するなど、応援体制のネットワーク化を図り、災害活動体制を強化・充実していくことが重要である。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

災害時の防災協力体制（災害対策基本法）



第3-1 他の地方公共団体等への応援要請

災害が発生した場合において、迅速かつ効率的な応急対策を実施するため、他の地方公共団体等への応援要請について定める。

応急対策を実施する上で、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、町長（本部長）は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定により強力を求めるものとする。

(1) 応援要請

町長（本部長）は、次に該当すると認められるときは、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。

- 1 各部間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
- 2 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合

(2) 応援職員の活動

応援職員は、応援を受けた部長の指揮を受けて活動するものとする。

(3) 費用の負担区分

応援に要する経費は、関係法令及び相互応援協定等に定めるところによる。

(4) 地方公共団体との相互応援協力

災害時、島しょ町村間においては相互応援協定を締結している。

なお、島しょ町村間で対応が困難な場合は、都道府県に対して応援の要請をする。

協定等の名称	地方公共団体名	協定の内容等
島しょ町村災害時相互応援に関する協定 平成5年10月18日締結	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 青ヶ島村 小笠原村	1 物資提供及びあっせん並びに人員の派遣 2 島外避難の支援及び避難者の受入れ 3 その他

第3-2 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請

町は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に、都を通じて確保調整本部（確保調整本部設置前においては総務省）に対し、総括支援チームの派遣を要請することができる。

第3-3 防災機関等の相互協力

(1) 防災機関の応援要請

防災機関等の長又は代表者は、町に対し応急措置の実施を要請し、もしくは応援を求めようとするとき、又は他の防災機関等の応援のあっせんを依頼しようとするときは、町総務部に対し、要請する。

(2) 町と防災機関との事前協定

災害時において、他機関の円滑な協力が得られるように、町においては次のとおり協定を締結し、あるいは事前協議を整え、協力態勢を確立している。

協定等の名称	協定先	協定の内容等	締結年
災害時における応急対策業務に関する協定	八丈支庁、青ヶ島村、八丈島建設業協会	道路における緊急点検及び損壊箇所の応急措置並びに障害物の除去	平成 26 年
災害時の情報交換に関する協定	関東地方整備局	情報連絡員（リエゾン）の派遣受入、被災情報等の情報共有	平成 27 年
災害時における漁業無線の活用に関する協定	東京都島しょ農林水産総合センター及び東京都島嶼無線漁業協同組合	東京都漁業用海岸局を利用した交信及び周知の協力	平成 28 年
消防応援協定	東京消防庁	消防活動の応援に関する協定	平成元年
島しょにおける救急患者等の搬送業務の役割分担に関する協定	東京消防庁	救急患者等の搬送業務に関する協定	昭和 57 年

(3) 被災市町村への町職員の派遣

町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

第3-4 自衛隊に対する派遣要請

応急対策を実施する上で、自衛隊の救援を必要とするときは、町長（本部長）は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定による部隊の派遣要請を都知事に依頼する。

（1）自衛隊の活動基準

人命救助を最優先し、災害時の状況に応じて下記を基準に救援活動を実施する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 情報収集
車両、航空機等状況に適した手段によって被害状況を調査する。2 負傷者の救出救護支援
死者、行方不明者、負傷者等が生じた場合は、他の救援活動に最優先して捜索、救助を行う。3 防疫支援
特に要請があった場合には、防疫、病虫害防除等の支援を行う。薬剤等は、通常、地方公共団体の提供するものを使用する。4 避難誘導
避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。5 道路啓開
道路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。6 給食・給水支援
要請があった場合又は指定部隊の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。7 緊急物資輸送
特に要請があった場合、又は指定部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要するときに行う。 |
|---|

（2）派遣要請依頼

- 1 各部長は、自衛隊の派遣を必要とする場合、災害派遣要請依頼書により総務部長に派遣要請依頼を行う。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。
- 2 総務部長は、非常配備動員状況を勘案の上自衛隊派遣要請を本部長に伺いを立てる。
- 3 本部長は、本部員会議の協議に基づき派遣要請を決定し、その実施を本部員会議に指示する。
- 4 本部員会議は、総務部に必要な手続きを取るよう指示するとともに、派遣要請を依頼した部に受入れ体制の万全を期するよう指示する。
- 5 総務部は、災害派遣要請依頼書を都知事（都総務局総合防災部）に提出する。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。
- 6 総務部は、都知事から自衛隊の災害派遣の決定通知を受けたとき、派遣要請を依頼した部に対して、災害派遣の有無、災害の規模、その他派遣に関する必要な事項を伝達・指示する。

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策**・復旧対策】**

第3-5 民間団体等との協力

町は、災害時に必要な支援について、民間団体等と協定を締結している。協定に基づき、協力を要請する。

協定等の名称		協定先	協定の内容等	締結年
1	八丈町災害時に関する協定	八丈町 社会福祉協議会	応急対策	平成21年
2	災害時における要援護者避難施設として民間社会福祉施設等の使用に関する協定	社会福祉法人 養和会	要配慮者の受入	平成22年
3	災害備蓄用物資の保管に関する覚書	八丈島空港ターミナルビル(株)	災害備蓄物資の保管	平成24年
4	八丈町災害時に関する協定	八丈島建設業協会	応急対策	平成25年
5	災害時における物資の供給に関する協定	八丈町商工会	地震や台風などの災害の発生時に、食料品、生活必需品を確保	平成28年
6	災害時における船舶による輸送等に関する協定	八丈島 漁業協同組合	人員の輸送業務、救援物資等の貨物輸送、漁業無線を利用した被災現場との通信業務	平成28年
7	災害時における漁業無線の活用に関する協定	東京都島しょ農林水産センター 東京都島嶼無線漁業協同組合	東京都漁業用海岸局を活用し船舶（船艇）との通信業務	平成28年
8	災害時及び防災訓練における土地の利用に関する協定	八丈興発(株)	駐車場及び物資等の仮置き場としての土地利用	平成29年
9	災害時における石油燃料の供給に関する協定	株式会社 今関商会	災害対策本部及び緊急車両等への石油系燃料の供給	平成30年
10	〃	株式会社 松代自動車工場	〃	
11	〃	株式会社 護神	〃	
12	〃	合名会社 菊池弘商店	〃	
13	〃	株式会社 阪上	〃	
14	〃	八丈交通 株式会社	〃	

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策**・復旧対策】**

協定等の名称		協定先	協定の内容等	締結年
15	災害時における相互協定等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	所管施設の早期復旧	令和2年
16	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等	令和2年
17	災害時における避難場所等確保の支援に関する協定	一般社団法人 八丈島観光協会	避難所及び一時的な場所の確保	令和2年
18	指定緊急避難場所施設利用に関する協定書	東京都立 八丈高等学校	指定緊急避難場所としての施設利用	令和2年

第4 応急活動拠点の調整

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都本部	1 オープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、総合的に調整
町本部	1 オープンスペースの利用要望を都本部に提出

(2) 詳細な取組内容

- 1 地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、必要に応じ、都本部で総合的に調整する。
- 2 町及び支庁は、地震発生後、都本部から要請があった場合、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、報告する。必要に応じて、継続的に報告を行う。
- 3 町及び支庁は、オープンスペースの利用要望を都本部に提出する。
- 4 都本部は、町、支庁の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込の調整を行う。
- 5 オープンスペースを使用する機関は、使用状況を定期的に都本部へ報告する。
- 6 都本部、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。
- 7 都本部は、航空機使用について東京航空局等と連携・協力し、次の調整を行う。
 - (ア) 離発着場の指定
 - (イ) 応急対策に使用する航空機の需給調整

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化
第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

第7章 情報通信の確保

第1節 現在の到達状況

第1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

町は、地域住民等への情報連絡のための同報系の防災行政無線と、本庁と各出張所等との連絡のため、移動系の防災行政無線を整備している。同報系の戸別受信機は各世帯に、アナログ式の屋外拡声器を全島で41箇所に整備している。260MHz帯アナログ移動系無線機は15機、整備している。

※資料編「八丈町防災行政無線移動系無線機所有機関」（資料-16参照）

また、衛星通信ネットワーク、TV会議が可能な会議端末、東京都災害情報システム（DIS）を配備しており、多様な情報伝達手段を整備している。

さらに支庁においては、衛星携帯電話を配備しているほか、都は、洋上飛行が可能なヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）装備機体を運用している。八丈島については、可搬型ヘリテレ受信装置を用いて臨時的に映像を受信することができる。

第2 地域住民等への情報提供

町は、防災無線、Lアラート、ソーシャルメディア（Twitter等）による地域住民等への情報提供体制を整備している。

第3 地域住民等相互の情報収集・確認等

町は、通信事業者による安否確認サービスの提供及び安否確認方法の普及啓発を実施している。

第2節 課題

第1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制の課題

携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用・臨時回線の設定等により、行政機関内及び外部機関との情報通信手段を確保する必要がある。

また、関係機関との調整をより円滑・的確に行うため、災害情報を一元的に把握し、共有することができるよう体制の整備に努める必要がある。

第2 地域住民等への情報提供の課題

八丈町ホームページへのアクセス集中により、閲覧や更新に時間がかかるなどの問題が発生したり、防災行政無線による音声内容が場所によって聞き取りにくいなど確実に情報提供できる体制となっていないことから、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。

第3 地域住民等相互の情報収集・確認等

固定電話や携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否に関する情報が不足し、冷静な判断を妨げるおそれがある。また、通信事業者が設定している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていないため、利用促進が必要である。

第3節 対策の方向性

第1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

防災行政無線を補完する多様な通信手段を配備し、災害情報システムの機能向上や防災行政無線の増強、災害用衛星携帯電話等の配備により、通信の補完手段等の充実を図る。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができるよう「市町村の災害対策本部機能の強化に向けて～防災情報システム活用事例集～(消防庁国民保護・防災部防災課、平成29年7月)」を参照するなどして災害対策本部の機能強化に努める。

第2 地域住民等への情報提供

八丈町ホームページ機能強化や、ソーシャルメディアなど新たな情報提供ツールを活用し、多様な手段で住民へ情報を提供する。

第3 地域住民等相互の情報収集・確認等

通信事業者による安否確認手段の活用促進・サービスの充実など地域住民等間の通信手段の確保と多様化を推進する。

第4節 到達目標

第1 衛星電話などの補完手段の確保

町は、令和2年度までに、衛星携帯電話などによる多様な補完手段の確保を図る。

第2 災害対策本部の機能強化

町は、東京都災害情報システム(DIS)も活用し、気象情報やハザードマップの情報など、避難情報の発令等の意思決定に必要な情報を一元的に収集し把握できるよう、設備強化に努める。

第3 報道機関との連携、地域住民等への情報提供

町は、令和2年度までに、報道機関等との連携に基づき迅速な報道体制の確保と事業者やソーシャルメディアなどによる情報提供体制の整備を実施する。

第4 地域住民等相互の情報収集・確認等

町は、携帯端末を活用した安否確認サービスの充実、利用経験の促進を図る。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 第1 防災関係機関の情報通信連絡体制の整備 | 第3 地域住民等相互の情報連絡等の環境整備 |
| 第2 地域住民等への情報提供体制の整備 | |

第1 防災関係機関の情報通信連絡体制の整備

町内の各機関、八丈地方隊及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等の中で通信連絡システムを整備する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町 (総務課、教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都災害対策本部、八丈地方隊との情報連絡体制の構築 2 生活関連機関との情報連絡体制の整備 3 教育関連機関（学校、教育委員会等）、関係者間（生徒、教職員、保護者）の情報連絡体制の整備 4 情報伝達手段の多様化 5 災害対策本部機能を支援する情報システム等の整備 6 緊急地震速報（警報）（※1）の活用 7 全国瞬時警報システム（J-ALERT）（※2）の活用 8 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）（※3）の活用 9 漁業無線の活用 10 防災行政無線等の通信訓練の定期実施 11 アマチュア無線の活用
八丈島警察署 ライフライン機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の収集、伝達を円滑に進める。
NTT東日本(株) 八丈島担当 各施設管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用に関して協力する。

※1 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、事前にこれから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

※2 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星及び地上回線（LGWAN）を利用して地方公共団体に送信し、区市町村の同報系防災行政無線を自動起動させるシステムである。

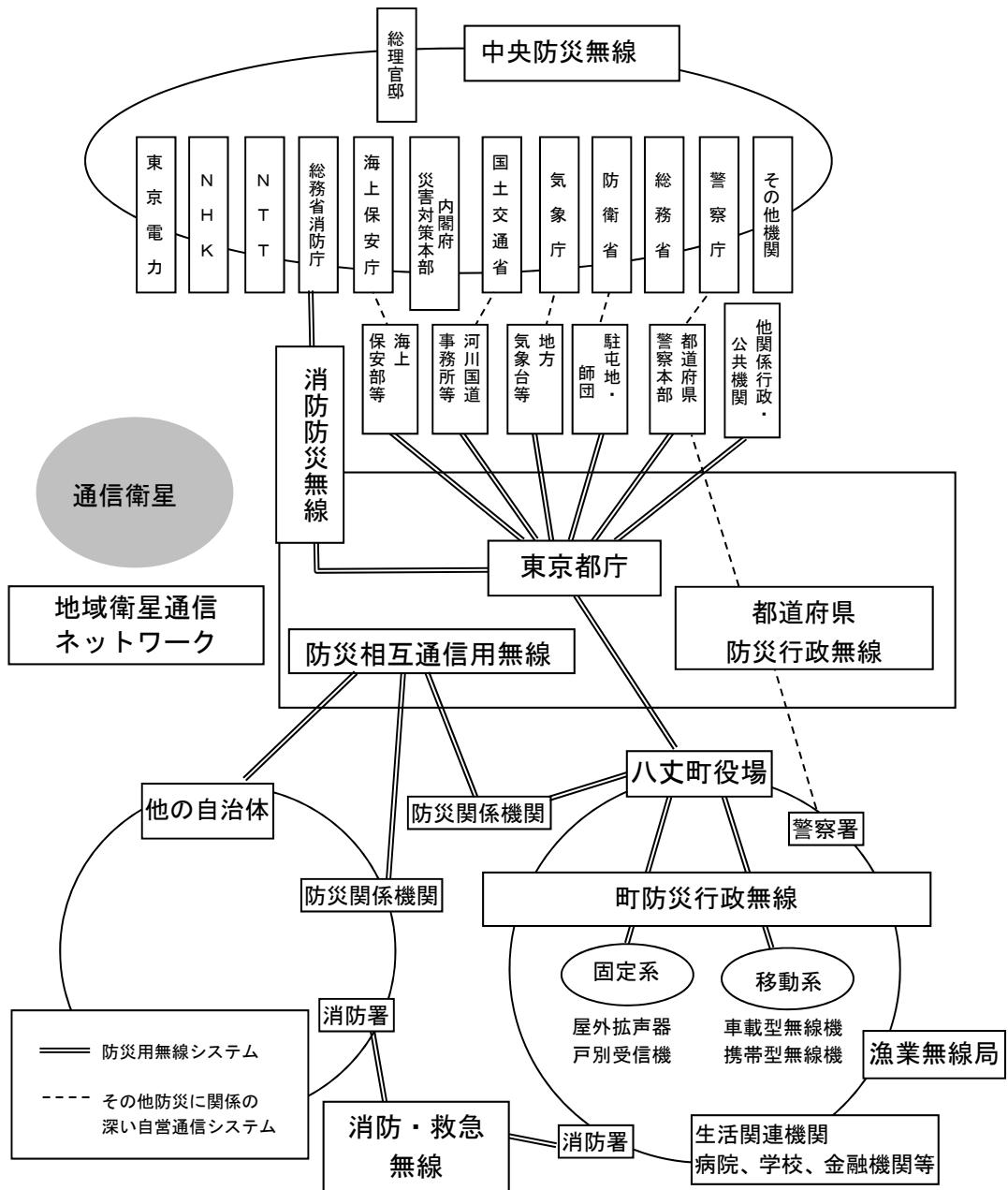
消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体においては、情報番号に対応するあらかじめ録音された放送内容を自動的に放送する。また、携帯電話会社を経由し、個々の携帯電話利用者にメール（エリアメール・緊急速報メール）で伝達するルートも整備されている。

※3 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。なお、従来どおりFAXによる情報伝達も並行して行われる。

(2) 詳細な取組内容

【防災行政無線体系イメージ】



《町（総務課、教育課）》

① 情報連絡体制

- 1 八丈町防災行政無線等又はその他の手段の活用により、町内の各機関、八丈地方隊及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等の中で通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。
- 2 東京都災害対策本部及び八丈地方隊に対し、東京都防災行政無線を使用して直接情報連絡を行う。
- 3 災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、八丈島警察署及びライフライン機関等の協力を確保しておく。

- 4 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用するように、NTT 東日本(株)八丈島担当及び各施設管理者の協力を確保しておく。
- ② 通信連絡体制の確立
 - ア 通信連絡責任者の選任等
情報の収集、連絡に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。
また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておくものとする。
 - イ 連絡態勢の確保
夜間、休日を含め、常時、通信連絡が開始できるよう通信連絡態勢を整備しておく。
- ③ 通信連絡方法
通信連絡は、原則として東京都防災行政無線の電話、ファクシミリ、データ端末及び画像端末を使用して行うものとする。
- ④ 学校等における情報連絡体制の整備
学校と教育委員会には、八丈町防災行政無線のほか、公衆無線 LAN を配備する等、災害時における通信の多重化を図り、情報連絡体制を整備するとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒との情報連絡体制についても整備する。
- ⑤ 漁業無線の活用
船舶等に対する情報連絡には、漁業無線の活用が不可欠であり、船舶電話の活用も含めて積極的な広報活動を展開する。
- ⑥ 防災行政無線等の通信訓練の定期実施
災害時において、八丈町防災行政無線等による通信の円滑な遂行を図るため、通信手続、無線機の操作等、非常無線通信に関する訓練を定期的実施する。
- ⑦ 人員の配置
町及び防災機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置する。
- ⑧ アマチュア無線の活用
アマチュア無線を活用する場合は、都総務局を通じて、一般社団法人日本アマチュア無線連盟を経由して情報収集を行う。

第2 地域住民等への情報提供体制の整備

ホームページの災害時の機能強化や災害情報提供手段の多様化により、地域住民等への情報提供体制を整備するとともに、報道対応の円滑化を図る。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課、福祉健康課）	1 地域住民等への情報連絡のために固定の同報系の防災行政無線を整備 2 住民への情報伝達手段の多様化を図り、情報発信体制を強化 3 要配慮者への情報伝達手段の検討 4 新聞社及び放送機関との連携体制を整備

(2) 詳細な取組内容

《町（総務課、福祉健康課）》

- 1 防災行政無線の整備や代替手段の確保により、地域住民等への情報伝達体制を構築する。
- 2 SNS（ツイッター等）や公共情報コモンズなど新たな情報提供ツールを活用する。
- 3 コミュニティFM やエリアメールなど様々な情報提供手段を検討する。
- 4 要配慮者のうち聴覚、視覚障がい等のコミュニケーション障がいを持つ者及び外国人、観光客等への広報方法について、必要に応じた伝達手段及び方法を整備する。
- 5 新聞社や放送局等への情報提供方法を確立し、報道機関との連携体制を整備する。

第3 地域住民等相互の情報連絡等の環境整備

地域住民等相互に安否確認が取れる環境（災害時伝言ダイヤル等）を整えるとともに、地域住民等は、事前にその方法を熟知する。また、災害情報などの入手方法も確認できる体制を整備する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	1 地域住民等相互間の安否確認手段の周知
通信事業者	1 安否確認手段の確保と周知

(2) 詳細な取組内容

《町（総務課）》

- 1 地域住民等が日頃から、安否確認等発災時の行動を家族とよく相談するよう周知する。
- 2 通信事業者や都の行う地域住民等相互間の安否確認手段等について、地域住民等に周知する。

《通信事業者》

- 1 安否確認手段の確保、地域住民等向け通信基盤の充実や耐震化を推進する。
- 2 地域住民等に安否確認や災害時の情報入手手段の多様化を広く周知する。
- 3 早期復旧に向けた取組内容について周知する。

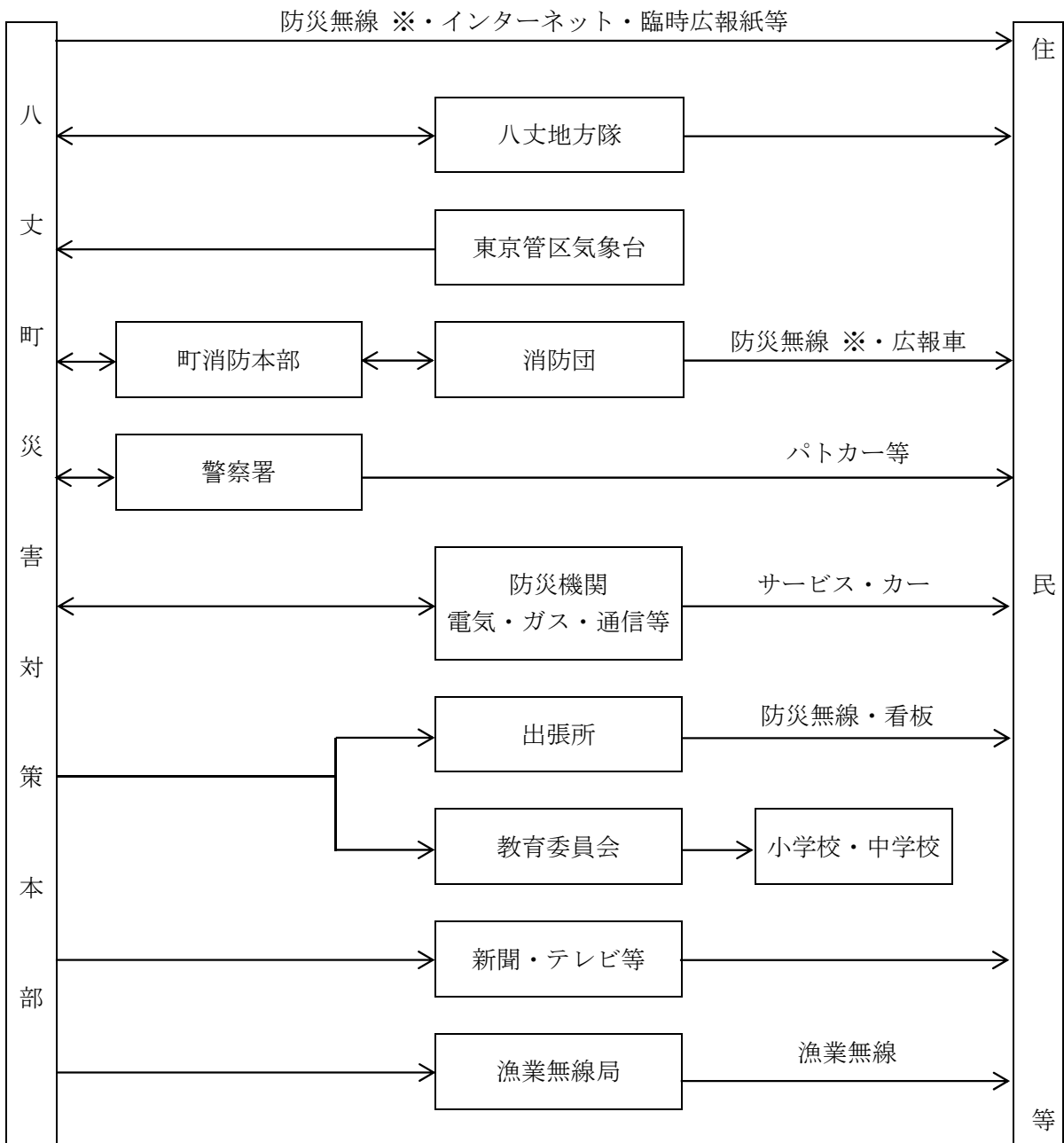
【応急対策】

- | | |
|----------------------------|---------|
| 第1 活動方針 | 第4 広報活動 |
| 第2 情報・通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報） | 第5 広聴活動 |
| 第3 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等） | |

第1 活動方針

災害に対し迅速かつ効果的な応急災害対策活動を実施するため、町の保有する通信連絡手段を最大限に活用し、早期に町内の被害状況等の各種の情報を収集・伝達するとともに、住民の心理的動揺によるパニック等の混乱を防止するため、積極的な広報活動を展開する。

【情報連絡体制】



※防災無線は、停電時にも使用可能である。

第2 情報・通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報）

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには、関係防災機関や地域住民等に災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

ここでは、災害に関する予警報の発表・伝達について必要な事項を定める。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務部）	1 災害が発生するおそれのある異常な現象についての通報 2 地象等災害原因に関する重要な情報についての周知 3 警報及び注意報についての伝達・周知 4 各放送機関等を活用した避難指示
町（各部）	1 災害原因に関する情報について、情報収集指令室に通報 2 情報収集指令室その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、所属施設・関係機関等に伝達
NTT 東日本(株) 八丈島担当	1 各種警報の通報 2 警報の優先取扱い 3 「緊急速報エリアメール」の活用
関係機関	災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた関係機関は、直ちに町及び東京管区气象台に通報する。

(2) 詳細な取組内容

《町（総務部）》

- 1 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線システムを使用する。
- 2 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接、または間接連絡する。
- 3 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官、若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
- 4 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体、要配慮者利用施設その他重要な施設の管理者、住民の自発的な自主防災組織及び地域住民等に周知する。
- 5 注意報及び警報について、都又はNTT 東日本(株)八丈島担当からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体、要配慮者利用施設その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都知事本局等の協力を得て、地域住民等に周知する。
- 6 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、地域住民等に対し各放送機関・漁業無線等と連携した避難指示等に関する情報提供を行う等、より一層の災害対応を実施する。
- 7 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ等」（東京都）の内容による。

ア 実施機関

東京都、町、東京都域、又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関

- イ 伝達する情報
 - (ア) 高齢者等避難
 - (イ) 避難指示
 - (ウ) 警戒区域の設定
- 8 災害原因に関する重要な情報について、気象庁、町各部、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集する等して知ったときは、直ちに関係のある町各部、防災機関等に通報する。
- 9 津波の警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある町各部に通知する。
- 10 通信連絡の方法は、原則として、東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、漁業無線や携帯電話等の通信手段の活用も図る。

《NTT東日本(株)八丈島担当》

- 1 気象業務法に基づいて、気象庁から NTT 東日本(株)八丈島担当に伝達された各種警報は、町及び関係機関に通報する。
- 2 警報の伝達は、FAXにより関係機関に通報する。
- 3 警報に関する通信は優先して取り扱う。

第3 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

東京都災害情報システム（DIS）のほか、八丈町防災行政無線、専用電話等、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、被害状況等の把握及び分析、伝達を行う。また、都への被害状況等の報告を行う。

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務時間内：総務課が被害情報を入手 2 勤務時間外：宿直者が被害情報を収集、災害対策本部長へ連絡 3 災害対策本部設置後：災害対策本部が情報を収集 4 調査報告体制の整備 5 被害状況等の収集・報告 6 災害救助法に基づく報告 7 避難所開設の検討
町（各部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設及び関係機関との連絡体制の確立 2 町(各部)職員、所管施設利用者、施設、関係機関等必要な情報の収集 3 本部長への報告 4 各部での情報の集約及び総務部への報告 5 地域住民等から問合せに対応 6 町ホームページによる被害状況について情報提供
消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況、消防活動状況の早期収集と報告
各種通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の優先利用（電話、電報の優先利用）
その他の防災機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 各防災機関は、所管施設に関する被害、既にとった措置、今後とらうとする措置、その他必要事項について、町が定める報告例に準じ町に報告する。

(2) 詳細な取組内容

《町（総務部）》

① 災害直後の情報収集

- 1 町は、都防災行政無線、テレビ等から地震情報及び被害情報を入手するとともに、地域防災無線等を通じて、町の関係機関、消防、警察、病院等の被害状況を調査する。
- 2 防災関係機関は、無線局管理責任者を決めておく。
- 3 勤務時間外の場合は、以下のとおりとする。
宿直者は、地震情報及び被害情報を入手するとともに、震度4以上で緊急を要すると判断されるものについては、直ちに総務課長に連絡し、その指示に従う。（不在の場合には、代理者が行う）

② 災害対策本部設置後の情報収集と分析

- 1 総務部は、消防、警察の通信取扱者等を通じて、火災、家屋や建物の倒壊情報等の被害情報を入手する。
- 2 総務部は、都防災行政無線やテレビやラジオからの情報収集を継続する。
- 3 総務部は、防災行政無線等を使用して、各部を通じ、又は、直接、町関係機関、病院、避難所等の被害状況を入手する。被害情報の収集にあたっては、病院、特別養護老人ホーム、心身障がい者福祉施設等要配慮者利用施設の情報収集に配慮する。また、これらの被害情報を確認する。
- 4 災害対策本部長は、大規模火災、建物の倒壊危険、浸水危険等が発生した場合は、八丈支庁長、警察署長、消防本部長と協議のうえ、避難指示等の発令の是非を検討する。
- 5 総務部は、これらの被害情報を各部、関係防災機関、都本部等に伝達する。
- 6 防災行政無線、有線通信（NTT）等通信施設全体の運用、応急復旧等の活動を行う。
- 7 地震発生後、速やかに各通信システムの作動状況をチェックし、利用可能な通信システムを組み合わせ、最適な利用方法を本部長に提案する。
- 8 通信システムに故障が発生した場合は、速やかに応急修理を行う。自ら修理することが困難な場合は、関係事業者の協力を得る。

③ 調査報告体制の整備

被害状況の迅速かつ的確な把握に期するため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備しておくものとする。

- 1 町各部は、地震発生後、直ちに各通信システム等の作動状況をチェックし、利用可能な通信システムを組み合わせ、所管施設及び関係機関との情報・通信連絡体制を確立する。
- 2 職員、所管施設利用者の安否情報及び、所管施設の被害状況、関係機関の被害状況及びその他必要な情報を収集し、原則として、情報受発信用紙により本部長に報告する。
- 3 本部長への報告について、時間が切迫している場合は、任意の書式又は口頭による報告に代えることができる。
- 4 収集した被害情報は、各部庶務担当係等が集約し、総務部へ報告する。
- 5 町（住民部）は、死亡者情報をとりまとめる。
- 6 地域別及び被害の種別等ごとに、調査報告責任者をあらかじめ定めておくとともに、自主防災組織等の協力体制の確保等についても、定めておく。
- 7 調査用紙、報告用紙の事前配付及び調査要領の作成、周知、連絡方法などについて、あらかじめ定めておく。
- 8 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。
- 9 状況により必要がある場合は、災害地調査班を編成し、現地の状況を調査する。ただし、

班の数及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜定める。

④ 被害状況等の報告

町及び町の関係機関は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等を次により町本部及び都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づき被害状況の報告が都にできない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

ア 報告する災害

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致すること。
- (イ) 町が災害対策本部を設置したこと。
- (ウ) 当初は軽微な災害であっても今後拡大するおそれのあるもの。
- (エ) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- (オ) 以上の報告にあたっては、警察、消防と連絡を保つものとする。

イ 報告すべき事項

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害状況（被害の程度は認定基準P139に基づき認定する。）
- (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置を、日時、場所、活動人員、使用資機材等を明らかにして報告する。
- (カ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (キ) その他必要な事項

ウ 報告の方法

報告の方法は、町本部は、報告様式によるものとする。また、都に対しては、都災害情報システム（DIS）の入力によるものとする。（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX、従来の報告様式など、あらゆる手段によるものとする。）

エ 災害の種類・期限等及び被害程度の認定基準は以下のとおりである。

【災害の種類・期限等】

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災害年報		4月30日	被害数値報告

【被害程度の認定基準】

①人的被害

区分	内容
死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認できないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

②住家被害

区分	内容
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
全壊	住家はその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊（「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、「半壊」基準のうち、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定（損壊基準判定）が50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定（損害判定基準）が40%以上50%未満のもの。
半壊	住家はその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による

大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

③非住家被害

区分	内容
非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば庁舎、公民館、公共保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

④その他

区分	内容
田の流失、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流出、埋没畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
文教施設	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
橋りょう	道路を連結するために河川の上に架設された橋とする。
河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、航行補助施設、荷さばき施設、旅客施設、保管施設、港湾公害防止施設、港湾厚生施設、港湾施設用地、又は港湾の利用及び管理に必要な移動式施設、港湾役務提供用移動施設、港湾管理用移動施設とする。
砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
被害船舶	櫓（ろ）・櫂（かい）のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガス	LPガスが停止となっている戸数のうち最も多く停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

⑤火災発生

区分	内容
火災発生	火災発生件数は、地震、又は火山噴火の場合のみ報告する。

⑥被害金額

区分	内容
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び公園とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

※ 東京都地域防災計画（令和元年修正）に基づく認定基準である。住家被害については、大規模半壊を追加した。下水道・ガスについては町の実態に合わせて修正した。

オ 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、震災対策編第2部第11章第5節【応急対策】第10「災害救助法の適用」(P229)に定めるところによる。

《消防団》

- 1 災害発生後、各消防団管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により情報を収集し、とりまとめて町に通報するとともに、警察署等の関係機関との相互の情報交換を図る。
 - (ア) 119番通報に対応し、管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握
 - (イ) 消防車両、巡回情報収集班等による被害状況の把握
- 2 主な情報収集事項
 - (ア) 火災発生状況及び消防活動状況
 - (イ) 避難の必要の有無及び状況
 - (ウ) 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況
 - (エ) その他、消防活動上必要ある状況
 - (オ) 避難道路及び橋梁の被災状況

《各通信事業者》

- 1 次により臨時の措置をとり、通信輻そうの緩和及び重要通信の確保を図る。
 - (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。
 - (イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第8条第2項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第56条の定めるところにより、臨時に利用制限等の措置をとる。
 - (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話、電報に優先して取り扱う。
- 2 災害救助法が適用された場合等には、避難所等には、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- 3 災害発生により著しく通信輻そうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。
- 4 通信の被害、そ通状況の案内と通信輻そう時における利用者への時差通信等の協力・要請について、報道機関及びホームページ等を通じて広報する。

第4 広報活動

災害が発生し、または、発生する恐れがあるときは、住民に対し、災害や生活に関する様々な情報を提供することが必要である。適切かつ迅速な広報活動及び報道機関への発表を行う。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務部）	<p>その区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは必要な広報活動を実施する。</p> <p>1 広報内容</p> <p>a 災害予報広報</p> <p>(a) 台風・大雨等の気象情報及び地震・津波等の情報</p> <p>(b) 避難方法等</p> <p>b 被災者に対する広報</p> <p>(a) 被害情報 (e) 電気等ライフラインの復旧状況</p> <p>(b) 食料・物資等の配給状況 (f) 通信・交通機関等の復旧状況</p> <p>(c) 医療機関の診療状況</p> <p>(d) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報</p> <p>c その他</p> <p>(a) 地域住民等が必要としている情報</p> <p>2 広報手段</p> <p>町本部は、防災無線、漁業無線、インターネット、臨時広報紙等の広報媒体を最大限に利用して、広報活動を実施する。また、都に対しては、文字放送、都政広報番組等に可能な限り、災害関係情報を放送依頼する。</p>
町（消防部）	<p>1 広報内容</p> <p>a 出火防止、初期消火、救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ</p> <p>b 火災及び水災に関する情報</p> <p>c 人心安定を図るための情報</p> <p>d 医療機関等の診療情報</p> <p>e 電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意</p> <p>2 広報手段</p> <p>a 町防災無線</p> <p>b 広報車</p>
町 （輸送・給水部）	<p>1 広報内容</p> <p>a 災害発生直後の広報</p> <p>(a) 水道施設の稼働状況</p> <p>(b) 浄水場、給水所における飲料水確保状況</p> <p>(c) 応急対策の基本方針 (d) その他、住民への協力要請等</p> <p>b 応急対策開始後の広報</p> <p>(a) 水道施設の被害概要及び復旧見込み</p> <p>(b) 応急給水の実施方針及び給水拠点の周知方法</p> <p>(c) 住民の注意すべき事項及び協力・要請</p> <p>(d) 復旧作業の実施方針</p> <p>c 応急対策の進捗に伴う広報</p> <p>(a) 水道施設の被害詳細及び復旧見込み (c) 本日の復旧活動の概要</p> <p>(b) 前日までの作業状況及び新たに通水した地域 (d) 水質についての注意</p> <p>(e) 住民への協力・要請</p> <p>2 広報手段</p> <p>a 町防災無線・広報車等</p>

機関名	対策内容
八丈島警察署	1 広報内容 a 余震、津波等気象庁の情報 b 道路等の被害状況の復旧見通し c 地域の被害情報 d ライフライン等の被害状況、及び復旧見通し 2 広報手段 a 町防災無線・パトロールカー・白バイ・広報車等
八丈島各郵便局	1 広報内容 a 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 b 被災者が差し出す郵便物の料金免除 c 被災地あて救助用郵便物の料金免除 d 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 e 為替貯金業務の非常取扱い f 災害ボランティア口座の開設 g 簡易保険業務の非常取扱い 2 広報手段 町防災無線及び町内5箇所の郵便局窓口や局前等に掲示する。
東京電力パワーグリッド(株) 東京総支店 島嶼業務センター 八丈島事務所	1 広報内容 a 感電事故、及び漏電等による出火を防止するための方法や避難時の電気安全に関する心構え等についての情報 b 電力施設の被害状況、復旧予定等についての的確な情報 2 広報手段 a 町防災無線・広報車等

第5 広聴活動

速やかな復旧を図るため、町及びその他防災機関は、広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図るほか、聴取内容を関係機関に連絡する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町 (福祉健康部)	1 災害が発生したときは、電話による相談を行うとともに、町庁舎又は避難所等に臨時相談を設け、被災者の法律や生活に関する相談、要望等の早期解決に努める。 2 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決めるが、大規模かつ広域な災害の場合は、町関係各部及び関係防災機関による総合相談体制を確立し、救援対策を強力に推進する。

第8章 医療救護等対策

第1節 現在の到達状況

第1 初動医療体制

島外からの医療チームを受入れるまでは、島内の医療従事者が医療救護活動を行う必要があるため、町は、島内の医療従事者による医療救護班の編成等、初動医療体制を計画している。

第2 情報連絡体制

町立八丈病院に広域災害救急医療情報システム（EMIS）が設置され、医療機関の稼働状況など災害医療に関する情報を提供できる体制が整備されている。

第3 医薬品・医療資器材の確保

町は、医薬品・医療資器材の備蓄について、5日間分を計画している。不足する場合は、都福祉保健局に要請し、都の協定締結先より医薬品の提供を受ける。

第4 医療施設等の基盤整備

町立八丈病院は、災害に対する総合的地域危険度が相対的に低い地域に立地し、耐震耐火建築物である。臨時的に患者収容力を拡大することが可能である。そのため、ライフラインの機能停止時においても一定期間は、応急的な診療機能の確保が可能である。当病院は、災害医療支援病院（P153 参照）として位置づけられている。

八丈島においては、その他島しょ保健所八丈出張所1箇所、診療所1箇所、歯科診療所7箇所、施術所7箇所、薬局3箇所が設置されている（平成31年4月現在）。

第5 遺体の取扱い

町営の火葬場が1箇所設置されている。

第2節 課題

第1 初動医療体制の課題

限られた医療資源を有効活用できるように、島内の医師や応援医療チーム（DMAT等）の受入及び配置等の調整機能や医療救護所の設置場所の確保（P150 参照）、負傷者等の搬送体制の整備が必要である。

第2 医薬品・医療資器材の確保の課題

医薬品及び災害時応急用資器材等を確保することが必要である。

医療資器材等の受給体制の強化が必要である。

医療資器材等が不足した場合の供給体制について、整備が必要である。

第3 医療施設等の基盤整備の課題

災害時の情報共有の基盤整備、ライフライン機能維持が必要であり、医療機関における事業継続計画の推進が必要である。

第4 遺体の取扱いの課題

検視・検案活動等は、「災害時における遺体の取扱いに関する共通指針（検視・検案等活動マニュアル）」（都福祉保健局、平成29年8月）に基づき、実施する体制を整備する。

遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、町と都は連携して遺体収容所を確保し、火葬手続を迅速に実施する必要がある。

火葬場への遺体搬送手段の確保及び島外火葬を想定した手順など、関係行政機関及び関係業者と連携を図る必要がある。

第3節 対策の方向性

第1 初動医療体制

被害情報を効率的に（一元的に）集約して、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるように体制を構築し、速やかな初動医療体制を確保する。また、応援医療チーム（DMAT等）の受入及び配置等の調整機能や情報連絡体制を構築する。負傷者等の搬送体制については、警察・消防・自衛隊等、輸送機能を有する関係機関と連携して、輸送手段を確保する。

第2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品及び医療資器材に関する備蓄の充実と、医療資器材等の受給体制を整備する。

第3 医療施設等の基盤整備

医療施設の耐震化・安全化の促進やライフラインの確保及び情報共有など医療基盤を強化する。また、医療機関における事業継続計画策定を推進する。

第4 遺体の取扱い

関係機関と連携した検案医の養成や、島外火葬体制の充実などによる火葬の迅速化を図る。

第4節 到達目標

第1 災害医療体制を構築

町立八丈病院を中心とした災害医療体制を構築する。また、応援医療チーム（DMAT等）の受入、及び配置等の調整機能や負傷者等の搬送体制が整備されている。

第2 医薬品・医療資器材の受給体制の構築

町は、医薬品や医療資器材に関する備蓄について、5日分程度を確保する。また、医薬品が不足した場合における都や卸売販売業者への供給要請手順や、受給体制を確立する。

第3 病院の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築

町は、町立八丈病院のさらなる安全化を図り、その他の医療機関は耐震化・安全化を推進する。また、医療救護活動に必要な水、食料、自家発電に必要な燃料等を確保するため、協定締結団体等と連携するなど多元的な供給先を確保するとともに、衛星携帯電話の整備促進など、複数の通信手段による確実な情報連絡体制を構築する。

第4 検視・検案体制の構築及び火葬体制の充実・強化

町は、震災時における遺体の検視・検案等に関して、速やかな検視・検案等に資するため、関係機関と連携し、検案医等の体制や情報連絡体制を確保し、速やかに火葬を行う体制の充実・強化を図る。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

第1 初動医療体制の整備	第2 医薬品・医療資器材の確保
第1-1 情報連絡体制等の確保	第3 医療施設の基盤整備
第1-2 医療救護活動の確保	第4 遺体の取扱い
第1-3 負傷者等の搬送体制の整備	
第1-4 防疫体制の整備	

第1 初動医療体制の整備

第1-1 情報連絡体制等の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課、 町立八丈病院）	1 医療機関及び医療救護班等との連絡体制を確立 2 関係機関との情報連絡体制を確立 3 八丈町災害医療コーディネーターを中心とした関係機関との情報連絡体制を構築

(2) 詳細な取組内容

《町（総務課、町立八丈病院）》

- 1 町は、町内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築し、防災無線など通信手段を確保する。
- 2 町は、情報伝達や応援要請を迅速に実施できるよう、都関係機関との情報連絡体制を構築する。町立八丈病院は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）が確実に使用できるよう、EMIS 入力訓練等を行う。
- 3 町は、町立八丈病院の医師から、あらかじめ町に対して医学的な助言を行う医師を八丈町災害医療コーディネーターとして任命する。町は、八丈町災害医療コーディネーターが町内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

※八丈町災害医療コーディネーター：町内の医療救護活動を統括・調整するため、町に対して医学的な助言を行い八丈町が指定する医師

第1-2 医療救護活動の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課、 町立八丈病院）	1 医療機関、医療救護班の確保 2 医療救護所の設置場所の確保 3 医療救護活動拠点の設置場所を確保 4 医療機関等の機能維持に向けた取組

(2) 詳細な取組内容

《町（総務課、町立八丈病院）》

- 1 町が実施する医療救護に必要な医療救護班を速やかに編成できるように、事前に医師・看護師等に協力を求め、医療救護体制を構築する。
- 2 あらかじめ医療救護所を設置できる場所を決めておく。緊急医療救護所の設置場所は、町立八丈病院の近接地又は敷地内または避難所とする。避難所の避難所医療救護所は、おおむね急性期（72時間～1週間）以降に、避難所内に設置する。なお、病院のない地域等は、超急性期（6時間～72時間）までに避難所医療救護所を設置する。
- 3 医療救護活動拠点を設置して、八丈町災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。
- 4 町立八丈病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても機能を維持できるように、あらかじめ事業継続計画（BCP）を策定するとともに、訓練等を定期的実施する。

第1-3 負傷者等の搬送体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課、町立八丈病院）	1 負傷者の搬送方法の検討 2 医療救護所における傷病者の搬送体制の構築

(2) 詳細な取組内容

《町（総務課、町立八丈病院）》

- 1 自衛隊、警察災害派遣部隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊、その他の広域支援・救助部隊等が負傷者の搬送拠点として使用するオープンスペースを国や都及び関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。
- 2 都及び町は、車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、さらに搬送手段の拡充を図る。

第1-4 防疫体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課、町立八丈病院）	1 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定 2 民間薬品会社からの受入れ・調達及び他府県等からの受入れ・調達方針を策定 3 都、関係団体等と連携した動物救護体制の整備

(2) 詳細な取組内容

《町（総務課、町立八丈病院）》

- 1 防疫用資器材の備蓄及び調達・配付計画を策定する。
- 2 初期防疫活動は、防疫用資器材の備蓄を確保してから行うものとし、当該資材が不足したときは、都福祉保健局に補充要請する。また、施設倒壊などにより薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社からの受入れ・調達、及び他府県等からの受入れ・調達計画を策定

する。

【感染症対策資材状況】（令和2年9月現在）

区分	品名	数量	備考
町	感染症対策防護服	なし	ゴーグル、N95 マスク、化学防護手袋、ラテックス手袋、防護服、シューズカバー、サージカルマスク（39,870枚）、フェイスシールド（30個）、使い捨てゴム手袋（500枚）

- 3 都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。
（第2部第9章「避難者対策」P177参照）

第2 医薬品・医療資器材の確保

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課、町立八丈病院）	1 医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄 2 都、関係団体等と連携した医薬品・医療資器材の調達方法等をあらかじめ協議 3 血液製剤の確保
都福祉保健局	1 応急用資機材等の整備 2 医薬品等の確保

（2）詳細な取組内容

《町（総務課、町立八丈病院）》

- 町は、医療機関、薬局等と災害時の協力協定を締結するなど、関係機関との連携・協力体制を整備する。
- 町は、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の備蓄に努め、医療救護班が5日間活動できる量の医薬品・医療資器材を確保する。
- 町は、医薬品・医療資器材を災害現場携行用、軽傷者用、医療救護所用、医療機関支援用等、目的別に区分し、必要な品目・数量を確保するなど医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制を整備する。
- 町は、医薬品・医療資器材の備蓄品目及び収納ケースについても、より機動性があり、使いやすいものに更新を図る。

《都福祉保健局》

- 都は、災害医療支援病院（町立八丈病院）が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急資器材の備蓄を進めるとともに、必要な医薬品等の確保に努めている。

第3 医療施設の基盤整備

広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うために、町立八丈病院を災害医療支援病院と位置づけ、医療基盤を強化し、災害時医療体制の充実を図る。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課、 町立八丈病院）	1 都福祉保健局及び関係機関との連絡体制を確立（防災行政無線等の整備） 2 町立八丈病院、その他医療施設の耐震診断、耐震化・安全化を促進 3 町立八丈病院は事業継続計画（BCP）を策定し、施設の耐震化・安全化の促進、水、食料、自家発電に必要な燃料等の確保など、ライフライン機能を確保 4 通信訓練の実施

第4 遺体の取扱い

行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、町及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取組む体制を整備する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課、町立八丈病院）	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 <ol style="list-style-type: none"> a 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 b 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項 c 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 d 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 2 遺体収容所は、死者の尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。 <ol style="list-style-type: none"> a 屋内施設 b 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設 c 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設 d 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

【応急対策】

医療救護は、災害時における町民の生命と身体を守る要である。被災者の救護に万全を期するため、町は、医療情報の収集伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制等の施策を推進する。また、負傷者等の広域搬送体制の確立についても、施策の一層の推進を図る。

第1 初動医療体制	第3 医療施設の確保（後方医療体制の確保）
第1-1 医療情報の収集伝達体制	第4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等
第1-2 初動期の医療救護活動	第4-1 遺体の搜索
第1-3 負傷者等の搬送体制	第4-2 遺体の搬送（遺体収容所まで）
第1-4 保健衛生体制	第4-3 検視・検案等
第2 医薬品・医療資器材の確保	

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分	想定される状況
0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、さらに、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期 (1週間～1ヶ月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4 慢性期 (1ヶ月～3ヶ月)	避難生活が長期化しているが、ライフライン等がほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 (3ヶ月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

【主な医療救護活動】

区分	主な活動内容
0 発災直後	○ 被害情報の収集・集約 ○ 医療救護活動体制の確保 ○ 東京 DMAT の出動 ○ 傷病者等の被災地域外への搬送
1 超急性期	○ 都医療救護班の出動 ○ 他県 DMAT による病院支援 ○ 医療救護所の運営 ○ 医薬品の調達・供給
2 急性期	○ 他県医療救護班の受入 ○ 避難者の定点・巡回診療
3 亜急性期	
4 慢性期	
5 中長期	

第1 初動医療体制

第1-1 医療情報の収集伝達体制

(1) 対策内容と役割分担

関係機関の活動態勢、活動内容は次のとおりとする。

機関名	対策内容
町（医療部）	1 医療機関の被害情報の収集と都福祉保健局への報告 2 関係機関との情報連絡体制を確立 3 医療機関及び医療救護班等との連絡体制を確立
町（総務部）	1 町民への情報提供 2 町民に対する相談窓口の設置

(2) 詳細な取組内容

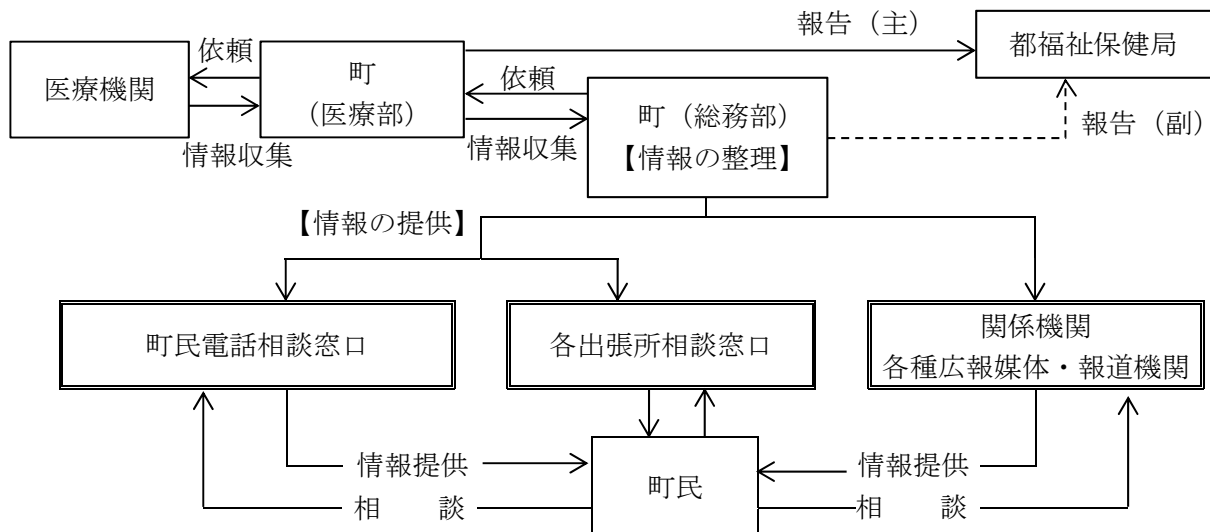
《町（医療部）》

- ① 医療機関の被害情報の収集については、医療部が行う。
 - 1 医師会及び八丈町災害医療コーディネーター、町立八丈病院、消防部などの関係機関と連携し、被害状況及び活動状況等を収集する。情報収集にあたっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）も活用する。
 - 2 人的被害及び医療機関等の被害状況や活動状況等を把握し、八丈町災害医療コーディネーターを通じて都福祉保健局に報告する。
- ② 医療機関等との連絡については、医療部が行う。
 - 1 町立八丈病院等の病院及び医療救護班並びに関係機関との連絡体制を確立する。
 - 2 島しょ保健所八丈出張所、医療機関及び医療救護班との連絡体制の確立に努める。

《町（総務部）》

- ① 町民への情報提供については、総務部が行う。
 - 1 町民に対する相談窓口の設置に努める。
 - 2 収集した医療機関の被害状況及び活動状況等を関係機関に伝達するとともに、各種広報媒体や報道機関等を通じて町民に広報する。
 - 3 災害情報連絡体制・機能を活用し、医療機関の被災状況を踏まえた医療機関案内等の問合せに、電話により対応する。

【情報収集・提供の流れ】



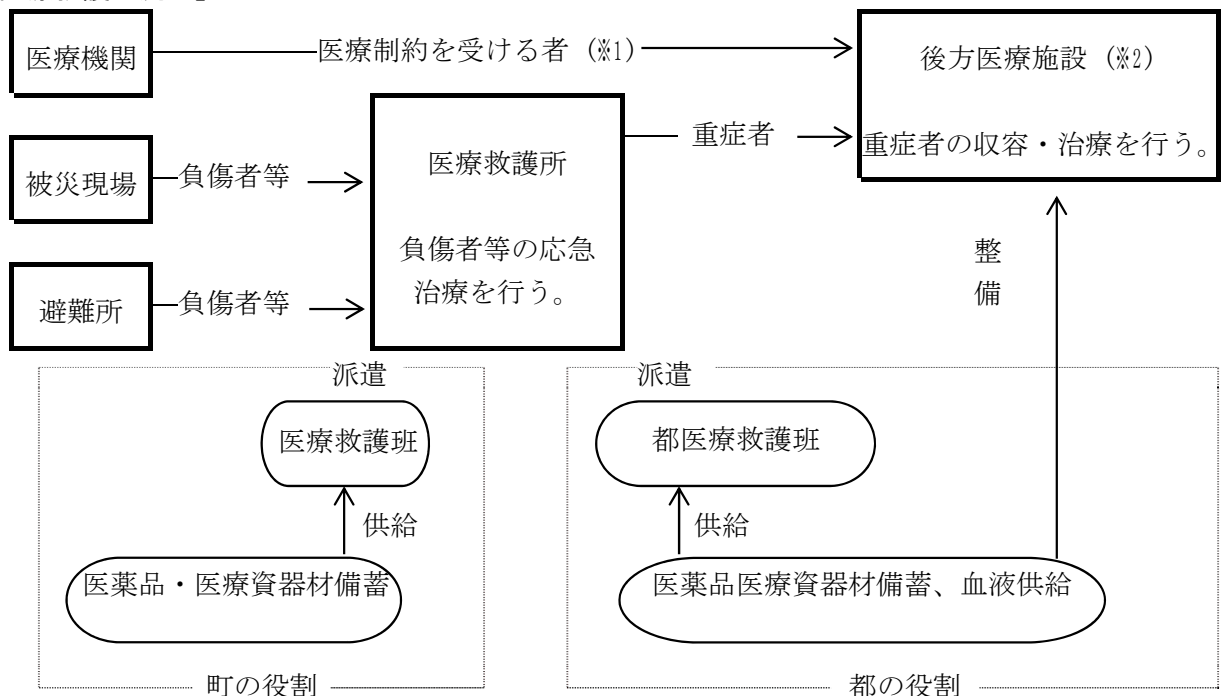
第1-2 初動期の医療救護活動

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（医療部）	1 医療救護体制の整備 2 医療救護班の編成と派遣、派遣状況について都福祉保健局へ報告 3 災害時における医療救護を一次的に実施 4 避難所等に避難所医療救護所を設置 5 避難所等において、定点・巡回医療を実施 6 医療救護体制が不足する場合には、都に対し医療救護班、薬剤師班の派遣を要請
町（総務部）	1 医療救護活動拠点及び医療救護所の設置場所の確保 2 町民に対する相談窓口の設置
町（消防部）	1 医療救護所の救護活動に関する要請があった場合は、救急隊を派遣し支援
日本赤十字社 東京都支部	1 指定公共機関としての責務に基づき、町からの要請がない場合でも、積極的に医療救護活動等に協力
献血供給事業団	1 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日本赤十字社東京都支部等と協力

(2) 詳細な取組内容

【医療救護の流れ】



- ※1 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。
- ※2 後方医療施設とは、救急告示医療機関及びその他の病院で被災を免れたすべての医療機関を指す。
- ※3 都は必要に応じて東京 DMAT を被災現場へ派遣する。

《町（医療部）》

- ① 町が実施する医療救護に必要な医療救護班を速やかに編成する。医療救護班は、医療救護所において医療救護活動を実施するため、医療救護所設置数を目安に編成する。

【医療救護班の構成目安】

構成			備考
医師	看護師	その他	
1人	2人	2人	うち1班は助産救護班とする

② 医療救護所の設置等

- 1 医療部は、医療救護所を設置し、その状況について八丈町災害医療コーディネーターを通じて都福祉保健局に報告する。
- 2 医療部は、多数の負傷者等が集中することが予想される医療機関に医療救護班の派遣や医薬品等の配備を行う体制を確立する。
- 3 医療救護所を設置する場所は、原則として次のとおりとする。
 - (ア) 被災現場
 - (イ) 避難所（原則 500 名以上）及び福祉避難所
 - (ウ) 町立八丈病院

③ 医療救護班の活動内容

- 1 傷病者に対する応急処置
 - 2 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
 - 3 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
 - 4 助産救護
 - 5 死亡の確認
- 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。

【医療救護班の活動内容】

時期		活動内容
初動期	被災から 概ね3日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護班は主として災害により負傷した者を対象とする。 2 負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院などの医療救護所での救護活動を主とする。 3 救助救出に伴う医療救護活動も行う。 4 多数の負傷者がいる場合はトリアージを必ず行い、応急措置は原則として必要最小限にとどめ、重症者などは、できるだけ後方医療施設への搬送に努める。

時期		活動内容
初動期以後	被災から概ね4日以後	1 医療救護の対象は、避難住民及び災害により医療の途を絶たれた者とする。 2 避難所又は地域での医療救護活動を主とする。 3 重症者などは、できるだけ後方医療施設への搬送に努める。 4 避難所の状況によっては、必要に応じ、医療救護所は24時間体制をとる。

④ 医療救護班の活動場所等

医療救護班の活動場所は、被災直後の初動期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は町立八丈病院に設置する医療救護所の活動を中心とする。

⑤ 医療救護体制が不足する場合は、東京都地域災害医療コーディネーターに対し支援を要請する。

《町（総務部）》

- 1 総務部は、医療救護活動拠点及び医療救護所の設置場所（スペース）を確保する。
- 2 総務部は、町民に対する相談窓口を設置する。

《町（消防部）》

- 1 消防部は、医療救護所の救護活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で救急隊を派遣し、支援する。支援内容は、次のとおりとする。
 - (ア) 傷病者の収容先医療機関の選定
 - (イ) 後方医療施設への搬送
 - (ウ) 傷病者の応急処置

第1-3 負傷者等の搬送体制

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（医療部、医療救護班）	1 被災現場から医療救護所まで搬送（輸送手段の手配） 2 搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認 3 都や関係機関との連携を図り、輸送を要請
町（輸送・給水部）	1 町が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送 2 医療スタッフの輸送について、必要に応じて都に要請
都福祉保健局	1 都が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送 2 町長の要請による搬送の応援

(2) 詳細な取組内容

《町（医療部、医療救護班）》

① 負傷者の搬送

- 1 原則として被災現場から医療救護所までは消防団や自主防災組織等に要請し、医療救護所から町立八丈病院までは、町（消防部）に要請する。
- 2 医療救護所の責任者は、負傷者、医療制約者等のうち、後方医療施設に収容する必要がある者が発生した場合は、医療部を通じて消防部に搬送を要請する。
- 3 搬送にあたっては、搬送順位に従って、搬送先施設等の受入れ体制を確認して搬送する。負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて、次により行う。
 - (ア) 医療救護班が使用した自動車での搬送
 - (イ) 消防部の救急隊による搬送
 - (ウ) 警察署内の救護班による搬送
 - (エ) 東京都に搬送を要請
 - (オ) ヘリコプター・船舶等による搬送
- 4 負傷者等の搬送にあたっては、八丈町災害医療コーディネーターは、東京都災害医療コーディネーターを通じて都福祉保健局との連携を図る。

※東京都災害医療コーディネーター：都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師

《町（輸送・給水部）》

① 医療スタッフの搬送

- 1 医療救護班等の医療スタッフの搬送について、町が派遣する場合は、町が対応する。町だけで対応できない場合は、町長を通じて、都に要請する。

《都》

- 1 都が派遣する医療救護班等の搬送については、都が対応する。
- 2 都は、町長の要請によって搬送の応援体制を確立し、要請があった場合は医療スタッフの搬送を支援する。

第1-4 保健衛生体制

町本部は、避難住民等の生活環境の確保及び健康管理等を的確に行うため、保健衛生対策の充実に努める。島しょ保健所八丈出張所は、町本部を支援する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（福祉健康部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健活動班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を実施 2 町単独では対応が困難な場合は、都に保健活動班の派遣を要請 3 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保 4 飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護 5 避難所における飼養動物の同行避難についての指導・助言 6 被災動物の保護に関する都、関係団体等への要請 7 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供
町（産業観光部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護
島しょ保健所 八丈出張所 都福祉保健局	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 2 保健活動班に関する総合的な連絡・調整 3 町における保健活動班の活動を支援 4 町が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援 5 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を実施 6 町からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村及び国を通じて他道府県市に保健活動班の派遣を要請 7 「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等、環境衛生の確保 8 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 9 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 10 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護

(2) 業務手順

- 1 島しょ保健所八丈出張所は、保健衛生に関して被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。
- 2 町は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- 3 町は、島しょ保健所八丈出張所へ被災動物の保護を要請する。

(3) 詳細な取組内容

① 保健活動

《町（福祉健康部）》

- 1 町は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- 2 保健活動班は、環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
- 3 保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保

健活動を行う。

- 4 保健活動班に関する連絡調整は、町福祉健康部が行う。
- 5 町単独では対応が困難な場合は、島しょ保健所八丈出張所を通じて都に保健活動班の派遣を要請する。
- 6 町は、島しょ保健所八丈出張所と協力し、派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

《島しょ保健所八丈出張所》

- 1 保健活動班に関する総合的な連絡・調整を行う。
- 2 町における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。
- 3 町からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村及び他県・市に保健活動班の派遣要請を行うための調整を行う。
- 4 島しょ保健所八丈出張所は、保健衛生を中心とした地域の災害対策の拠点として関係機関と積極的に連携を図り、保健師活動等を通じて避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況の把握に努めるとともに、避難者や在宅生活者の健康相談、食品営業施設等の監視指導を行うなど、幅広い災害時活動を実施する。
- 5 これらの活動を実施するに当たり、医師、保健師、衛生監視員等、各種活動班に必要な人員を確保するとともに、被災状況に応じた活動内容及び活動班の派遣先の決定など、地域における保健衛生活動の総合的な調整を行う。
- 6 さらに、保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に必要な情報を速やかに提供するとともに、各種活動を通じて収集した情報を分析し、その結果に基づいて被災者に対する適切な保健衛生活動が行われるよう関係機関との連携を図る。

② 精神医療体制の確保

《町（福祉健康部）》

- 1 震災のショックや長期にわたる避難生活等によるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。そこで、被災住民に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。
- 2 このため、町は、必要に応じて東京 DPAT に派遣を要請し、精神疾患患者及び心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に据えたメンタルケア対策を行う体制の整備を図る。

《都福祉保健局》《町（福祉健康部）》

ア 通院患者対策

被災の状況により通院が困難となった患者に対して、東京 DPAT と町が連携して対応に当たる。また、精神疾患患者は主治医との関係が重要であることから、町は、精神病院・診療所の外来実施状況について島しょ保健所八丈出張所等の協力を得て、情報の把握・提供ができるよう努める。

イ 措置患者対策

措置患者の緊急受入れについては、都福祉保健局と町（福祉健康部）が連携し、一時的に都立病院で行い、その後、都の精神科災害医療体制の中で空床状況を確認し患者を転送する。

ウ 地域精神保健活動

- 1 町は、東京 DPAT や島しょ保健所八丈出張所と協力して、避難所等で精神疾患の急性増

悪者や被災状況により通院が困難となった患者への対応を行う。

- 2 町は、東京 DPAT や島しょ保健所八丈出張所と協力して、被災精神障害者の継続的医療の確保と避難所等での精神疾患の発症・急変への救急対応、避難所での巡回相談等を行う。
- ③ 在宅難病患者への対応
《町（福祉健康部）》
- 1 町は、島しょ保健所八丈出張所と協力して、在宅難病患者の状況把握に努める。
 - 2 町は、都福祉保健局に対し在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援を要請する。
- ④ 在宅人工呼吸器使用者への対応
《町（福祉健康部）》
- 1 町は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
 - 2 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、在宅療養が継続できるよう支援する。
 - 3 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は、医療機関及び他縣市等と調整について、島しょ保健所八丈出張所を通じて都福祉保健局へ要請する。
- ⑤ 透析患者等への対応
《町（福祉健康部）》
- 1 福祉健康部は、医療部に対して、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報提供を依頼する。
 - 2 福祉健康部は、透析患者及び都福祉保健局、島しょ保健所八丈出張所に対して、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、必要な搬送手段を確保する。
 - 3 福祉健康部は、水、医薬品等が不足する場合や患者搬送について支援が必要な場合は、都福祉保健局へ関係機関との調整を要請する。
- 《都福祉保健局》
- 1 日本透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。
 - 2 被災状況に応じ、水、医薬品等の供給、患者搬送について関係機関と調整する。
 - 3 他縣市への支援要請について、必要な調整を図る。
- ⑥ その他、要配慮者への支援
- 1 その他、妊婦、乳幼児、精神障害者等要配慮者の支援に努める。

⑦ 水・食品の安全確保

- 1 災害時には、配水管の損傷等による断水が予測されるため、飲料水の安全確保を行う。
- 2 食品の安全確保

災害時には、設備の不十分な状態での調理の提供、停電等による冷蔵・冷凍機器の機能低下により食料品の腐敗、汚染等の発生が予想される。

このため、保健所は、必要に応じて食品衛生指導班を編成するなどして、食品の安全確保を図る。

3 食品衛生指導班の編成内訳

区分	班数	班の編成	備考
福祉健康部	1班	食品衛生指導員2名	保健所を応援
島しょ保健所 八丈出張所	1班	食品衛生指導員2名	—

4 食品衛生指導班の活動内容

食品衛生指導班は、保健所長等の指揮のもとに、班別役割分担（P173）記載活動を行う。

5 避難所の衛生管理

（第2部 第9章「避難者対策」P177参照）

⑧ 被災動物の保護

《町（福祉健康部）》

- 1 飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護をする。
- 2 避難所における飼養動物の同行避難についての指導・助言を行う。
（第2部 第9章「避難者対策」P177参照）
- 3 被災動物の保護に関して島しょ保健所八丈出張所へ協力を要請するとともに、保護活動に協力する。
- 4 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。

《町（産業観光部）》

- 1 飼い主のわからない飼養動物（畜産に関するもの）や負傷動物の一時保護

《島しょ保健所八丈出張所・都福祉保健局》

- 1 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護
- 2 関係団体等と協働し、「動物救援本部」を設置

第2 医薬品・医療資器材の確保

町は、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の備蓄に努め、医療救護班が5日間活動できる量の医薬品・医療資器材の確保に努める。

また、医療救護活動用の医薬品等が不足した場合には、都福祉保健局の協力を得て調達する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（医療部）	1 医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制の確保 2 血液製剤の確保 3 医薬品・医療資器材が不足する場合の都への要請 4 医薬品等の広域的搬送体制の確立について条件整備
町（輸送・給水部）	1 医薬品・医療資器材の搬送

(2) 詳細な取組内容

《町（医療部）》

① 医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制

町は、医薬品・医療資器材を災害現場携行用、軽傷者用、医療救護所用、医療機関支援用等目的別に区分し、必要な品目・数量を確保するなど医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制を整備する。

また、医薬品・医療資器材の備蓄品目及び収納ケースについても、より機動性があり、使いやすいものに更新を図っていく。

② 血液製剤の確保

町長は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、日本赤十字社東京都支部に供給の要請を行う。

③ 医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材が不足する場合には、都福祉保健局に要請する。
なお、都が被災した場合に備えて国や他府県及び関係機関と連携を図り、大規模災害発生時における医薬品等の広域的搬送体制の確立について条件整備を図っていく。

《町（輸送・給水部）》

① 医薬品等の輸送

医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材の搬送は、町が行う。

第3 医療施設の確保（後方医療体制の確保）

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、「トリアージ」の実施後、後方医療施設に搬送して治療を行う必要がある。

なお、島内医療機関で対応できない場合は都福祉保健局に島外搬送を要請する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（医療部）	1 後方医療施設の機能確保 2 都に対し応援を要請
都福祉保健局	1 町の要請に応じて医薬品、応急用資器材を提供

(2) 詳細な取組内容

《町（医療部）》

- 1 災害時後方医療施設としては、町立八丈病院があり、患者の収容力の臨時拡大は可能である。また、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能の確保が可能であるとともに、建物は耐震耐火構造である。
- 2 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者について、後方医療施設に搬送して治療を行う。
- 3 それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として本計画に定める医療救護活動を行う。
- 4 医療救護所から搬送要請を受けた際には、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。
- 5 本土地域又は他縣市等へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、災害対策本部、都災害対策本部を通じて受入れの要請を行う。

《都福祉保健局》

① 応急用資器材等の支援要請

都は、後方医療施設が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄を進めるとともに必要な医薬品等の確保に努め、町の要請に応じて支援する。

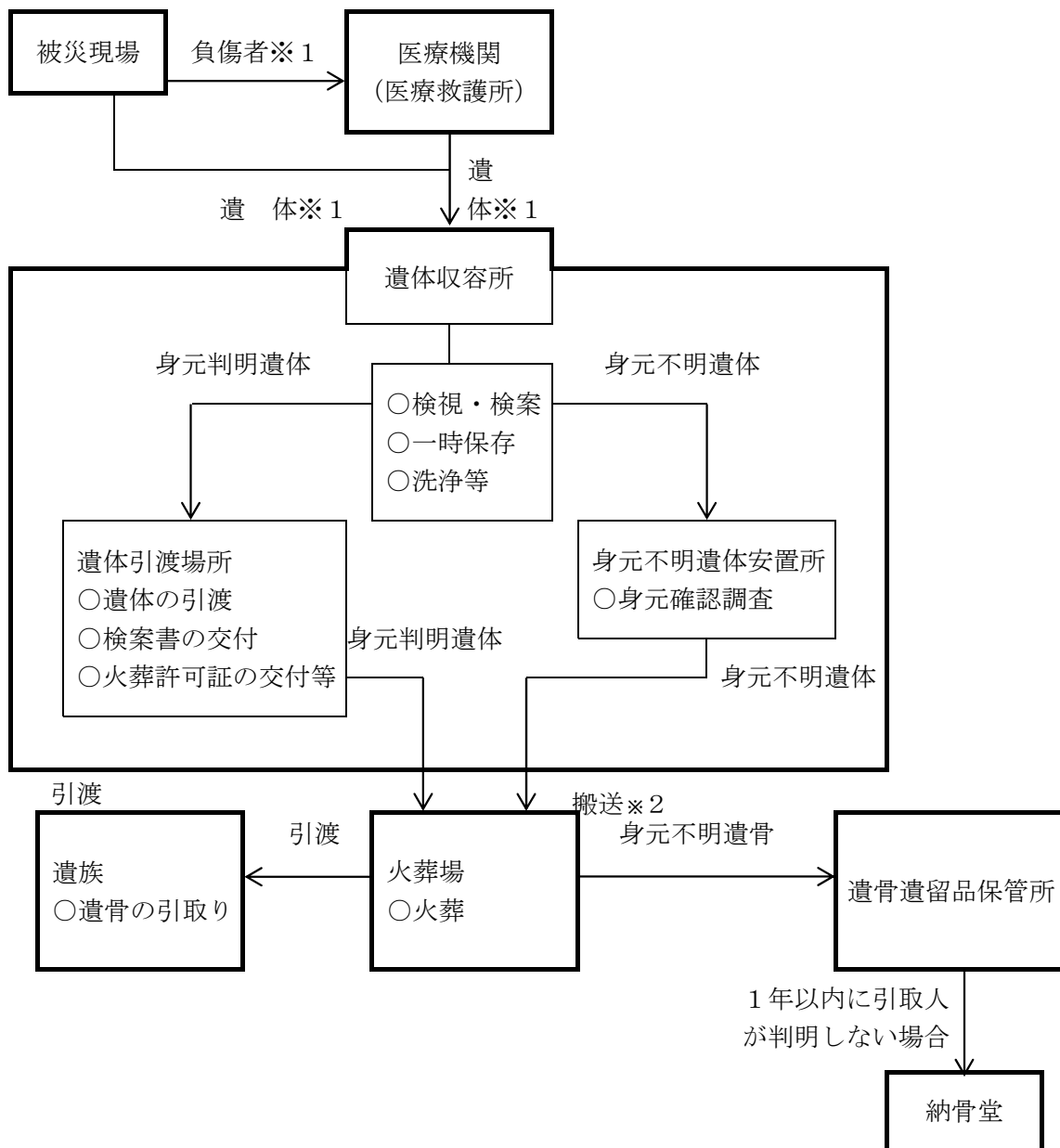
第4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

大規模な災害が発生し、多数の死亡者が発生した場合、町、警察署及び各関係機関等が、迅速かつ適切に検視・検案活動をはじめとする遺体の取扱いに関連する各種活動等を行うために、都が作成した「災害時における遺体の取扱いに関する共通指針（検視・検案等活动マニュアル）」により実施する。

今後は、関係各機関において、マニュアルに示した標準的な事項に留意し、死者への尊厳を十分配慮した適切な遺体の取扱いがされるよう各種条件の整備を図る。

【遺体取扱いの流れ】

遺体の搜索、収容及び検視・検案並びに火葬等は、次の流れにより行う。



※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の搜索・収容等に協力
自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。
※2 町の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

第4-1 遺体の搜索

関係機関の活動体制、活動内容は、次のとおりとする。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（住民部）	町は、警察署等関係機関と連携し、遺体の搜索及び発見した遺体の遺体収容所への収容を行う。
都総務局	町からの要請等に基づき、行方不明者等の搜索や発見した遺体の収容に関して関係機関との連絡・調整に当たり、搜索・収容作業が円滑にできるよう支援する。
八丈島警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊、自主防災組織等（ボランティアを含む）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期すとともに、救助・救出活動に伴い、発見・収容した遺体を監視、適正な処理を行う。 2 町が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 3 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。

(2) 搜索の期間等

区分	内容
搜索の期間	災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	<p>災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、知事に申請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 延長の期間 2 期間の延長を要する地域 3 期間の延長を要する理由（具体的に記載） 4 その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等）

(3) 必要帳票等の整備

町は、行方不明者の搜索及びそれに伴い遺体を発見・収容した場合に備えて、次の書類（4票）を整備する。

- 1 救助の実施記録日計票
- 2 遺体の搜索状況記録簿
- 3 救助の種目別物資受払状況
- 4 遺体の搜索用関係支出証拠書類

※資料編「救助の実施記録日計票」（資料-17 参照）

※資料編「遺体の搜索状況記録簿」（資料-18 参照）

※資料編「救助の種目別物資受払状況」（資料-19 参照）

第4-2 遺体の搬送（遺体収容所まで）

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（住民部）	1 遺体収容所の管理者に連絡の上、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 2 遺体収容所における遺体の受付に支障がないように、遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等について、可能な限り確認する。 3 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施し、順次開設する。 4 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。
都総務局	町より遺体の搬送の依頼があった場合、関係機関等との連絡調整を行い、状況に応じて、陸上自衛隊に対して行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。
都福祉保健局	町からの要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援する。

(2) 詳細な取組内容

① 遺体収容所の設置

- ア 遺体収容所の設置に関する事前準備については、住民部で行い、遺体収容所の設置等に関し、あらかじめ、警察署及び各地域における関係機関と協議を行い、条件の整備に努める。
- イ 遺体収容所の設置については、住民部で行い、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で遺体を収容し、開設状況について、都、警察署に報告する。
なお、町で開設できない場合は、都及び関係機関に応援を要請する。
- ウ 遺体収容所の設置場所については、避難所、医療救護所とは別の場所を確保する。遺体収容所は水、通信および交通手段を確保できる場所とし、適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設置する。

② 遺体収容所での活動

- ア 都及び警察署と連携の上、遺体収容所における検視・検案活動等を迅速かつ的確に行える体制を整備する。
- イ 遺体収容所に管理責任者を配置し、遺体収容所設置に関する初動的な対応や遺体収容所における各種業務を円滑に遂行するための連絡調整等にあたらせる。
- ウ 遺体収容所においては、検視・検案活動の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証等の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引き渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理する。

③ 遺体の一時保存、洗浄等

- ア 災害時の遺体は、その顔ぼうの形状をとどめていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。
- イ 検視・検案が未実施の遺体の一時保存に関し、都及び警察署と緊密な連携の上、適切に取り扱う。
- ウ 遺体の一時保存や洗浄等の実施に際して、次の書類・帳票を整備する。
 - A 遺体処理台帳
 - B 遺体処理費支出関係証拠書類

第4-3 検視・検案等

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、町及び警察署は、必要な体制を確立する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（医療部）	1 町は、検案班を編成させ、遺体収容所に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 2 町長は、検案態勢が町で対応できない場合は、必要に応じて関係機関等に応援を要請する。 3 町長は、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を都福祉保健局に要請する。 4 町は、医療活動との秩序ある分担のもとに、円滑な検視・検案活動が行えるよう関係機関と連携を図る。
町（住民部）	1 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等を行う。
八丈島警察署	1 警察署長は、検視班等を編成させ、遺体収容所に派遣する。 2 警察署長は、各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、医師に検案を要請する。

(2) 詳細な取組内容

《町（医療部）》

① 検案班の編成・出動

ア 医療部は、検案要請の状況を勘案し、警察署と必要人員、派遣地域等を連絡調整の上、検案班を編成し、出動を発令する。

イ 検案班の指揮者は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議・調整をした後、検案活動を進める。

② 検視・検案活動の場所

検視・検案活動の場所は、町が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合には、医療機関等の死亡確認現場において行う。

③ 町民への情報提供

災害発生時における検視・検案、遺体の引渡を円滑に実施するため、町は、関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。

《町（医療部）、警察署》

① 資器材等の備蓄・調達

町及び警察署は、検視・検案に必要な資器材等について、適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達する体制を確立する。

《警察署》

① 遺体の身元確認

警察署は、身元確認作業を行う。身元が判明したときは、着衣・所持金品とともに警察署「遺体引渡班」に引き継ぐ。なお、概ね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を町長に引き継ぐ。

② 遺体の遺族への引渡

遺体の引渡業務は、原則として警察署及び町が協力して行う。

町職員が遺体の引渡業務に従事する場合、検視・検案業務に関連し、特に留意すべき事項等については、警察署「身元引渡班」の指示に基づく。

《町（住民部）》

① 死亡届の受理、火葬許可証等の発行

遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、収容所等において死亡届を受理し、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

なお、死亡届の受理と火葬許可証等の発行を迅速かつ適切に実施するため、遺体収容所への職員の配置、必要書類等に関する条件の整備に努める。

【復旧対策】

第1 防疫体制の確立

第2 火葬

第1 防疫体制の確立

町は、災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋の内外の消毒等を実施するために、島しょ保健所八丈出張所と緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

初期防疫活動は、防疫用資器材の備蓄を使用するものとし、当該資材が不足したときは、都福祉保健局に要請する。また、民間薬品会社からの受入れ・調達及び他府県等からの受入れ・調達を行う。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容								
町 (住民課) (福祉健康部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族、昆虫等(※)の駆除を行うものとする。 2 町は、状況に応じて「消毒班」を編成し、患者の収容、患家の消毒を迅速かつ的確に行う。 3 町長は、被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局長に対し、迅速に連絡する。 4 町長は、防疫活動の実施にあたって、町の対応能力では十分でないとする場合は、都福祉保健局長に協力を要請する。 5 町は、都が実施する防疫活動について、十分協力する。 6 町は、防疫用資材の備蓄・調達を行う。 								
島しょ保健所 八丈出張所 都福祉保健局	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健所は、町の防疫に関する協力の要請があった場合、その他必要と認めた場合は、町と協力し実施する。また、対応が十分でないとする場合は、都福祉保健局に要請する。 2 災害により防疫活動を必要とする場合は、保健所長の指揮のもとに、それぞれ次の業務を実施基準に従い、迅速かつ正確に行う。 <ol style="list-style-type: none"> a 防疫班の業務 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>(a) 健康調査及び健康相談</td> <td>(c) 応急治療</td> </tr> <tr> <td>(b) 避難所の防疫指導</td> <td>(d) 感染症予防のための広報及び健康指導</td> </tr> </table> b 消毒班の業務 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>(a) 患者の隔離</td> <td>(c) 避難所の消毒の実施及び指導</td> </tr> <tr> <td>(b) 患家の消毒</td> <td></td> </tr> </table> 3 保健所は都福祉保健局と調整し、感染症患者発生時の隔離収容先の確保及び搬送体制の確立を図る。 4 都福祉保健局は、町の防疫活動、衛生管理対策の支援・指導を行う。 5 町が実施する初動防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達する。 	(a) 健康調査及び健康相談	(c) 応急治療	(b) 避難所の防疫指導	(d) 感染症予防のための広報及び健康指導	(a) 患者の隔離	(c) 避難所の消毒の実施及び指導	(b) 患家の消毒	
(a) 健康調査及び健康相談	(c) 応急治療								
(b) 避難所の防疫指導	(d) 感染症予防のための広報及び健康指導								
(a) 患者の隔離	(c) 避難所の消毒の実施及び指導								
(b) 患家の消毒									

※ ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと

【班別役割分担】

班名	役割
町 (防疫班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康調査及び健康相談 2 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 3 感染症予防のため広報及び健康指導 4 避難所におけるトイレ・ごみの保管場所の適正管理
町 (消毒班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 患者発生時の消毒(指導) 2 避難所の消毒の実施及び指導
町 (保健活動班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康調査及び健康相談の実施 2 広報及び健康指導
島しょ保健所 八丈出張所 (食品衛生指導班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 2 食品集積所の衛生確保 3 避難所の食品衛生指導 4 その他食品に起因する危害発生の防止 5 食中毒発生時の対応 6 避難所における食品取扱管理者の設置促進等 7 食品衛生管理体制の確立 8 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 9 手洗いの励行 10 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 11 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 12 情報提供 13 殺菌、消毒剤の調整
島しょ保健所 八丈出張所 (環境衛生指導班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の塩素による消毒の確認 2 都民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 3 都民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 4 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 5 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 6 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

第2 火葬

災害時は、死亡者が多数発生することや、火葬場が被災して機能が低下するなどにより、困難が予想される。このような状況下において、遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置を講ずる。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（住民部）	1 検視・検案を終えた遺体の火葬許可証を発行 2 必要に応じて、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」発行 3 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保 4 遺体の搬送に必要な車両を確保 5 遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置 6 必要に応じて遺体輸送手段の確保を都へ要請 7 身元不明の遺体を火葬する。遺骨は、遺留品とともに、遺骨遺留品保管所へ保管 8 身元不明遺体の遺骨の引取人を調査 9 遺骨引取人が判明しない場合の対応

(2) 詳細な取組内容

《町（住民部）》

① 火葬許可の特例

通常火葬では、町長の発行する火葬許可証が必要である。しかし、緊急時に通常の手続に従っていたのでは、迅速かつ確かな処理に支障をきたし、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある。このため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行することにより、速やかな火葬に努める。

② 火葬体制の確立

被災によって火葬場の機能が低下したり、一度に多数の死亡者が発生した場合には、島外の火葬場を活用して行う事態が想定される。

なお、火葬場への遺体搬送手段の確保など関連する事項についても、関係行政機関及び関係業者と連携を図る。

③ 島外火葬の実施

ア 被災状況の把握

町は、死亡者、火葬場の被災状況及び火葬能力等を速やかに把握し、都に報告する。

都は、この報告に基づき被害状況を取りまとめ、広域火葬の実施について検討する。

イ 協力要請

町は、島外火葬が必要と判断した場合、都に対して火葬の応援・協力を要請する。

ウ 火葬場の選定

都は、広域火葬の実施に必要な火葬場の割振りを行い、町に通知する。

エ 火葬場への遺体の搬送

町は、都の示した割振りに基づき、火葬場と詳細を調整する。また、「災害遺体送付票」を作成の上、遺体を火葬場に搬送し、火葬に付す。

なお、火葬場への搬送体制を確保するため、搬送手段に関する条件の整備に努める。島外火葬場への遺体の搬送については、関係機関への支援要請等必要な支援措置を講ずる。

オ 遺体の保存

火葬の実施までに時間がかかる場合、町は、遺体の保存のために必要な物資の調達等、遺体の保存について必要な措置を講ずる。

カ 実施期間

火葬の実施期間は、発生の日から10日間とする。

キ その他

火葬を実施する期間中は、災害以外の事由による死亡者についても、火葬の対象とする。また、身元不明者の火葬については、町が実施する。遺骨は遺留品とともに保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、納骨堂に移管する。

第9章 避難者対策

台風や地震（南海トラフ地震を含む）時には大雨、高波、津波、地すべり、延焼火災等が発生するおそれがあり、住民が避難をする場合が数多く出現するものと予想される。そのため、平常時から避難体制、広域避難場所、避難道路の指定のほか、避難所の設置・運営について必要な事項を定め、住民への周知を図る。特に、地震時における津波の場合、漁船等の対応を考えなければならない。なお、避難所等の定義は、次の通りとする。

（1）避難場所

災害が差し迫った状況や発災時において、住民、観光客等が緊急的に立退き避難を行い、身の安全を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、地震（大規模火災）、津波、土砂災害（崖崩れ、土石流及び地滑り）、火山災害（火砕流や溶岩流、噴石等）の災害種別ごとに指定する。

（2）一時集合場所

避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合し、秩序正しい避難態勢を整える場所をいう。

（3）避難道路

避難場所に通じる道路であって、避難区域内の住民を迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ指定した道路をいう。

（4）避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として町長が指定する。

第1節 現在の到達状況

第1 避難体制の整備

災害種別ごとの避難指示の判断基準を整理している。
関係防災機関との避難誘導體制の整備している。

第2 避難所・避難場所等の指定及び安全化

地震（大規模火災）・津波災害・火山災害の場合の避難場所を、11箇所指定しており、土砂災害・風水害の場合の避難場所は、16箇所を指定している。

また、地震（大規模火災）・津波災害・火山災害の場合の避難所を、21施設指定しており、土砂災害・風水害の場合の避難場所は、16施設を指定している。

避難道路は、都道を中心に指定している。

第3 避難所管理運営方法の整備

避難所への参集職員等、避難所開設・運営体制を整備している。
避難所管理運営のマニュアルを整備している（平成29年度作成）。

第2節 課題

第1 避難体制の整備の課題

災害種別ごとの避難指示のあり方を町民に周知する必要がある。

避難行動要支援者の避難支援体制、観光客等の避難支援体制、島外避難も踏まえ、移送体制を構築する必要がある。

第2 避難所・避難場所等の指定及び安全化の課題

災害の種類によって避難場所の安全性は異なるため、災害種別ごとに安全性を確認した上で、避難場所を指定する必要がある。

避難所においては、有効可能面積を踏まえた上で指定し、避難所の安全化（構造部・非構造部両面）、設備等機能性向上を図り、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組を進める必要がある。なお、避難所においても、災害の種類によっては被害を受け、使用出来ない場合が想定されるため、災害種別ごとの使用可否について事前に検討しておく必要がある。

第3 避難所の管理運営方法の整備の課題

- 1 避難所開設手順の明確化、コミュニティ単位で避難所の指定を行い発災時の混乱を避ける。
- 2 学校や保育所は、復興期の再開ニーズも視野に、避難所の管理運営方法を整備する。
- 3 避難所における安全・安心の確保や女性や要配慮者のニーズに応える。
- 4 飼養動物の同行避難の体制整備を検討する。
- 5 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含めて検討する。

第3節 対策の方向性

第1 避難体制の整備

的確な避難指示、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保等、住民の避難全般にわたる対策を推進する。

第2 避難場所・避難所等の指定及び安全化

災害種別ごとの避難場所・避難所の指定を図る。

有効可能面積を踏まえた上で指定し、避難所の安全化（構造部・非構造部両面）、設備等機能性向上を図り、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組を進める。

第3 避難所の管理運営方法の整備

避難所における安全性の確保や、避難所のスムーズな開設手順を整理する。また、避難所管理運営マニュアル等においては女性や要配慮者の視点に立った対応、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者への配慮、飼養動物との同行避難のあり方について定めるとともに、復興期のニーズを踏まえた運営方法を検討する。

また、感染症対策については、平常時から関連部局が連携して対応を検討し、必要な場合には宿泊施設等の活用も検討する。

第4節 到達目標

第1 要配慮者の避難支援と島外避難の体制構築

要配慮者（高齢者、外国人、観光客等）に対する避難誘導の仕組みを構築する。また、島外避難に関する体制を構築する。

第2 避難場所、避難所の確保や安全性等の確保

災害種別ごとに安全な避難場所を確保するとともに、地域ごとに想定される避難者が安全に避難可能な場所を確保する。

第3 女性や要配慮者の視点、感染症対策も踏まえた避難所運営体制の確立

安全性を考慮した避難所の確保を図るとともに、女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。避難所運営マニュアルを活用し、感染症対策にも配慮した避難所運営訓練を実施する。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

第1 避難体制の整備	第4 要配慮者対策
第2 避難所・避難場所等の指定・安全化	第5 車中泊
第2-1 避難場所の指定	
第2-2 避難所の指定	
第3 避難所の管理運営体制の整備等	

第1 避難体制の整備

津波時の避難体制は、第2部第5章「津波等対策」、別冊資料「南海トラフ地震防災対策推進計画」、洪水時の避難体制は、「八丈町地域防災計画（風水害編）」も参照すること。

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	1 発災時に備えた地域の実情の把握 2 避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討 3 避難措置運用要領の策定 4 避難場所、避難所、一時集合場所等の周知 5 避難指示等発令基準の整備 6 一時集合場所の選定 7 要配慮者に対する防災訓練の実施 8 他の地方公共団体と協定等を締結

（2）詳細な取組内容

《町（総務課）》

- 1 避難指示等の発令対象区域・タイミング、避難所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- 2 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
- 3 自治会又は地区組織単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- 4 避難の指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- 5 避難住民の安全を保持し、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。避難措置運用要領で定める措置内容は概ね次の通りである。
 (ア) 避難場所の規模及び周辺の状態を勘案し、運用に要する職員等を適切に配置する。

- (イ) 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
 - (ウ) 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
 - (エ) 避難場所の衛生保全に努める。
 - (オ) 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
 - (カ) 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
 - (キ) 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。
- 6 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所等の役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。
 - 7 「避難情報に関するガイドライン：内閣府」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定する等、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「避難情報等と居住者等がとるべき行動」（「危険な場所から全員避難」「緊急安全確保」等）について、日頃から住民等への周知徹底に努める。
 - 8 地震発生直後に避難者が一時的に集合して集団を形成し、事後の秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として自治会又は地区組織が地域の実情に応じて選定する。
 - 9 消防本部は、消防団と協働して、自主防災組織を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施する等、地域の防災行動力の向上に努める。
 - 10 町長は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられた。町は以下の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 電話番号その他の連絡先
 - カ 避難支援等を必要とする事由
 - キ 避難支援等の実施に関し区市町村長が必要と認める事項
 - 11 避難行動要支援者名簿の作成及び活用にあたっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月）を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。
 - 12 作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。
 - 13 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「避難支援プラン」の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、

都と連携した避難行動要支援者に対する訓練等を実施する。

- 14 安否確認や避難支援、情報提供について、障害者団体等と連携して取り組む。
- 15 災害時において、被災者の島外への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

第2 避難所・避難場所等の指定・安全化

町は、災害時において、町民の生命、身体の安全を守るため、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、避難場所並びに避難所等を事前に指定又は確保するとともに、その施設等の整備を図り、防災関係機関の協力のもとに避難の安全対策を推進していく。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の指定・確保、安全性確保 2 避難所の指定・確保、安全性確保 3 避難場所・避難所等の周知 4 特別な配慮を要する要配慮者の受入れ先を確保

第2-1 避難場所の指定

(1) 避難場所の事前指定及び配慮事項

機関名	対策内容（指定要件）
町（総務課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が差し迫った状況や発災時において、住民、観光客等が緊急的に立退き避難を行い、身の安全を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震（大規模火災）、津波、土砂災害（崖崩れ、土石流及び地滑り）、火山災害（火砕流や溶岩流、噴石等）の災害種別ごとに指定する。 2 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと 3 避難場所として開放される場所までの安全な避難経路が確保されること 4 避難場所の指定は、施設の管理者の同意を得て行い、災害が差し迫った状況や発災時において、管理者等により速やかに開放されること 5 収容人員に対して、利用可能な避難空間として原則として1人当たり1㎡を確保できること 6 避難場所ごとの区域割当計画の作成にあたっては、自治会又は地区組織単位を考慮すること 7 避難場所として施設を指定する場合は、建物の構造が新耐震基準に適合していること 8 津波や土砂災害を想定する場合は、津波浸水想定区域、土砂災害危険箇所（土砂災害特別警戒区域内及び土砂災害警戒区域）以外の安全区域内に立地すること。ただし、立地条件に満たさない場合であっても、施設の構造が新耐震基準に適合しているなど安全を確保でき、浸水等が想定される高さ以上に受け入れる場所があり、その場所までの避難経路が確保されている場合は指定できるものとする。

(2) 避難場所一覧

【地震（大規模火災）・津波災害・火山災害の場合】

地域	名称	所在地	面積（㎡）	海拔（m）	備考
三根	三根小学校	三根 341	約 9,100	62	
	富士中学校	三根 4655	約 15,800	65	
	富士グラウンド	三根 234	約 12,500	63	
大賀郷	大賀郷小学校	大賀郷 15	約 5,700	61	
	大賀郷中学校	大賀郷 3073	約 6,800	51	
	八丈高等学校	大賀郷 3020	約 17,500	53	
檜立	檜立運動場	檜立 2035	約 8,400	168	
中之郷	中之郷運動場	中之郷 2612	約 9,700	140	
	三原小学校	中之郷 2474	約 2,400	137	
	三原中学校	中之郷 2474	約 7,800	137	
末吉	末吉運動場	末吉 2648	約 4,400	95	

【土砂災害（崖崩れ、土石流及び地滑り）・その他風水害（大雨、暴風、竜巻、突風等）の場合】

地域	名称	所在地	面積 (㎡)	海拔 (m)
三根	三根公民館	三根 347	約 836	54
	三根小学校（校舎）	三根 341	約 3,980	62
	三根小学校（体育館）	同上	約 1,088	62
	富士中学校（体育館）	三根 4655	約 2,272	65
	むつみ保育園	三根 1763	約 639	58
	むつみ第2保育園	三根 505-1	約 813	45
	コミュニティセンター	三根 26	約 599	82
	保健福祉センター	三根 2	約 1,223	82
大賀郷	大賀郷公民館	大賀郷 3060	約 745	55
	大賀郷小学校（校舎）	大賀郷 15	約 2,701	61
	大賀郷小学校（体育館）	同上	約 797	61
	大賀郷中学校（校舎）	大賀郷 3073	約 2,008	51
	大賀郷中学校（体育館）	同上	約 848	51
	八丈高等学校	大賀郷 3020	-	53
	若草保育園	大賀郷 71	約 709	63
	多目的ホール「おじゃれ」	大賀郷 2551-2	約 1,029	73
中之郷	三原小学校（体育館）	中之郷 2474	約 2,179	137
	三原中学校（校舎、2階のみ）	中之郷 2474	約 2,239	137
	三原中学校（体育館）	同上	約 800	137
末吉	末吉公民館（2階のみ）	末吉 633	約 614	94

(3) 避難道路の指定

- ※ 資料編「八丈町避難場所及び避難道路概略図（三根・大賀郷地域）」（資料-11 参照）
- ※ 資料編「八丈町避難場所及び避難道路概略図（檜立・中之郷・末吉地域）」（資料-12 参照）

第2-2 避難所の指定

災害により現に被害を受け、住居等を喪失するなど引続き救助を要するものについては、避難所を開設し、応急的な食料等の配付を行うなどの保護を行う。また、町は都と連携して、より地域に密着した避難所の機能の強化に努める。

(1) 避難所の事前指定

機関名	対策内容
町（総務課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 町地域防災計画において、あらかじめ避難所を指定、平常時から場所や収容人数等について住民に周知しておく。 2 指定した避難所の所在地については、様式に基づき都福祉保健局に報告する。 3 避難所の指定基準は、概ね次の通りとする。 <ol style="list-style-type: none"> a 避難所は、原則として、地域ごとに指定する。 b 避難所は、学校、公民館等を利用する。 c 避難所に受け入れる被災者数は、居室 3.3 m²当たり2人とする。 4 避難所に指定した建物については、耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者の生活環境を良好に保つよう努めるものとする。 5 災害種別ごとの避難所の指定に努める。 6 新たな感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務課と福祉健康課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(2) 福祉避難所の指定及び配慮事項

機関名	対策内容
町（総務課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者に配慮するため、町内の福祉施設等を要配慮者用の「福祉避難所」として指定する。 2 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合する建物を利用する。 3 福祉避難所の指定においては、車椅子やベッドの幅等支援に必要な装備等の大きさ等、スペース等も可能な限り配慮することとする。 4 福祉関連施設等と協定を締結し、避難所生活において特別な配慮を要する要配慮者等の受入れ先としての福祉避難所を更に確保していく。

(3) 指定避難所一覧

令和2年4月1日現在

	施設名称	面積 (㎡)	利用可能面積 (㎡)	受入可能数(人)		海拔 (m)	地震	津波	土砂 ※3	火山	所在地	電話番号
				※1	感染症考慮※2							
三根	三根公民館	836	343	207	51	54	○	○	○	○	三根 347	2-2330
	三根小学校 (校舎)	3,980	704	745	185	62	○	○	○	○	三根 341	2-0226
	(体育館)	1,088	540									
	富士中学校 (校舎)	2,272	372	576	143	65	○	○	×	○	三根 4655	2-0244
	(体育館)	743	585						○			
	むつみ保育園	639	238	141	35	58	○	○	○	○	三根 1763	2-0729
	むつみ第2保育園	813	272	162	40	45	○	○	○	○	三根 505-1	2-2421
	コミュニティセンター (体育館)	599	425	257	64	82	○	○	○	○	三根 26	2-0797
	保健福祉センター (福祉避難所)	1,223	415	248	62	82	○	○	○	○	三根 2	2-5570
小計			2,336	580								
大賀郷	大賀郷公民館	745	306	185	46	55	○	○	○	○	大賀郷 3060	2-0963
	大賀郷小学校 (校舎)	2,701	427	598	149	61	○	○	○	○	大賀郷 15	2-0033
	(体育館)	797	571									
	大賀郷中学校 (校舎)	2,008	180	514	128	51	○	○	○	○	大賀郷 3073	2-0127
	(体育館)	848	671									
	八丈高等学校 (体育館)	-	808	808	202	53	○	○	○	○	大賀郷 3020	2-1181
	(武道場)	-	527									
	若草保育園	709	244	146	36	63	○	○	○	○	大賀郷 71	2-0724
多目的ホール 「おじゃれ」	1,029	419	253	63	73	○	○	○	○	大賀郷 2551-2	2-1121	
小計			2,504	624								
檜立	檜立公民館	590	216	130	32	137	×	○	×	○	檜立 2027	7-0003
	檜立屋内運動場	650	516	312	78	168	○	○	×	○	檜立 2035	無
	小計			442	110							
中之郷	中之郷公民館	563	200	120	30	137	×	○	×	○	中之郷 2613	7-0062
	三原小学校 (校舎)	2,179	276	453	112	137	○	○	×	○	中之郷 2474	7-0017
	(体育館)	695	481						○			
	三原中学校 (校舎)	2,239	194	478	119	137	○	○	2階の	○	中之郷 2474	7-0057
	(体育館)	800	598						み			
	あおぞら保育園	977	229	136	34	140	○	○	×	○	中之郷 2612-1	7-0083
	中之郷屋内運動場	650	472	286	71	140	○	○	×	○	中之郷 2612	無
小計			1,473	366								
末吉	末吉公民館	614	209	125	31	94	○	○	2階の	○	末吉 633	8-1003
	末吉多目的交流施設	1,783	256	154	38	95	○	○	×	○	末吉 2648	8-0302
	末吉屋内運動場 (体育館)	650	468	283	70	95	○	○	×	○		
	小計			562	139							
合計			7,317	1,819								

※1 受入可能人数は2名/3.3㎡で算出。通路を考慮した場合の数は、受入可能人数×0.6とする。
 ※2 感染症を考慮した受入可能人数は、2名/3.3㎡で算出した受入可能人数の25%程度とする。
 ※3 その他の風水害(大雨、暴風、竜巻、突風等)については、土砂災害時に準じる。ただし、風台風の場合など、土砂災害が見込まれない場合は△で示した施設も使用可能とする。
 ※ 資料編「行政区ごとの避難所割当て案」(資料-13参照)

第3 避難所の管理運営体制の整備等

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるように、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成しておく。 2 可能な限り自治会又は地区組織単位等に被災者の集団を編成する。 3 災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の手段の整備に努める。 4 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、FAX等の整備を行うものとする。 5 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。 6 公共施設等の施設管理者や指定管理者等の役割の明確化を図る。 7 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
町（教育課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 2 避難所に指定されている学校の校長は、町職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を以下の通り作成しておく。 <ol style="list-style-type: none"> a 教職員の具体的な参集・配備の在り方や役割分担 b 学校が避難所になった場合の開設や組織の立ち上げについての方法 c 教育活動の円滑な再開を見据えた、学校施設の利用計画 d 学校施設・設備の被害状況の把握方法 e 避難者の把握方法 f 要配慮者やペットを連れた避難者への対応 g 水や食料等の確保や備蓄品の配分方針及び方法 h 自治会・地区組織やボランティア等との連絡・調整及びPTAや避難者等との情報共有の在り方 i その他の事項については、「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項（通知）」（文部科学省）に基づき実施する。

第4 要配慮者対策

災害発生時に、高齢者、乳幼児、障がいのある人、傷病者等、要配慮者にとって、適切な防災行動をとることは容易でないことから、特別な配慮や対策を講ずる必要がある。

(1) 要配慮者の支援体制の整備

町は、災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動が取れるようにするため、自主防災組織、地域住民等及び福祉関係者による連携、協力体制の整備に努める。

① 要配慮者の把握

町（福祉健康課）は、民生委員・児童委員及び福祉関係団体と協力して、プライバシーや個人情報保護を考慮した上で、要配慮者を把握する。要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者は、避難行動要支援者として、名簿を整備する。

ア 名簿に登載される者の範囲

町に住民登録をしており、要介護3以上で、名簿への登載を希望する者（全ての申請者）。なお、この範囲については、国の指針等を基に適宜見直しを行う。

イ 名簿に記載、記録する情報

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、そのほか、避難支援等の実施に関し町が必要と認める事項

ウ 情報の提供機関（避難支援等関係者）

町は、本人の同意が得られない場合を除き、避難支援等の実施に必要な場合は、警察署、消防団、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織（避難支援等関係者）へ情報提供することができる。災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無を問わず、避難支援等関係者に情報提供を行うことができる。

② 個別避難計画の作成

町（総務課、福祉健康課）は、避難支援等関係者の協力の下、避難行動要支援者名簿登載者に対して、個別避難計画の作成を推進する。

③ 防災訓練

自主防災組織を中心とした要配慮者に対する避難訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

④ 福祉避難所としての活用

福祉避難所として、自宅や避難所での生活が困難である避難行動要支援者等を入所させ、介護等必要なサービスを提供するため、町は、社会福祉施設等と協定を締結する。

⑤ 医療等の体制

透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応策の検討に努める。保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、巡回精神相談チーム等による体制を図り、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行うことが想定される。

⑥ 食料等の確保

要配慮者等に配慮した食料の供給を図るため、クラッカーやアルファ化米に加え、おかゆ等レトルト食品についての備蓄も図っていく。なお、暖かい食料・飲料水を提供するため、鍋、木炭・コンロの備蓄に努める。

⑦ 応急仮設住宅

町は、仮設住宅を建設する際、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とし、要配慮者を優先入居させるなど必要なルールをあらかじめ検討する。

(2) 緊急通報システムの整備

町は、病気等の緊急時に対応するため、緊急通報システムの整備を進めてきているが、災害復興期等においても、一層の活用が図れるように努める。

また、寝たきりやひとり暮らし等の在宅高齢者等に対しては、近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制の充実を図る。

(3) 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等の安全対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、町としても、要配慮者を対象とする施設に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置（ホットライン）の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜解消等に努めてきた。

今後も、次のような施策の推進を通じて施設の整備を図るとともに、自衛消防組織等による施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を図っていく。

① 社会福祉施設等と地域の連携

施設等入居者の迅速な避難のためには、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠である。このため、消防本部は、施設と周辺地域の事業所、自治会又は地区組織等との間及び施設相互間で災害時応援体制の確立を図る。

② 防災教育の充実

町は、各施設の防火管理対策の徹底を図るとともに、社会福祉施設等の職員に対しても防災講習を行うなど、総合的な自衛消防力の向上を図る。

③ 防災訓練の充実

町は、総合訓練の実施に際し、社会福祉施設における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動や初期消火訓練の実施を図っていく。

(4) 要配慮者利用施設の避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で避難確保が必要な施設の名称及び所在地を以下に定め、当該施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について必要に応じて協力する。また、土砂災害防止法（法第8条）の規定に基づき、要配慮者利用施設に対して防災行政無線の戸別受信機を設置し、防災気象情報や避難情報を伝達する。

当該施設の管理者等は、土砂災害防止法（法第8条）の規定に基づき、避難確保計画を作成し、町長に報告する。

また、当該施設の管理者等は、作成した避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、結果を町に報告する。報告内容は、避難訓練の実施日、避難訓練の参加者・参加人数、避難訓練で想定した災害の種類、避難訓練の種類・内容に加え、避難先や避難経路の安全性の確認結果、避難訓練によって明らかになった課題とその改善方法等も含めることとし、実際に避難誘導を行った場合には、避難支援に要した人数と避難に要した時間も含める。なお、避難の実効性を高めるため、避難訓練は定期的実施し、要配慮者利用施設の職員や利用者だけでなく、利用者の家族や地域住民等が参加することが望ましい。

なお、町は、訓練実施の報告を受けたとき等、当該施設の管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告等を行う。

【土砂災害（特別）警戒区域に立地する要配慮者利用施設一覧】

地域	名称	所在地	電話番号	種別
三根	富士中学校	三根 4655	2-0244	中学校
大賀郷	第二八丈老人ホーム	大賀郷 7670-1	2-0770	指定介護老人福祉施設他
	養和会デイホーム	大賀郷 7670-1	2-0770	通所介護（介護予防）
檜立	リハビリ型デイサービス あそんでおじゃれ	檜立 181-1	9-5981	地域密着型通所介護
中之郷	三原小学校	中之郷 2474	7-0017	小学校
	三原中学校	中之郷 2474	7-0057	中学校
	あおぞら保育園	中之郷 2612-1	7-0083	保育所（認可保育所）

本計画で定める要配慮者利用施設の考え方は以下のとおりである。

- ・社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設であること。
- ・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に立地する施設であること

第5 車中泊

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	1 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 2 避難所環境の整備促進
八丈島警察署	大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発
都総務局 都福祉保健局	車中泊発生抑制に向けた普及啓発

(2) 詳細な取組内容

- 1 発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページやツイッター、その他媒体であらかじめ町民に普及啓発し意識の醸成に努める。
 - (ア) 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
 - (イ) 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
 - (ウ) 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること
- 2 町は、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備に努める。

【応急対策】

第1 避難の指示	第4 避難所の開設・管理運営
第2 避難誘導	第5 動物愛護
第3 避難方式	第6 被災者の島外への移送

第1 避難の指示

町長（本部長）は、災害の危険がある場合若しくは災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

（※災害対策基本法等関係法規の規定に基づき警察官、海上保安官等が指示できるよう定められている。）

避難情報と取るべき避難行動について、お年寄りや子供にも解りやすく伝えられるような表現を工夫して周知する。

（1）避難（避難の区分及び実施責任者等）

実施者	区分	災害の種類	根拠法
町長	高齢者等避難	災害全般 急傾斜地の崩壊	(災害対策基本法)
	避難指示・緊急安全確保		災害対策基本法第60条第1項及び第3項
警察官	避難指示・緊急安全確保	災害全般	災害対策基本法第61条
海上保安官	避難指示・緊急安全確保	災害全般	災害対策基本法第61条
自衛官	避難指示・緊急安全確保	災害全般	自衛隊法第94条
水防管理者	避難指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮	水防法第29条

（2）避難の指示の区分

避難の指示を行う場合、災害の推移によって、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の三段階に区分して、それぞれ基準を定めておくものとする。

指示は、町長（本部長）が事態に応じて、次の区分により行うものとする。

① 高齢者等避難

状況	避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、気象状況等により、過去の災害の発生例、地形等から判断して、災害発生のおそれがある場合
趣旨	必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き準備を促す。避難準備情報の段階から指定緊急避難場所が開設され始めるので、立ち退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促す。特に、土砂災害については、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが望ましい。また、要配慮者に、立ち退き避難を促す。

② 避難指示

状況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、事前避難のいとまがなく、災害がまさに発生寸前で、又は一部に災害が発生したときに居残っている者がいる場合
趣旨	必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。近隣の安全な建物等の「緊急的な待避場所」への避難や、「屋内での安全確保措置」により安全確保できる住民に対しては、必ずしも立ち退き避難を求めない。

③ 緊急安全確保

状況	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合
趣旨	急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

(3) 水防法に基づく避難指示

町は、水防法第29条に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮等によって著しい危険が切迫していると認められる場合、水防管理者として避難の指示をする。水防管理者（町長）が指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(4) 津波災害に関する避難指示等発令基準

町は地域住民等の安全かつ迅速な避難誘導を行うため、津波災害に関する避難指示等発令基準を定める。早めの避難準備や避難の開始を促すため、避難指示は迅速に多様な方法で、繰り返し発信しなければならない。

(別冊資料 南海トラフ地震防災対策推進計画第3章第3節第2「(1) 避難指示」P32に準ずる。)

(5) 土砂災害等に関する避難指示等発令基準

以下の基準を原則として発令するが、その他気象条件等を勘案し、基準にとらわれることなく必要な避難指示等を行うものとする。

	発令基準	対象地域
高齢者等避難	①～②のいずれか1つに該当する場合	
	① 大雨警報（土砂災害）が発表された場合	① 土砂災害警戒システムのメッシュ情報（以下「メッシュ情報」とする。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準に到達した区域（赤）
	② 強い降雨を伴う台風等が夜間～明け方に接近・通過することが予想される場合（夜中に高齢者等避難等を発令した場合に、住民が身動きが取れないと想定される場合等）	② 島内全域
避難指示	①～⑤のいずれか1つに該当する場合	
	① 土砂災害警戒情報が発表された場合	① メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を予想で到達した区域（紫）
	② 大雨情報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準に到達した場合	② メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を予想で到達した区域（紫）
	③ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合	③ メッシュ情報で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤）
	④ 土砂災害の前兆現象（湧水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	④ 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域
	⑤ 強い降雨を伴う台風等が夜間～明け方に接近・通過することが予想される場合（夜中に避難指示等を発令した場合に、住民が身動きが取れないと想定される場合等）	⑤ 島内全域
緊急安全確保	① 大雨特別警報（土砂災害）が発令され、かつ、土砂災害メッシュ情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で到達した場合	① メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を実況で超過した区域（深紫）
	② 土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表された場合	② メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（紫）
	③ 土砂災害が発生した場合	③ 当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域
	④ 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合	④ 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域
	⑤ 立ち退き避難をすることが、かえって危険と判断される場合	⑤ 必要と認められる区域

(6) 警戒レベルを用いた避難指示等の発令

町が避難指示等を発令する際には、住民等が情報の意味を直感的にできるよう、住民等がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化し、住民等の避難行動を支援する。

平成31年3月28日の「避難勧告等に関するガイドラインの改定」により「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生の恐れの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため「警戒レベル」が導入された。町は、都と連携し、「警戒レベル」の普及啓発を図る。

町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

また、町は、避難指示等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

※警戒レベルは、洪水、土砂災害に用いる。

	住民がとるべき行動	行動を促す情報※1 (避難情報等)	防災気象情報※2 (警戒レベル相当情報)
警戒レベル5 ※3	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保	大雨特別警報
警戒レベル4	危険な場所から 全員避難	避難指示	土砂災害警戒情報等
警戒レベル3	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	大雨警報 洪水警報等
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップなどにより、自らの避難行動を確認	大雨注意報 洪水注意報	—
警戒レベル1	防災気象情報などの最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める	早期注意情報	—

※1 土砂災害等に関する避難指示等は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に居住する住民を対象とする。

※2 気象情報や地域の状況をもとに避難指示等の発令を判断する。したがって、行動を促す情報と防災気象情報は一致しないことがある。

※3 警戒レベル5は、すでに災害が発生または切迫している状況を表す。

第2 避難誘導

各機関の避難誘導は、次の通りとする。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容				
町（総務部、消防部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会又は地区組織ごとに避難先、避難経路、誘導責任者、避難時の注意事項などについて、町、警察署、消防団及び自治振興委員などと自主防災組織の関係者との間であらかじめ協議し、地域住民が迅速かつ整然と避難できる体制を整備する。 2 なお、町において対処できないときは、都に対して支援の要請を行う。 3 避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> a 避難は、妊産婦、傷病人、身体障害者、老幼者等の要配慮者を優先し、一般住民を次順位とする。 b 誘導経路については、事前にその安全性を確認し、危険箇所には標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。 c 夜間の場合は、照明を確保して誘導の安全について、万全を期する。 d 徒歩による避難を原則とするが、避難者が自力による立ち退きが不能の場合は、車両等によるものとする。 e 避難の指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難路の安全確保に努める。 				
町（教育部、住民部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の状況に応じ、学校（園）長以下各担任を中心に、児童・生徒等の安全確保のため避難誘導に努める。 2 各学校（園）施設においては、次のことを定め、職員に指導を徹底する。 <table border="0" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 50%;">a 避難実施責任者</td> <td style="width: 50%;">c 避難誘導責任者、及び補助者</td> </tr> <tr> <td>b 避難順位</td> <td>d 避難誘導の要領、措置</td> </tr> </table> 	a 避難実施責任者	c 避難誘導責任者、及び補助者	b 避難順位	d 避難誘導の要領、措置
a 避難実施責任者	c 避難誘導責任者、及び補助者				
b 避難順位	d 避難誘導の要領、措置				
八丈島警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 一時集合場所に集合した地域住民を、指定された避難場所に避難させる。 2 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置する。 3 避難場所においては、所要の警戒員を配置し、行方不明等の把握、避難場所の秩序維持に努める。 				
消防団 自主防災組織	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織（自治会又は地区組織等）は、自助・共助の精神に基づき、消防団、警察、消防部に協力し、地域住民の避難誘導を行う。 				
事業者 施設管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業員や顧客、施設利用者の避難誘導を行う。 				

第3 避難方式

(1) 一時集合場所に集合した後、避難場所へ避難（2段階避難）

災害時における避難方式は、一定の地域を単位に集団を形成し、指定避難場所に避難する集団避難方式が有効である。

(2) 避難所への直接避難

基本は、前記の2段階避難方式とするが、避難の指示を行ういとまがない場合や、地域の実情や災害の状況により、避難場所への直接避難も行うものとする。

(3) 避難場所の運用

災害時における避難場所の運用は、総務部が行う。避難場所における措置内容等は、次の通りとする。

機関名	対策内容
町（総務部）	<p>避難住民の安全を保持するため、事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとし、その内容及び方法等について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>なお、措置内容等は、概ね次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の規模及び周辺の状態を勘案し、運用に要する職員を配置する。 2 情報手段を確保し、適宜正確な情報を提供、適切な指示を行う。 3 傷病者に対し、緊急医療を施すため、救護所及び医師等を確保する。 4 避難場所の衛生保全に努める。 5 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。 6 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

第4 避難所の開設・管理運営

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務部、福祉健康部）	1 避難所の開設及び住民への周知 2 避難所の開設状況を東京都災害情報システム（DIS）へ入力 3 福祉避難所開設及び宿泊施設等（※）多様な避難所の確保 4 避難所の運営等対策 5 避難所が不足する場合、野外に受入れ施設を開設 6 食料・生活必需品等の供給 7 被災者に対する炊き出し、その他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都（福祉保健局）に応援を要請 8 避難住民に対する健康相談 9 食品及び飲料水の安全確保及び住民が自主的に消毒を行えるよう消毒方法を指導（島しょ保健所に協力を要請） 10 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 11 避難所におけるトイレ・ゴミ保管場所の適正管理の指導 12 仮設浴場、シャワー施設の設置状況等を調査・確保及びその情報の住民への提供 13 感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大の防止対策 14 避難所における防火安全性の確保 15 避難所運営への避難者の参加の促し 16 臨時相談所の設置
八丈支庁	1 町から応援要請を受け、避難所の開設運営に協力
島しょ保健所 八丈出張所 (都福祉保健局)	1 町からの報告に基づき、局において避難所の開設状況を把握 2 町の避難住民に対する健康相談支援 3 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の指導 4 「食品衛生指導班」による食品の安全指導 5 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 6 町の衛生管理対策支援 7 食料、生活必需品等の配分について、都福祉保健局のみでは実施が困難であるときは、都福祉保健局長は、都本部に対して応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して救護ボランティアの応援要請等の措置を講じる。
都教育庁	1 都立八丈高等学校に避難所を開設する場合の運営協力

※資料編「災害時の避難所等確保の支援に関する協定」（資料-35 参照）

(2) 詳細な取組内容

① 避難所の開設

《町（総務部）》

- 1 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- 2 避難所（福祉避難所含む）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者及び開設予定期間等を速やかに支庁及び都福祉保健局に報告するとともに警察署、消防本部等関係機

- 関に連絡する。
- 3 報告については、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。ただし、人員不足等により入力が困難な場合は支庁に代理入力を依頼する。
 - 4 特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の手段も活用して、避難所の開設状況や混雑状況を周知する。
 - 5 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける。
 - 6 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、屋外に受入れ施設を開設する。
 - 7 避難所の開設に必要な資材が不足するときは、支庁を通じて都福祉保健局に依頼する。
 - 8 あらかじめ指定した避難所でなくても、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は災害救助法の対象となる。要配慮者を避難させて実質的に福祉避難所として機能を果たした場合も同様とする。
 - 9 避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に宿泊施設を借り上げて、避難所とすることも災害救助法の対象となる。

② 避難所の運営

《町（総務部）》

- 1 町は、避難所へ職員を派遣ないし、避難所管理・運営のための事務の実施又は支援を行う。
- 2 避難所は、避難所運営本部を中心に、自主的に管理・運営する。
- 3 避難所運営本部は、主に次のような役割を果たす。
 - (ア) 町及び関係防災機関への情報伝達及び連絡調整
 - (イ) 避難所施設の安全点検、施設管理及び整備
 - (ウ) 避難所の設営及び避難者の受入れ
 - (エ) 避難者名簿の作成
 - (オ) 負傷者、病人、要配慮者の救護、避難所内の衛生管理
 - (カ) 避難所関連物資、食料等の調達、受入れ、分配
 - (キ) 避難所における犯罪防止
- 4 被災者の受入れは、可能な限り自治会又は地区組織単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成した上で、受け入れる。
- 5 避難所を開設した場合は、管理責任者（避難所運営本部長）を置く。
- 6 管理責任者（避難所運営本部長）は、防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
- 7 避難所の施設利用計画を活用し、施設管理者や学校長等と連携して立入禁止区域、土足禁止区域等を設置する。
- 8 管理責任者（避難所運営本部長）は、管理運営に際して、プライバシーの保護、男女双方など多様な性の在り方の視点や要配慮者の視点、性暴力やDVの発生防止に配慮する。
- 9 配置された町職員は、被災者が集まった場合、避難住民（ボランティアを受入れた場合は、ボランティアも含める）等の中から、避難所自主管理のための避難所管理・運営本部が速やかに設置できるよう協力・支援する。
- 10 配置された職員は、避難所管理・運営を支援し、避難所運営本部と災害対策本部との連絡調整にあたる。
- 11 福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等へ

の派遣調整を行う。

12 避難所の管理・運営は、原則として「避難所運営マニュアル」によるものとする。

《町（教育部）、都教育庁》

- 1 学校長は、避難所管理・運営のための事務の実施又は支援を行う。
- 2 学校長は、被災者が集まった場合、避難住民（ボランティアを受入れた場合は、ボランティアも含める）等の中から、避難所自主管理のための避難所管理・運営本部が速やかに設置できるよう協力・支援する。
- 3 学校長は、避難所運営と学校教育再開の調整にあたる。
- 4 学校長は、避難所の管理・運営について、必要な協力・支援を行う。
- 5 学校所属職員は、学校長の命により、避難所運営に従事する。

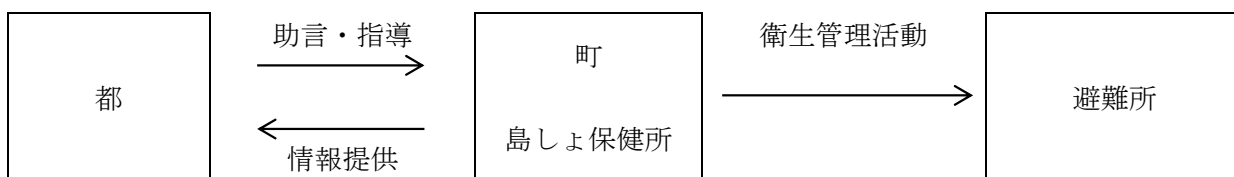
③ 避難所の衛生管理

《町（福祉健康部）、島しょ保健所八丈出張所》

ア 避難所の衛生管理指導に関する活動方針

町は、避難所の過密状況等に関する情報を集約し、島しょ保健所と協力して避難所間、及び各地域間の適切な受入れ体制等を確保する。

イ 衛生管理の体系図



ウ 避難所の衛生管理指導に関する業務

A 町の役割

町は、住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握し、避難所における衛生管理として、土足禁止区域の設定、避難住民の生活環境上必要な物品の確保、避難住民間のプライバシーの確保及びゴミの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。

B 都の役割

都福祉保健局及び島しょ保健所で組織する「環境衛生指導班」、「食品衛生指導班」は、避難所の過密状況や衛生状態に関する情報を収集し、町に提供するとともに、必要に応じて、避難所内外におけるゴミ保管場所等の管理、飲用不適水の利用及び衛生的な室内環境の保持に関する助言・指導を町に対して行う。

C 避難所の食品衛生指導

避難所における食中毒の発生を防止するため、町は、保健所と連携し、次の点を留意して、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- 1 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- 2 食品の品質、日付管理等の徹底
- 3 手洗いの励行

- 4 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- 5 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- 6 情報提供

エ 避難所での感染症対策

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、町（総務部、健康福祉部）と都福祉保健局及び島しょ保健所が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

第5 動物愛護

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、島しょ保健所八丈出張所等関係機関や、獣医師等関係団体との協力体制を確立する。

（1）対策内容と役割分担

《町（福祉健康部）》

① 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、島しょ保健所、獣医師等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。

② 避難所における動物の適正な飼育

町は、避難所において、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- 1 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等都や他区市町村へ支援を要請
- 2 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- 3 都及び他府県への連絡調整及び要請

③ 動物愛護の活動方針

- 1 獣医師、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護、救護を行う。
- 2 町は、「動物救援本部」を支援する立場から、情報の提供、「動物保護班」、「動物医療班」の救援活動への応援及び活動の拠点としての場の提供を行う。
- 3 「動物保護班」、「動物医療班」は、被災住民への動物救援に関する情報の提供、被災動物の保護搬送及び応援要請に基づく避難所等での動物医療に携わる。

第6 被災者の島外への移送

各機関の対応は、次の通りである。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 町長は、避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の島外への移送について、八丈支庁長を通じて、都知事に要請する。 2 この場合、町長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の避難所に派遣する。移送にあたっては、引率者を添乗させる。 3 移送された被災者の避難所の運営は、町が行う。 4 移送の際には、要配慮者を優先する。また、船舶による内地への避難は時間がかかることから、要配慮者については、航空機での移送が可能な場合には、航空機での移送を行う。
都	<ol style="list-style-type: none"> 1 町から被災者の移送の要請があった場合、都福祉保健局は警視庁と協議の上、被災者の移送先を決定する。 2 被災者の移送の方法については、警視庁、東京消防庁、自衛隊等の協力を得て実施するものとする。 3 観光客等の一時滞在者に対し、船舶等による代替輸送手段を確保する。

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 現在の到達状況

第1 食料・水・毛布等の生活必需品の備蓄

町は、公助として、備蓄で、町民の3日分程度の食料等を確保している。(食料:アルファ化米、クラッカー等、生活必需品:毛布、モバイルトイレ便座、災害用トイレ処理剤等)

町民の自助・共助による備蓄の推進のため、普及啓発活動を実施している。

商工会と食料や飲料水等の優先的な販売についての協定を締結している(平成28年7月1日締結)。

第2 備蓄及び輸送拠点の整備

学校や公共施設等の避難所への分散備蓄を実施している。

(三根小学校、富士中学校、大賀郷小学校、大賀郷中学校、八丈島空港ターミナルビル、三根公民館、榑立公民館、榑立屋内運動場、三原小学校、三原中学校、あおぞら保育園、末吉屋内運動場)

第3 輸送体制の強化

島内における、物資等の輸送体制については、町職員又はトラック協会による輸送を想定している。

町は、八丈島漁業協同組合と災害時における船舶による輸送等に関する協定(平成28年11月)、災害時における石油燃料の供給に関する協定(平成30年3月)を締結している。

第2節 課題

第1 食料・水・毛布等の生活必需品の備蓄の課題

物資の途絶が2日以上に及ぶおそれがあるため、1週間程度の備蓄が必要である。

第2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備の課題

支援物資の保管場所の不足、輸送拠点での物流事業者との連携不足等により、発災時の荷さばきの仕組みが機能不全になるおそれがあるため、分散備蓄及び輸送拠点の整備が必要である。

第3 輸送体制の強化の課題

島外からの物資による支援を想定した、オペレーションの体制が構築できていないため、物資輸送体制の構築が必要である。

第3節 対策の方向性

第1 食料・水・毛布等の生活必需品の備蓄

自助・共助・公助で町民のための備蓄物資を1週間分程度確保する。

第2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

学校や公共施設等の避難所への分散備蓄を引き続き推進する。

避難所内に備蓄倉庫を設置するなど、避難者への備蓄体制を一層強化する。

備蓄物資保管用のコンテナハウス等を整備し、避難所における物資の不足時に迅速に運搬する。支援物資の荷さばきを行う地域内輸送拠点を指定し、受援体制を構築する。

第3 輸送体制の強化

関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、物流事業者等も含めたチームを編成するなど、円滑な物資輸送の体制を構築する。

第4節 到達目標

第1 食料・水・毛布等の生活必需品の備蓄

自助・共助・公助の取組により町民の1週間分程度の食料・生活必需品を確保し、継続的に更新を図る。

日常備蓄や非常用持ち出し袋の携帯等、住民の自助・共助による取組を推進する。

第2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

支援物資の荷さばき機能、受援体制を強化する。

第3 輸送体制の強化

物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制を構築する。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

第1 食料及び生活必需品等の確保	第5 輸送車両の確保
第2 飲料水及び生活用水の確保	第6 船舶の確保
第3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	第7 燃料の確保
第4 輸送体制の整備	

第1 食料及び生活必需品等の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課、福祉健康課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、クラッカー及びおかゆ等レトルト食品、調整粉乳（被災乳幼児（1歳半未満）用）、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄を図るなど、備蓄・調達への推進に努める。 2 自助・共助・公助で、発災後7日分の物資の確保に努める。 3 日頃利用している、食料品や生活必需品を少し多めに購入しておく「日常備蓄」について町民に周知する（紙おむつ・粉ミルク・離乳食・介護用品・カップ麺・レトルト食品・缶詰・アレルギー対応食品等） 4 災害時には、食品の流通が停滞するなどの状況により、品不足、物価の高騰等をもたらす、パニック状態になるおそれがあるので、食品の流通が一定の水準を確保できるよう必要な事項を定める。 5 民間等との協定締結等により、行政備蓄を補完する。 6 被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）は、調達可能数量を把握し、震災時においても速やかに搬出できるように、日頃から救援物資の事前配置又は集荷ができるように計画しておく。 7 家屋の倒壊、焼失等により生活必需品を失った被災者の保護のため、主に避難所生活者を対象に毛布、敷物、肌着等の確保を行う。また、避難所生活の長期化に対応するため、簡易トイレ、鍋、やかん等の備蓄を行う。 8 町は、災害時において、町が実施する被災者に対する炊出しその他による食品の給与のための調達計画を策定しておく。 9 調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先、その他調達に必要な事項について定めておくものとする。 10 町は、災害時において実施する被災者に対する生活必需品等、給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定しておく。

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

機関名	対策内容
	11 調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先、その他調達に必要な事項について定める。
都福祉保健局	1 町の備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進する。

※資料編「食料及び生活必需品等の備蓄状況」（資料-14 参照）

第2 飲料水及び生活水の確保

災害時における飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要であり、町は、これまで浄水場及び配水池の整備を推進してきたが、今後更に施設の充実を図る。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課、 企業課）	1 飲料水の備蓄、浄水器の配備 2 行政間、民間等との協定締結等により、行政備蓄を補完 3 配水施設の整備 災害時には、停電や管路の破損等により一時的な断水は避けられないものと想定され、町は、災害時の飲料水を確保するため、既設の配水池施設を災害時給水ステーション（給水拠点）として施設の拡充を図る。 4 応急給水用資器材の整備 給水所の新設等に伴い応急給水に必要な資器材を整備する。 5 避難所及び事業所・家庭における生活水を確保し、その活用方法を定める。

第3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。 2 町が備蓄する食料(都の事前寄託分を含む)、生活必需品等の輸送及び配分方法について定める。 3 町が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、民間事業者施設も含め地域内輸送拠点を選定し、都（福祉保健局）に報告する。 4 地域内輸送拠点について平常時から定期的な点検を行う。 5 避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。 6 備蓄物資の輸送及び配分の方法を策定する。 7 地域内輸送拠点（物資集積所）を事前に選定し、関係機関（支庁及び都福祉保健局等）へ報告する。 8 物流・流通事業者の協力を得て、物資集積拠点等に利用可能な既存施設、使用できる資機材等を把握する。 9 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第4 輸送体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送関連協定締結先と、関係部署との事前の協議及び連絡手段の確保を行う。 2 災害時に使用する保有車両の調全体制を整備する。 3 町と物流事業者団体との間の協力協定について、輸送に関することのほか、町の災害対策本部への物流事業者の派遣、物資の保管、物資拠点の運営等に関することを盛り込むなど、新規の締結や既存協定の内容の充実を推進する。 4 物資輸送に関する訓練を実施する。 5 物流・流通事業者やボランティア等の協力を得て、輸送要員を確保する。

第5 輸送車両の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	1 緊急通行車両の事前申請等、保有車両の災害時利用に向けた管理を行う。 2 車両による輸送を一般的輸送手段として、関係機関と円滑な輸送手段の調達ができるように連絡体制を確立する。また、ヘリコプターや船舶による輸送手段の確保、荷物の授受等に関する連携体制についても、検討していく。 3 車両の調達先及び調達予定数を明確にし、調達体制を整える。

第6 船舶の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課、産業観光課）	1 船舶による輸送等に関する協定を八丈島漁業協同組合と締結している。 2 協定の実効性を高めるため、実践的な訓練を定期的実施し、発災後の連絡体制や輸送体制を確立する。

第7 燃料の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課、企業課）	1 物資輸送に必要な燃料の確保について、島内の燃料供給事業者と協定を締結している。また、連携の体制等を整備する。 2 燃料調達に関して、実践的な訓練を実施する。 3 都や関係防災機関を通じて、燃料を島外から調達することを想定した受入れ体制を確立する。

【応急対策】

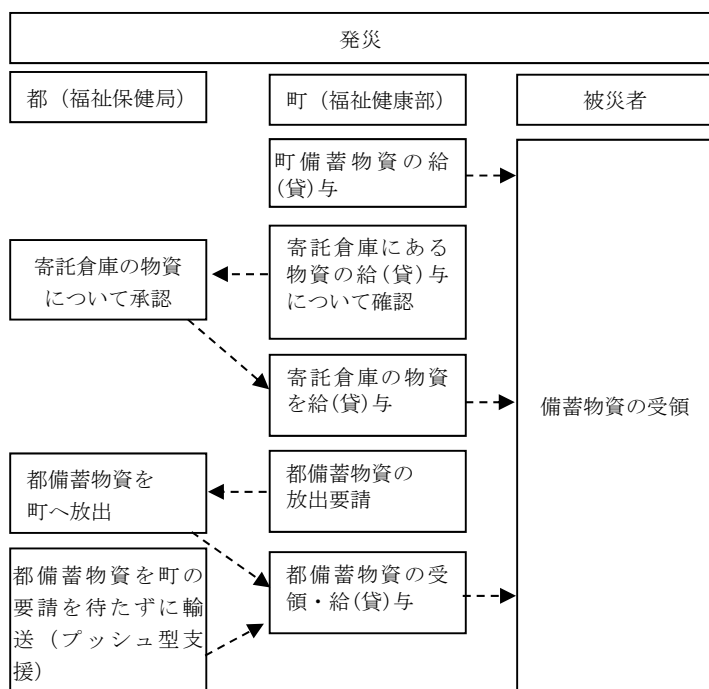
第1 備蓄物資等の供給	第4 義援物資の取扱い
第2 飲料水の供給	第5 輸送車両の確保
第3 物資の調達	第6 船舶の確保
第3-1 食料の調達	第7 燃料の確保
第3-2 生活必需品の調達	

第1 備蓄物資等の供給

(1) 対策内容と役割分担

町は、災害により食料及び生活必需品等を確保できない被災者に対し、必要な食料等を供給する。

【備蓄物資供給の流れ】



※炊き出し等の体制が整うまでの間は、町及び都の備蓄または調達する食料等を支給する。

※道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

※また、不足が生じる場合は、支庁及び都福祉保健局に対して物資の放出を要請する。

(2) 詳細な取組内容

① 備蓄物資の輸送

避難所等で被災者に供給する備蓄物資の輸送については、地域内輸送拠点で配分し、給水・輸送部が輸送する。必要に応じて、(一社)東京都トラック協会八丈島支部の協力を要請する。

② 地域内輸送拠点(集積地)

各方面から輸送されてくる食品・生活物資等については、災害時における交通及び連絡に便利な避難場所、公共施設、公園広場等を集積地として事前に選定する。

なお、選定後地域内輸送拠点を支庁及び福祉保健局に報告する。

③ 配付基準

被災者に対する炊出し、その他による食品及び急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させるための生活物資の給与の配付基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

④ 食品等の給与

機関名	対策内容
町 (福祉健康部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出し方法等について定めるとともに、炊出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。 2 災害時における被災者への食品等の給与は、町が実施する。「被災者」に対する食料等の給与の基準は、災害救助法に定める給与基準に準じて行う。 3 災害救助法適用後は、都知事（都災害対策本部長）の指示する給与基準による。 4 被災者に対する炊出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、町長は、炊出し等について八丈支庁長を通じて知事に応援要請する。 5 被災者に対する食品の給与は、町が開設する避難所等において行う。また、避難所備蓄物資は、避難所本部長の裁量で避難者に提供する。 6 「被災者」に対する給食は、主として避難所に収容した者を対象に実施するが、自宅残留被災者及び車中泊、テント泊被災者にも及ぶように努める。 7 都の寄託物資として町に事前に配置してある場合は、都福祉保健局長の承認を得て被災者に配分する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。 8 食品等の給与の実施が困難な場合、町長は支庁を通じて知事に応援を要請する。 9 必要に応じて、災害情報システム（DIS）への入力等により、都（福祉保健局）に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

⑤ 生活必需品の給与

機関名	対策内容
町 (福祉健康部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、災害救助法の定める基準に従って、その配分方法等について定める。 2 災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、町が実施する。なお、要配慮者が日常生活を営む上で緊急に必要とする物資は、優先して供給する。 3 給（貸）与の実施が困難な場合、町長は八丈支庁長を通じて知事に応援を要請する。 4 必要に応じて、災害情報システム（DIS）への入力等により、都（福祉保健局）に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

第2 飲料水の供給

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（輸送・給水部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急給水の方法 <ol style="list-style-type: none"> a 災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水は、浄水場及び配水池を応急給水拠点として応急給水を行う。 b 災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね半径2 km 以上離れている避難場所、医療施設及び福祉施設等について、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、給水タンク等を活用し、車両輸送による応急給水を行う。 2 飲料水の給水基準 災害時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3リットルとする。 3 給水体制 <ol style="list-style-type: none"> a 災害が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を把握し、応急給水の実施に係る計画を定め、応急給水に必要な人員と資機材を災害時給水ステーション（給水拠点）に設置し、給水態勢を確立する。 b 被害の規模・状況等から勘案して、町の応急給水活動及び応急給水資器材のみでは、対応能力に不足が生じる場合、都（総務局）に対して、応急給水に関する支援を要請する。

第3 物資の調達

第3-1 食料の調達

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町 (福祉健康部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町は、調達計画に基づき、被災者に対する炊出し、その他による食品の給与のため物資を調達する。 2 被災者の状況を踏まえて、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の種類や調達数量を明らかにし、調達先へ要請する。 3 町長は、災害救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況により食品の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被害の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、町長が現地調達する。
都福祉保健局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法適用後、町長から要請があった場合又は都福祉保健局長が被害状況等から必要と認めたときは、都福祉保健局が備蓄している物資を放出する。 2 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県へ応援を要請する。 3 都福祉保健局長は、町長から調整粉乳の調達依頼があった場合は、都福祉保健局保有の備蓄調整粉乳を放出する。 4 3が不足する場合は、業界から即時調達する。

(2) 詳細な取組内容

① 米穀の調達

災害後およそ3日目以降、避難所等の体制が整い、米の炊出しによる食料提供が可能となった段階で、町は都に対して米穀の調達を要請する。なお、都が対応できない場合は、他府県からの応援を求める。

※資料編「米穀の調達経路」(資料-15 参照)

② 調整粉乳の確保

災害発生後の被災乳幼児(1歳半未満)用として必要な調整粉乳については、町が確保する。なお、不足する場合は支庁を通じて、都からの応援により対処する。

③ 副食品の備蓄と調達

米飯給食に必要な梅干、つくだ煮等の副食品やみそ等の調味料は商店等から調達する。なお、不足する場合は支庁を通じて、都からの応援により対処する。

④ 生鮮食料品の確保

米飯給食に必要な生鮮食料品は、商店等及び農業・漁業協同組合から調達する。なお、不足する場合は支庁を通じて、都からの応援により対処する。

第3-2 生活必需品の調達

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（福祉健康部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 町は、調達計画に基づき、被災者に対する生活必需品等給（貸）与のための生活必需品を調達する。 2 被災状況を踏まえて、生活必需品等の種類、調達数量を明らかにし、調達先へ要請する。 3 町長は、災害救助法適用後、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、町が現地調達する。
都福祉保健局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法適用後、町長から要請があった場合又は都福祉保健局長が被害状況等から必要と認めたときは、都福祉保健局が備蓄している物資を放出する。 2 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県へ応援を要請する。

第4 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされている。

町（福祉健康部）は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

また、都災害対策本部へ決定結果を報告する。

第5 輸送車両の確保

輸送・給水部は、町の保有する車両に不足が生じる場合は下記のとおり各機関に要請する。

調 達	<ol style="list-style-type: none"> 1 乗用車……町各部の不足分は、支庁所管車両を使用する。 2 貨物自動車……八丈島トラック協会等から調達する。 3 乗合自動車……町営バスから調達する。 4 特殊車両……悪路走行に対応できる車両をレンタカー会社から調達する。 更に、車両調達数に不足を生ずる場合は、都財務局へ調達あっせんを要請する。
--------	--

第6 船舶の確保

調 達	<ol style="list-style-type: none">1 産業観光部は、各漁業協同組合に船舶の協力をするほか、不足が生じる場合には、東海汽船等に協力を要請する。2 更に、不足が生ずる場合は、都本部に船の用途、総トン数、隻数、船舶使用責任者の氏名、使用開始希望場所、日時を明示の上、要請する。3 港湾施設が被災している場合や海上の状況によっては、船舶を港に長期間係留できない場合が想定される。産業観光部は、平常時に利用実績のある船舶を優先的に確保するほか、状況に応じた代替手段を確保する。
--------	--

第7 燃料の確保

調 達	<ol style="list-style-type: none">1 輸送・給水部は、輸送車両の燃料を確保する。不足が生じる場合には、支庁を通じて都災害対策本部へ要請する。必要に応じて、協定先の事業者に協力を要請する。
--------	--

第 1 1 章 町民の生活の早期再建

第 1 節 現在の到達状況

第 1 生活再建対策

被災した町民生活の早期再建のため、応急仮設住宅への入居や支援金等の受給に必要な罹災証明書を迅速に発行する必要がある。町は、罹災証明書発行に必要な被災者台帳整備に関する体制の検討のため、平成 26 年に内閣府協力のもと、被災者台帳整備の実証実験を行った。

また、迅速な生活復旧体制の確保のため、罹災証明システム及び被災者台帳システムを導入済みである。

第 2 トイレの確保及びし尿処理

町は、災害時に必要なモバイルトイレ便座、災害用トイレ処理剤を備蓄している。

下水施設は未整備であるため、し尿と併せて生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の普及促進を実施している（平成 31 年度末 974 基）。また、し尿や浄化槽汚泥は「八丈町汚泥再生処理センター」で再生処理される（し尿・浄化槽汚泥：41kl/日）。

第 3 ごみ処理、災害廃棄物処理

焼却処理総量（平成 31 年度 2,880 トン）

処理能力（17 トン/日）

第 2 節 課題

第 1 生活再建対策

罹災証明書発行に必要な被災者台帳整備に関する体制の検討のため実証実験を踏まえて、実施体制を構築する必要がある。

第 2 トイレの確保及びし尿処理

災害時のトイレ機能の確保が必要である。

第 3 ごみ処理、災害廃棄物処理

災害廃棄物処理等に必要で一時的な集積場所を確保する必要がある。

第 3 節 対策の方向性

第 1 生活再建対策

町は、宿泊施設の活用等による生活再建対策の早期化を図る。

※被害認定調査体制を更に強化するため、調査要員育成研修の開催を検討する。

第 2 トイレの確保及びし尿処理

町は、浄化槽被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理へ備える。

第 3 ごみ処理、災害廃棄物処理

町は、ごみ、災害廃棄物の集積場所と最終処分場を確保する。

第 4 節 到達目標

第 1 生活再建対策

町は、被災者台帳のシステム等を効率的に運用することにより、生活再建のための罹災証明書発行手続き等の迅速化を図る。

第 2 トイレの確保及びし尿処理

町は、災害用トイレの確保及び災害時のし尿処理体制を確保する。

第 3 ごみ処理、災害廃棄物処理

町は、ごみ及び災害廃棄物の処理体制を構築する。

第5節 具体的な取組

【予防対策】

第1 生活再建のための事前準備

第2 トイレの確保及びし尿処理

第3 ごみ処理

第4 災害廃棄物処理

第5 教育・保育

第1 生活再建のための事前準備

被災した町民生活の早期再建のため、応急仮設住宅への入居や支援金等の受給に必要な罹災証明書を迅速に発行する必要がある。町は、罹災証明書発行に必要な体制の構築、職員研修等を通じて、迅速な生活復旧体制の確保を図る。また、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について周知する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（建設課）	1 応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士の確保 2 応急仮設住宅の建設用地の確保
町（税務課）	1 住家被害認定調査や罹災証明書の交付体制等の庁内体制を整備 2 住宅被害認定調査や、罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施
町（福祉健康課）	1 義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続の明確化

(2) 詳細な取組内容

《町（建設課）》

- 1 町は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を定める。町は、応急仮設住宅の建設候補地について、常に最新の建設候補地の状況を把握し、年に1回、都に報告する。
 - (ア) 接道及び用地の整備状況
 - (イ) ライフラインの状況（埋設配管）
 - (ウ) 避難場所などの利用の有無

第2 トイレの確保及びし尿処理

災害用トイレを確保するとともに、避難所等から収集したし尿の処理体制を確保する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	1 災害用トイレ（簡易トイレ）の備蓄 2 避難所における生活用水の確保 3 災害時のトイレに関する知識の普及啓発 4 災害時のトイレの設置や利用等に関する設置・利用訓練を実施
町（住民課）	1 し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保 2 合併処理浄化槽の応急復旧手順等の確認 3 「災害時におけるし尿処理マニュアル」の策定

第 3 ごみ処理

大量に発生するごみの処理は、町を実施主体として、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。この計画に定めるもののほか、関係機関と調整を図り、「災害時におけるごみ処理マニュアル」を策定する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（住民課）	1 ごみ処理に関する窓口を決定 2 廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保する。 3 「災害時におけるごみ処理マニュアル」を策定する。 4 処理機能の確保策に関して町のマニュアルに示すなどの見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進する。

第 4 災害廃棄物処理

大量に発生するごみの処理は、町を実施主体として、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。この計画に定めるもののほか、関係機関と調整を図り、「災害廃棄物処理マニュアル」を策定する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（住民課）	1 あらかじめ、集積場所候補地を指定する。 2 廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保する。 3 「災害廃棄物処理マニュアル」を策定するとともに、国や都の動向等を踏まえ随時修正する。

第 5 教育・保育

大災害への事前の備え、災害発生時の対応、教育活動等の再開や避難所としての対応等、学校及び保育所において、防災体制の充実が図られるよう普及・啓発に努めていく。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（福祉健康課、教育課）	1 立地条件などを考慮した上で、災害時の応急教育又は応急保育計画、指導の方法等について、適正な計画を立てる。 2 自主的に避難訓練を実施するほか、町が行う防災訓練に参加する。 3 町教育課、福祉健康課、消防本部、消防団、八丈島警察署、自主防災組織及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。

※第 2 部第 3 章第 5 節【予防対策】第 2 - 3 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備 (P58 参照)

【応急対策】

第1 被災住宅の応急危険度判定	第7 ごみ処理
第2 被災宅地の危険度判定	第8 災害廃棄物処理
第3 家屋被害状況調査等	第9 土石、竹木等の除去
第4 罹災証明書の交付準備	第10 災害救助法等の適用
第5 義援金の募集・受付・配分	第11 激甚災害の指定
第6 トイレの確保及びし尿処理	

第1 被災住宅の応急危険度判定

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（建設部）	1 被災住宅の応急危険度判定の実施 2 町営住宅の応急危険度判定の実施

(2) 詳細な取組内容

① 判定制度の趣旨

町は、災害後、強風や余震等による被災住宅の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、早期に住宅の被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

② 判定対象住宅

応急危険度判定の対象となる住宅は、次のとおりである。

判定対象住宅	説明
民間住宅	民間が管理する住宅で戸建て住宅・共同住宅等
町営住宅	町営住宅等町が管理する住宅

③ 判定の実施

被災住宅に対する応急危険度判定は、建設部が次のとおり実施する。

判定対象住宅	判定の実施
民間住宅	1 町長は、災害により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。 2 町長は判定の実施を決定した後、知事に支援を要請する。
町営住宅	1 町が管理する住宅の応急危険度判定は、知識を有する町職員が判定業務に従事する。

④ 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第 2 被災宅地の危険度判定

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（建設部）	1 被災宅地の危険度判定の実施 2 都知事への支援要請

(2) 詳細な取組内容

① 実施内容

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し町民の安全の確保を図る。

② 対象となる宅地

宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 1 号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共用地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

③ 判定の実施

被災宅地に対する応急危険度判定は、建設部が次のとおり実施する。

- 1 災害対策本部長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、建設部内に被災宅地危険度判定に関する担当者を配置する等必要な措置を講じ、判定を実施する。
- 2 災害対策本部長は、町だけで対応出来ない場合は、都知事へ被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を行う。都知事は、災害対策本部長から支援要請を受けた場合、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。

④ 判定結果の表示

- 1 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の 3 種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- 2 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第 3 家屋被害状況調査等

住宅の応急修理、住宅の供給、罹災証明交付等のための基礎資料とするため、被災後に、家屋・住家の被害状況を把握する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町 (総務部)	建物の被害状況調査を行い、都に報告
町 (消防部)	1 火災による被害状況調査を実施 2 焼損家屋の調査
都 (総務局)	1 町が行う調査への職員の応援体制を整備 2 必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行う等、町の業務を支援

(2) 詳細な取組内容

《町（税務部、総務部、消防部）》

① 被害事実の調査

- 1 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法を定める。
- 2 上記指針に基づき、税務部及び消防部は、罹災証明の発行根拠となる、住家、事業所の被害について、速やかに災害に係る住家の被害認定調査を行い、都本部に報告する。

第 4 罹災証明書の交付準備

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。

罹災証明は、地震による被災世帯に対し、町、国及び都において行われる各種公的融資、税の徴収猶予・減免、義援金の配付等、被災者の生活安定を確保するための各種施策に関し、建物等の被災事実を証明するために行う。

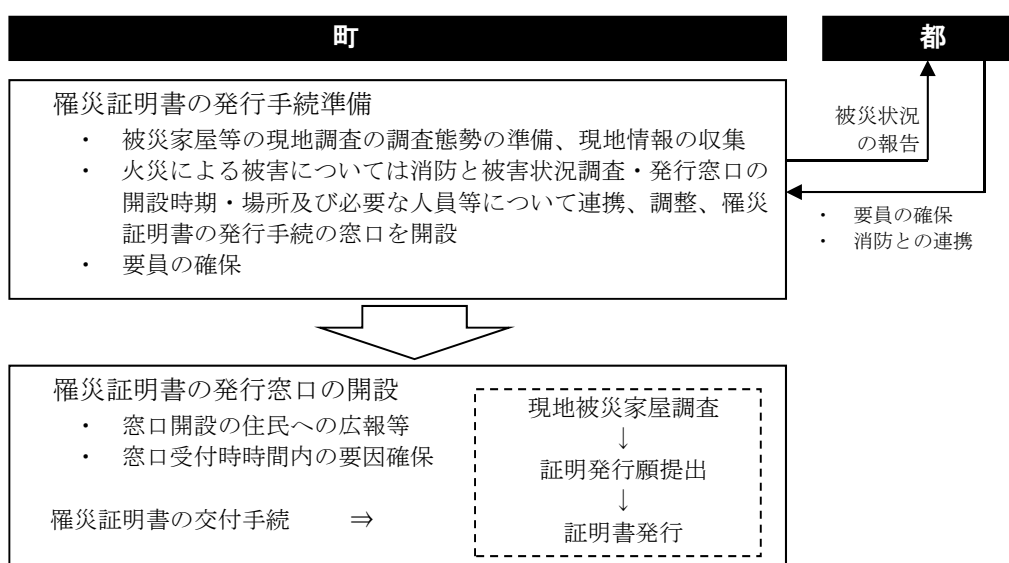
罹災証明書交付を円滑に実施するため、関係機関による「罹災証明書交付に関する調整会議」を設置し、住家被害認定調査の実施状況や、罹災証明書交付台帳の作成状況等を確認する。

また、住家被害認定調査に加え、固定資産税関連情報や建築確認状況、住民基本台帳等に基づき、罹災証明書交付台帳を完成させるとともに、罹災証明書を発行する体制を整備する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町 (税務部)	1 被災者台帳の統括 2 罹災証明のための調査 3 応援職員の対応
町 (総務部)	1 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 2 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 3 応援職員の要請にかかる連絡、調整
町 (消防部)	火災に伴う罹災証明書の交付のための準備
都 (総務局)	1 町が行う調査への職員の応援体制を整備 2 必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行う等、町の業務を支援
応援職員	罹災証明のための調査

【罹災証明書発行の流れ】



(2) 詳細な取組内容

《町（税務部、総務部、消防部）》

① 体制構築

町は、住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。

被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。

② 被害事実の調査

住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。

③ 火災による被害状況調査

火災による被害状況調査の実施に向けて、準備を進める。

第5 義援金の募集・受付・配分

義援金は、図の経路により町災害対策本部に届けられるが、受付に際しては受付記録を作成し、寄託者又はその搬送者に受領書を発行するものとする。

義援金の受付・募集については、機関別にそれぞれ次のとおり対応する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（福祉健康部）	1 義援金の受付及び保管依頼 2 義援金の配分 3 義援物資の取扱
町（出納部）	1 義援金の一時保管

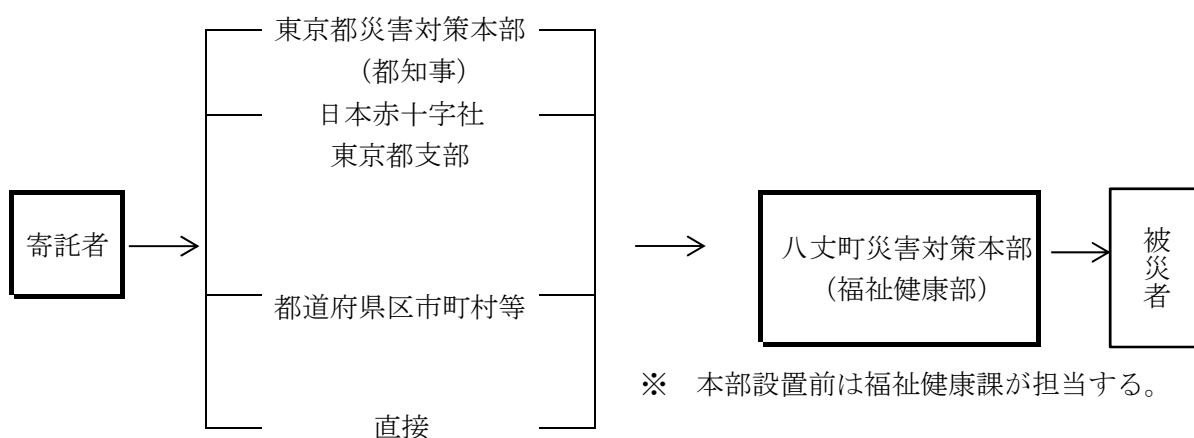


図 義援金の流れ

(2) 詳細な取組内容

① 義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、福祉健康部が出納部へ一時保管を依頼する。なお、管理については、受払い簿を作成しなければならない。

② 義援金の配分

- 1 義援金の配分計画は、被害状況確定後、町が設置する義援金配分委員会で決定する。
- 2 配分計画は、被災地区、被害人員及び世帯、被災の状況等勘案の上、人員及び世帯を単位として福祉健康部が立案する。
- 3 義援金の配分は口座振込により実施する。

③ 都を通じて配布された義援金の取扱

- 1 都を通じて配分された義援金については、東京都義援金配分委員会（以下、都委員会という。）の配分計画に基づき受け入れ、被災者への配分計画を策定する。
- 2 都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に配布する。
- 3 被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

④ 義援物資については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について募集し、町で受け付ける。義援物資の配分については、必要に応じ自治会・地区組織若しくは自主防災組織、赤十字奉仕団の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

（第2部第10章第5節【応急対策】第4「義援物資の取扱い」P213に準ずる）

第 6 トイレの確保及びし尿処理

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（住民部）	1 仮設トイレ等の設置状況の把握 2 収集体制（応援体制）の整備、実施 3 避難所における対応 4 事業所・家庭等における対応の周知

(2) 詳細な取組内容

① し尿処理体制

上水機能に支障が発生している場合には、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。避難所等のし尿処理については、避難者数等避難所の状況により、仮設トイレ等を用意して、衛生環境を確保する。

② し尿収集・処理計画

1 仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、町は仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

2 収集体制（応援体制）の整備

町は、平常より吸上車（バキュームカー）の維持・確保に努め、収集体制の整備を行う。

3 収集作業

町は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を吸上車（バキュームカー）により収集し、し尿の処理・処分を行う。

4 避難所における対応

(ア) 発災直後は、し尿収集車による、し尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、町は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない携帯型の災害用トイレを活用し、対応する。災害用トイレは分別排出する。町は、平トラック等で回収する体制を整備し、焼却処理を行う。

(イ) 備蓄分が不足した場合には、町は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

(ウ) し尿収集車の確保状況に合わせ、し尿収集車による収集が可能な仮設トイレを確保し、対応する。

5 事業所・家庭等における対応

上水機能に支障が発生している場合には、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。合併処理浄化槽等の機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。町は、事業所・家庭における対応について、事業所及び町民に対して周知する。

第7 ごみ処理

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（住民部）	1 活動体制の確保 2 臨時収集場所の確保

(2) 詳細な取組内容

① 活動方針

ごみ処理は、八丈町クリーンセンターを中心にして活動する。町は、発災後、速やかに人員を確保し関係機関との連絡・応援を含めた初動体制を早期に確立することにより災害により排出されたごみを迅速かつ効率的に処理し被災地の環境衛生の確保を図る。

町は、この計画に定めるもののほか、関係機関と調整を図り、「災害時におけるごみ処理計画」を策定し、これに対処するものとする。

② 処理方法

町は、災害時のごみは分別を徹底させ、収集可能な場所に設けられた臨時集積所に排出するよう指導し、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に収集運搬を行う。

第 8 災害廃棄物処理

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（住民部）	1 活動体制の確保 2 災害廃棄物の仮置き場の設置 3 災害廃棄物処理の実施 4 協力体制の確保

(2) 詳細な取組内容

① 活動方針

町は、被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」と呼ぶ）の再利用、適正処理を基本として処理を行う。この計画に準じて、「災害廃棄物」処理の計画を策定し、これに対処するものとする。また、この計画に従い、町内において発生した「災害廃棄物」の処理を行う。なお、被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請する。

② 処理計画

ア 「災害廃棄物」の撤去及び倒壊建物の解体

町は、町による「災害廃棄物」撤去は、個人住宅に限定して行う。町民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととする。

イ 「災害廃棄物」の仮置場の設置

仮置場は、積替えによる「災害廃棄物」の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置する。

ウ 「災害廃棄物」の再利用・最終処分

分別して搬出された「災害廃棄物」は、できるだけ再利用し、再利用が不可能なものは島外へ搬出する。

③ 処理に必要な協力体制について

「災害廃棄物」の処理にあたっては、次の業務について資機材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。

ア 倒壊建物の解体・「災害廃棄物」の撤去

- 1 倒壊建物の解体業務
- 2 発生「災害廃棄物」仮置場の設置

イ 「災害廃棄物」仮置場の設置

- 1 仮置場の維持管理業務
- 2 置場からの「災害廃棄物」の搬出

ウ 「災害廃棄物」の中間処理、再利用、最終処分

- 1 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供
- 2 再利用施設への搬入
- 3 再利用施設での優先的な処理
- 4 最終処分場への「災害廃棄物」の搬入

第 9 土石、竹木等の除去

災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査し、住家に流入した土石、竹木等の除去を実施する。都が主体となって実施し、町はそれに協力する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（建設部）	救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、八丈支庁を通じて、都建設局に報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
都（建設局） 八丈支庁	救助法適用後は、町の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。 第一次的には、町保有の器具、機械を使用する等、町と協力して実施し、労力、機械力不足の場合は、都（本部長室）に要請し、他区市町村からの派遣を求める。また、不足する場合は、東京建設業協会に対し資機材・労力等の提供を求める。

(2) 詳細な取組内容

① 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者

- 1 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）。
- 2 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。
- 3 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）。
- 4 半壊又は床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。）。
- 5 原則として、救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

第10 災害救助法等の適用

(1) 救助の実施機関

町の地域に災害が発生し、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用基準を超える被害が生じた場合、知事は救助法第2条第1項の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。また、災害が発生するおそれがある場合においては、知事は救助法第2条第2項の規定に基づき、救助を実施する。

救助法の適用は、町長が知事に対して要請し、知事が適用するものとする。

町長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を町長に委任するものとする。

なお、災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、町長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

(2) 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、町においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用する。

町の区域内の住家が滅失した世帯の数が適用基準表の基準1号（40世帯）以上であること。

都下全域の被災世帯数が2,500世帯以上に達し、町の滅失した世帯数が20世帯以上であること。

都下全域の住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合または災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れが生じたこと。

(3) 被災世帯の算定基準

① 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

② 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住が困難な状態となったもの

エ ①及び②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

③ 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住用に提

供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

④ 救助法の適用手続

町長は、災害に際し、災害が、前記2の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、支庁長を経由して、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

町長は、災害救助法の適用を申請する場合においては、支庁長に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

- | | |
|----------------|--------------------------|
| 1 災害発生の日時及び場所 | 5 適用を必要とする期間 |
| 2 災害の原因及び被害の状況 | 6 既にとった救助処理及び、とろうとする救助措置 |
| 3 適用を要する理由 | 7 その他必要な事項 |
| 4 必要な救助の種類 | |

⑤ 救助の種類

救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 | 8 学用品の給与 |
| 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 | 9 埋葬 |
| 3 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 | 10 前各号で定めるもののほか、政令で定めるもの |
| 4 医療及び助産 | |
| 5 被災者の救出 | |
| 6 被災した住宅の応急修理 | |
| 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 | |

救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、町ほか関係機関に通知する。

⑥ 救助実施体制の整備

ア 組織の整備

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。

イ 被害状況調査体制の整備

災害救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

ウ 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。町は、災害時に遅滞なく救助業務を実施できるように、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておくものとする。

⑦ 救助の実施方法

ア 被害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告するも

のとする。

イ 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費は、国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

第 11 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助、又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

町に、大規模な災害が発生した場合、町としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

- 1 町内に大規模な災害が発生した場合、災害対策本部長は被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、町関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 町関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、災害対策本部長に報告するものとする。
- 3 災害対策本部長は、町関係各部の調査結果により、激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合は、都知事に調査票を添えて申請するものとする。

関係法令

災害対策基本法（昭 36 法 223 号）第 97～98 条
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭 37 法 150 号）

【復旧対策】

災害時には、家財や住居等を喪失するなど数多くの方が被害を受け、混乱した事態の発生が考えられる。そのため、町をはじめ関係防災機関は連携、協力して、被災者の生活確保を図るための緊急措置を講ずる。

第1 住家被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付	第7 被災者の生活相談等の支援
第2 被災住宅の応急修理	第8 被害者の生活再建資金援助等
第3 町営住宅の応急修理	第9 租税等の徴収猶予及び減免等
第4 応急仮設住宅の供給	第10 郵便・電話料金などの免除等
第5 建築資機材の調達	第11 金融
第6 労働力の確保	第12 教育・保育

第1 住家被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町 (税務部)	1 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付手続きを実施 2 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理 3 応援職員の対応
町 (総務部)	1 住家被害認定調査結果等を把握、都に報告 2 応援職員の要請にかかる連絡、調整
町 (消防部)	罹災証明書の発行時期や発行場所等について調整を図り、火災の罹災証明書の発行手続を実施
都 (総務局)	1 罹災証明書交付窓口の開設時期について、町と調整を実施 2 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握
応援職員	罹災証明書の交付

(2) 詳細な取組内容

《町（税務部、総務部、消防部）》

① 被害事実の調査

- 1 住家被害認定調査を実施するとともに、調査結果をデータ化する。
- 2 総務部は、住宅の被害状況調査結果について、都本部へ報告する。
- 3 家屋被害認定調査は、多くの職員の動員が必要になると考えられるため、災害対策本部を通じ、部を横断した動員体制を検討する。

② 被災者台帳の作成・保管

- 1 税務部は、それぞれの調査結果に基づき「被災者台帳」を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。
- 2 被災者台帳の様式は、事前に定めたものとする。また、被災者台帳のほか、判定結果を住宅地図に被災程度に応じた記号により表示する。

③ 証明

- 1 証明の対象：証明の対象は、原則として建築物（不動産）とする。ただし、立証可能な場合は、設備等も対象とすることができる。
 - 2 証明の区分：証明の区分は、以下の通りとする。必要に応じ他自治体と調整する。
地震、地盤、風水等の場合：全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊（破損）等
火災の場合：全焼、半焼、部分焼、ぼや
 - 3 証明者は町長とする。
 - 4 罹災証明書は、住家用と事業所用の様式を用いる。
 - 5 消防が発行する罹災証明書の様式は、別に定める。
- ④ 発行手続
- 1 罹災証明の発行基準や発行時期、証明書の申請受付及び交付は、受付時間を定めて、罹災町民に広報等で周知の上、原則として町役場にて一括して行う。それによりがたい場合は、指定した公共施設で行う。被災者台帳等を確認の上、住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。
 - 2 罹災証明書処理手順
 - (ア) 申請書の住所から、被災者台帳等を確認し、罹災証明書を発行・交付する。
 - (イ) 罹災証明書には、必ず被害程度の認定基準を表示する。
 - (ウ) 被災者台帳によって確認できないときは、申請者の立証資料（写真等）により客観的に判断できる場合に、罹災証明書を発行する。
 - (エ) 証明の内容が本人申立と異なるときは、再調査申立書により、再度現地を調査する（本人持参資料を参考資料として預かる）。
 - (オ) 罹災証明書の発行が遅延している場合は、「罹災証明書申請受理証明書」を発行できる。
 - (カ) 手数料は、八丈町手数料条例に基づく。

第2 被災住宅の応急修理

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（建設部）	1 対象者の募集・選定（委任事務含む） 2 応急修理の実施 3 帳票の整備

(2) 詳細な取組内容

① 修理の目的

災害救助法が適用された地域内において、災害により、住家が半焼、半壊又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。

② 対象者

災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

③ 応急修理事務の実施

都が定める実施要領に基づき、都から委任され実施を決めた町（建設部）は、被災者からの

応急修理の申込を受け付け、町長が発行する罹災証明書等により、対象者であることを確認し、対応する。

④ 応急修理の方法

ア 修理

都が、関係団体等と調整のうえ、一般社団法人東京建設業協会のあっせんする応急修理を行うことができる建設業者のリストを提示し、それを参考に町（建設部）が作成したリストの中から被災者が選定した業者が、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

なお、緊急時などこれにより難しい場合は、町（建設部）が八丈島建設業協会等のあっせんする建設業者により、応急修理を行う。

イ 経費

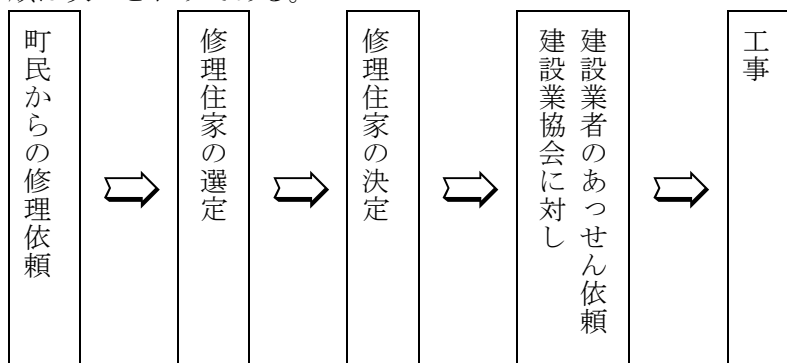
1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

ウ 期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

⑤ 事務処理の方法

事務処理手順は次のとおりである。



⑥ 帳票の整備

住宅の応急修理を実施した場合、町及び都は、必要な帳票を整備する。

第3 町営住宅の応急処理

応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な町営住宅等については、町（建設部）が応急修理を行う。

第4 応急仮設住宅の供給

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（建設部）、 都住宅政策本部	1 公的住宅の活用 2 民間賃貸住宅等の供給 3 応急仮設住宅の新設 4 建設用地の確保 5 入居者の募集・選定（委任事務含む） 6 帳票の整備 7 応急仮設住宅の管理
町（消防部）	1 入居者に対する防火安全対策の指導

(2) 詳細な取組内容

① 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に、応急的な住宅を供給する。

② 公的住宅の活用

町及び都は、住宅に困窮する被災者に、次により公的住宅の空き家を確保・供給する。町は、町営住宅の空き家を確保する。なお、公的住宅等の活用は災害救助法の対象外であり、公的住宅の目的外利用にあたることに留意が必要である。

③ 民間賃貸住宅等の供給

町及び都は、関係団体等と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

④ 応急仮設住宅の新設

ア 供給戸数は、都と町で調整の上決定する。

イ 構造及び規模等

1 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。必要に応じて、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

2 規模及び費用

1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて都が設定する。

3 1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。

ウ 災害発生の日から20日以内に着工する。

エ 建設工事は、原則として都が実施する。都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、及び一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。なお、必要に応じ、他の建設業者にも発注する。工事の監督は都が行う。ただし、都から委任された場合は、町が行う。なお、緊急時などこれにより難しい場合は、町が八丈島建設業協会等のあっせんする建設業者に建設工事を発注し、工事の監督を行う。

⑤ 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、町長が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは一世帯一箇所限りとする。

1 住家が全焼、全壊又は流失した者

2 居住する住家がない者

3 自らの資力では住家を確保できない者

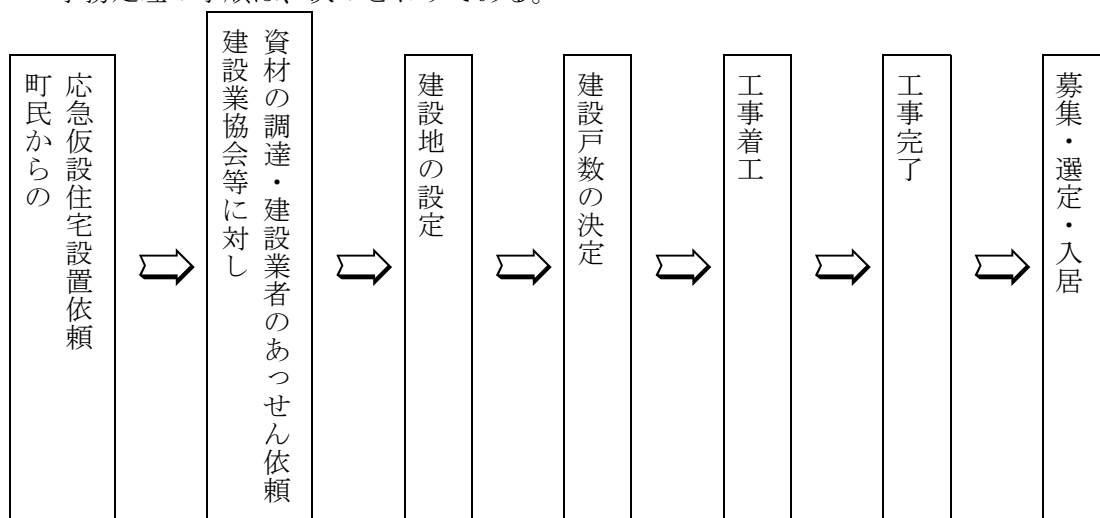
イ 入居者の募集・選定

応急仮設住宅の供給においては、町は、都からの委任に基づき、都が策定した募集計画及び割当てられた戸数に応じて、入居者の募集及び選定を行う。

ウ 事務処理の方法

A 事務処理の手順

事務処理の手順は、次のとおりである。



B 帳票の整備

町は、住宅の管理及び入居者の管理のため、必要な帳票を整備するものとする。

エ 応急仮設住宅の管理及び入居期間

- 1 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。
- 2 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定めるものに準じる。
- 3 町（消防部）は、防火安全対策について、入居者に対し指導する。

第5 建築資機材の調達

（1）応急仮設住宅資材等の調達

都は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会、及び一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者を通じて調達する。

緊急時などこれにより難しい場合に、町（建設部）が調達する場合は、八丈島建設業協会があっせんする建設業者を通じて調達する。

（2）災害復旧用材（国有林材）の備蓄・供給

- 1 農林水産省（関東森林管理局）は、被災者の救助、災害の早期復旧及び木材価格の安定のため、災害復旧用木材（国有林材）の供給を行う。
- 2 町長は、災害復旧用材の供給を、都を通じて要請する。

第6 労働力の確保

災害復旧工事等を迅速かつ円滑に実施するには、労働力を確保することが重要であり、平常時から災害対策に必要な労働力を把握し、都から確保の要請がありしだい、直ちに対応しうる態勢を確立しておく必要がある。

そこで、町（建設部）は、建設業協会と連携し、必要な労働力の確保に努める。なお、不足を生じる場合は都に対して要請する。

第 7 被災者の生活相談等の支援

各機関の行う町民相談は、次のとおりとする。

機関名	相談の内容等
町（住民部、福祉健康部）	被災者のための相談所を設け被災者の生活再建にかかる活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録するほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
八丈支庁（総務課）	町をはじめ関係機関との連携により、総合相談態勢の確立を図る。
八丈島警察署	警察署その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。

第 8 被災者の生活再建資金援助等

町は、自然災害により死亡した町民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また自然災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

また、日本赤十字社東京都支部八丈分区では、災害救援品の支給基準に基づき、日本赤十字社各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援品の配分を行う。

(1) 町（福祉健康部）による災害弔慰金等の支給

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害	災害弔慰金等の支給に関する法律	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母	死亡者 1 人につき主たる生計者の場合 500 万円 それ以外の場合 250 万円	当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）第 2 条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
	都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害 平 25 年 10 月 1 日 府政防第 230 号 内閣府事務次官 通知	実施主体等 a 実施主体 町（条例） b 経費負担 国 1/2 都 1/4 町 1/4	上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹（死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）		災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことなど町長が不相当と認めた場合

第 11 章 町民の生活の早期再建
第 5 節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害障害見舞金	災害弔慰金と同じ		法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者 1 人につき主たる生計者の場合 250 万円 それ以外の場合 125 万円	

(2) 災害援護資金等の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には、生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸し付けるほか、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補修に必要な資金を貸付ける。各種貸付は、次のとおりである。

種別	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
災害援護資金・国制度(都福祉保健局・区市町村)	自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 (注)住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和	1 災害弔慰金等の支給に関する法律 2 実施主体 町(条例) 3 貸付原資負担 国 2/3 都 1/3 4 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 a 家財の1/3以上の損害 150万円 b 住居の半壊 170万円 c 住居の全壊 250万円 d 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 1と2のaの重複 250万円 1と2のbの重複 270万円 1と2のcの重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等特別な事情がある場合 a 2のbの場合 250万円 b 2のcの場合 350万円 c 3のbの場合 350万円	1 据置期間 3年(特別な事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年(特別な事情がある場合5年) 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年10.75%

種別	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
災害援護資金・都制度（都福祉保健局・区市町村）	国制度と同じ	1 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱 2 実施主体 区市町村（要綱） 3 貸付原資負担 都10/10 4 対象となる災害 国制度と同じ 5 適用条件 福祉保健局長が必要と認めた場合	次のいずれかに該当する場合 150万円を上限に貸付 1 世帯主の1か月以上の負傷 2 家財の1/3以上の損害 3 住居の半壊 4 住居の全壊 5 住居の全体が滅失若しくは流出 6 上記と同等の被害で、区市町村長が特別の理由があると認めたもの	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年1%（据置期間中は無利子） 5 延滞利息 年10.75%
生活福祉資金（福祉資金）（都福祉保健局）	低所得世帯等（生活保護基準額の概ね1.9倍以内）のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号） 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 地区社会福祉協議会	1世帯 貸付上限額 150万円	1 据置期間 貸付の日から6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%（据置期間中は無利子） 4 連帯保証人 原則必要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する罹災証明を添付して、地区社会福祉協議会に申し込む。

種別	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
生活福祉資金 (緊急小口資金) (都福祉保健局)	低所得世帯（生活保護基準額の概ね 1.9 倍以内）のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 八丈町社会福祉協議会	1 世帯 10 万円以内の必要額	1 据置期間 貸付の日から 2 か月以内 2 償還期間 据置期間経過後 12 か月以内 3 貸付利率 無利子 4 連帯保証人 不要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する罹災証明を添付して、地区社会福祉協議会に申し込む。

(3) 被災者生活再建支援金の支給

種別	対象となる災害																		
被災者生活再建支援金（都福祉保健局・区市町村）	<p>1 根拠法令 被災者生活再建支援法</p> <p>2 実施主体 都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。）</p> <p>3 対象となる自然災害 自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害。 (1) 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村 (2) 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村 (3) 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 (4) (1)又は(2)の区市町村を含む都道府県の区域内で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口 10 万人未満に限る。） (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口 10 万人未満に限る。） (6) 若しくは(2)の区市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口 10 万人未満に限る。） 2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口 5 万人未満に限る。）</p> <p>4 制度の対象となる被災世帯 3 の自然災害により (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯</p> <p>5 支援金の支給額 支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。 (※ 世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額)</p> <p>(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">住宅の被害程度</th> <th style="width: 20%;">全壊 4 (1)に該当</th> <th style="width: 20%;">解体 4 (2)に該当</th> <th style="width: 20%;">長期避難 4 (3)に該当</th> <th style="width: 20%;">大規模半壊 4 (4)に該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td style="text-align: center;">100 万円</td> <td style="text-align: center;">100 万円</td> <td style="text-align: center;">100 万円</td> <td style="text-align: center;">50 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">住宅の再建方法</th> <th style="width: 25%;">建設・購入</th> <th style="width: 25%;">補修</th> <th style="width: 25%;">賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td style="text-align: center;">200 万円</td> <td style="text-align: center;">100 万円</td> <td style="text-align: center;">50 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 4 (1)に該当	解体 4 (2)に該当	長期避難 4 (3)に該当	大規模半壊 4 (4)に該当	支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200 万円	100 万円	50 万円
住宅の被害程度	全壊 4 (1)に該当	解体 4 (2)に該当	長期避難 4 (3)に該当	大規模半壊 4 (4)に該当															
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																
支給額	200 万円	100 万円	50 万円																

(4) 日本赤十字社東京都支部八丈分区による災害救援金等の支給

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備考
災害見舞金 (見舞金)	震災・風水害・ 火災等	死亡者の遺族	弔慰金 死者1名につき 10,000円	重傷・重体で5日以内に死亡した者を含む。 重傷者とは、1か月以上の入院を要する者
重傷者		見舞金 重傷者1名につき 5,000円		
災害救援品 (見舞品)		住宅の全半壊・全半焼	毛布、緊急セット	毛布・バスタオルは全員に、その他の品目は世帯当たり各1とする
	床上浸水	バスタオル 毛布、緊急セット		
	避難所へ1晩以上避難	安眠セット		

*上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてはこの限りではない。

第 9 租税等の徴収猶予及び減免等

各機関の租税等の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりである。

機関名	租税等の徴収猶予及び減免等の取扱い
町（税務部）	町は、被災者に対する町税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。
八丈支庁 （総務課）	被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法（以下「法」という。）又は東京都都税条例（以下「条例」という。）により都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずることとする。

第 10 郵便・電話料金などの免除等

機関名	料金免除等の取扱い
八丈島 各郵便局	<p>災害が発生した場合、災害の態様及び国民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>郵便関係</p> <ul style="list-style-type: none"> a 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 b 被災者が差し出す郵便物の料金免除 c 被災地あて救助用郵便物の料金免除 <p>為替貯金関係</p> <ul style="list-style-type: none"> a 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 関係法令に基づき、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する、被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替（通常払込み及び通常振替）の料金免除を実施する。 b 為替貯金業務の非常取扱い 被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替・郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務について、一定の金額の範囲内で非常払出し及び非常貸付け等を実施する。 <p>簡易保険関係</p> <p>被災地の郵便局において、保険金及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを実施する。</p>
NTT 東日本(株) 八丈島担当	<p>郵政省令で定める電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信の減免とする。ただし、第八号に掲げる通信にあっては、当該電気通信役務の原価を下らない範囲においてその料金の額を減額することができるものとする。</p> <p>船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通報する通信</p> <p>船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために発信する通信</p> <p>天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命又は財産の危険を通報する通信</p>

機関名	料金免除等の取扱い
	<p>船舶内に傷病者の医療について指示を受けるために発信する通信及びその返信のための通信</p> <p>災害に際し罹災者より行う通信及び第一種電気通信事業者が罹災地に特設する電気通信設備から行う通信</p> <p>警察機関に犯罪に通報する通信</p> <p>消防機関に出火を報知し、又は人命の救護を求める通信</p> <p>警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）による警察庁若しくは都道府県警察の機関、消防の機関又は政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、若しくは論議することを目的とてあまねく発売される日刊新聞紙（その発行部数が一の題号について八千部以上であるもの）を発行する新聞社、放送事業者（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により放送局の免許を受けた者をいう。）若しくはこれらニュース若しくは報道（広告を除く。）を供給することを主たる目的とする通信社（以下「新聞社等」という。）の事業のための通信であつて専用たる電気通信役務において取り扱われるもの</p>

第 11 金融

災害時における町民生活の安定を図るため、通貨の円滑な供給等の応急金融対策を、迅速かつ適切に実施する。

（１）非常金融措置の実施

金融機関は、被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、次のような非常措置をとる。

預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

被災地の手形交換所において、被害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。

（２）金融措置に関する広報

金融機関は、営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷・貨幣の引換え措置等について、速やかにその周知徹底を図る。

第 12 教育・保育

災害が発生した場合、町は、児童生徒又は園児の生命及び身体の安全並びに教育活動等の確保に万全を期す必要がある。

（１）復旧に向けた取組

① 応急的な取組

学校長又は園長は、児童生徒又は園児が在校中や休日等のクラブ活動など、学校又は保育園の管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童生徒又は園児を校内又は園内に保護するものとし、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童生徒又は園児を帰宅させる。

また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童生徒又は園児の安全な引渡しを図る。学校長又は園長は、状況に応じ、教育部又は福祉健康部と連絡の上、臨時休校（園）等の適

切な措置をとる。

② 復旧への取組

学校又は保育園の再開にあたっては、児童生徒又は園児の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育部又は福祉健康部に報告する。

避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育部又は福祉健康部に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。

学校長又は園長は、災害の推移を把握し、教育部・福祉健康部と緊密な連絡を図るとともに、平常授業（保育）に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。

※第2部第3章第5節【応急対策】第2－3 社会公共施設等の応急対策（P63 参照）

※第2部第3章第5節【復旧対策】第1－2 社会公共施設等の復旧（P67 参照）

(2) 学用品の調達及び給与（支給）

① 給与（支給）の対象

災害により住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書、文房具及び通学用品を給与（支給）する。

② 給与（支給）の方法

学用品の調達は、原則として町長が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与（支給）は、教育部が行う。

なお、教育部は、学用品の給与（支給）を迅速に行うために、学校長の協力を得て、調達から給与（支給）までの業務を行う。

③ 費用の限度

ア 教科書

支給する教科書（教材を含む。）の実費

イ 文房具及び通学用品

災害救助法施行細則で定める

第 1 1 章 町民の生活の早期再建
第 5 節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

第 3 部 災害復興計画

第1章 復興の基本的な考え方

災害時には、建築物や土木構造物等の崩壊や大規模な火災の発生などにより、町は大きな被害を受ける可能性がある。また、住宅の倒壊や事業の操業停止などにより、町民のくらしも深刻な影響を受ける。このため、町は「八丈町災害復興計画」を策定し、迅速かつ円滑に町民生活の再建と町（都市基盤）の復興を進める体制の整備を図っていく。

（1）復興の基本的な考え方

項目	基本的な考え方
生活復興	<p>生活復興の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> a 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く災害前の状態に戻し、その安定を図ることである。 b 心身や財産に回復しがたいダメージを受け、災害前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現況の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。 <p>生活復興の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> a 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。町は、被災者の復興作業が円滑に進むように公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 b 自らの力のみでは生活の復興に特別な困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。
町 (都市基盤) の復興	<p>人々がくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた町をつくるため、次の点に留意して町（都市基盤）の復興に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特に大きな被害を受けた地域のみならず、町全体の、防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好なまちづくりを推進し、「被災を繰り返さないまちづくり」を行う。 2 復興の整備水準は、旧状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い町の実現を目指す。 3 町、町民、事業所、都、国等との「協働と連携によるまちづくり」を行う。

（2）八丈町基本構想・基本計画との関連

災害からの復興は緊急かつ最大の課題であり、最優先に取り組む必要があることから、八丈町災害復興方針及び災害復興計画は、八丈町基本構想・基本計画を踏まえながら、緊急に必要とされる町民生活の再建と町（都市基盤）の復興が速やかに実行できる計画とする。

第2章 復興本部

町長は、災害後早期に、町民生活の再建と町（都市基盤）の復興を円滑に行うため、本計画に定めるところにより、国・都等と連携・協力して、復興事業を推進する。

このため、必要があると認めるときは、八丈町災害復興本部（以下「町復興本部」という。）を設置する。

第1節 町復興本部の組織・運営

第1 町復興本部の設置

（1）町復興本部の設置

町長は、重大な災害被害により、町民生活の再建と町（都市基盤）の復興に関する事業を速やかにかつ計画的に実施する必要があると認めるときは、被災後1週間程度を目途に町復興本部を設置する。

総務部は、災害被害の重大性を考慮し、町民生活の再建と町（都市基盤）の復興に関する事業の迅速かつ組織的・計画的遂行のため復興本部を設置する必要があると認めるときは、その設置を町長に申請する。

① 町復興本部の設置の通知等

- 1 総務部は、町復興本部が設置されたときは、直ちにその旨、国・都・近隣町村長に通知しなければならない。
- 2 総務部は、町復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに住民への周知を図る。

（2）町復興本部の廃止

本部長は、町民生活の再建と町（都市基盤）の復興が図られたと認めるときは、町復興本部を廃止する。町復興本部の廃止の通知等は、町復興本部の設置の通知等に準じて処理する。

第2 町復興本部の組織・運営

(1) 町復興本部の構成員

構成員		所掌事務
本部長	町長	本部の事務を総括し、本部を代表する。
副本部長	副町長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	本部を構成する課長等	本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
	本部長が指名する者	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(2) 町復興本部の運営組織

運営組織	構成員	所掌事務
復興本部会議	本部長、副本部長、本部員	災害復興方針、災害復興計画の策定、その他災害復旧事業等復興に係る重要事項の審議を行う。 復興に係る重要事項の進行管理等を行う。

(3) 各部の分掌

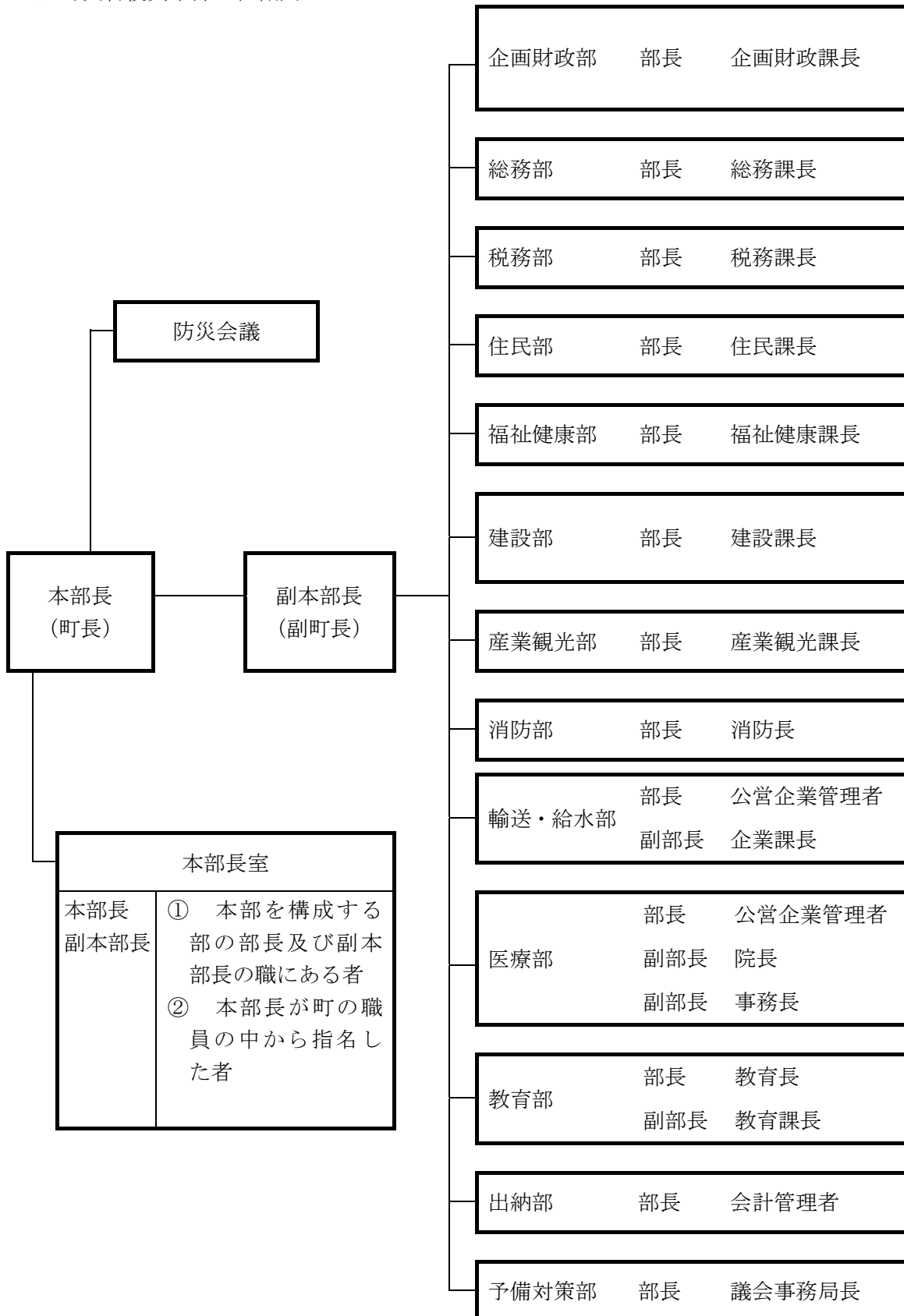
区分	内容
企画財政部 (企画財政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興予算の総括に関すること 2 災害復興に係る財政計画に関すること 3 災害復興に係る土地利用の総合調整に関すること 4 災害復興に係る税務の調査研究 5 生活復興事業の総合調整に関すること 6 広報・広聴体制の整備に関すること 7 空港港湾施設の復興に関すること 8 復興基金に関すること 9 災害復興方針・災害復興計画の作成に関すること
総務部 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 復興本部の庶務に関すること 2 復興本部会議及び復興対策会議の運営発表に関すること 3 災害復興に係る民間機関、都、国等との連絡に関すること 4 災害復興事業に係る関連機関への要請に関すること 5 被害情報等の収集に関すること 6 災害復興事業に係る他団体からの受入れ職員に関すること 7 その他特命事項
税務部 (税務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 課税・減免等に係る家屋被害調査に関すること
住民部 (住民課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活支援対策に関すること 2 相談体制の整備に関すること 3 生活環境の整備に関すること 4 復興事業の遂行に係る環境保全事業に関すること

第2章 復興本部
第1節 町復興本部の組織・運営

区分	内容
福祉健康部 (福祉健康課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健体制に関する事 2 地域福祉体制の整備に関する事 3 社会福祉施設の再建に関する事 4 福祉人材の確保に関する事 5 義援金の配分及び受領に関する事
建設部 (建設課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、公園等の復興実施計画及びその実施に関する事 2 公園、事業予定地等の利用調整に関する事
産業観光部 (産業観光課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業復興事業に関する事 2 雇用の確保に関する事 3 農災資金の融資あっせんに関する事
消防部 (消防本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災等災害の予防・警戒・防衛活動に関する事 2 危険物施設等の事業所の再建に関する事 3 消防団の活動に関する事
輸送・給水部 (企業課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 車輛輸送機関の災害復興に関する事 2 交通施設の災害復興に関する事 3 救援隊、救助物資等の輸送に関する事 4 応急資材の輸送に関する事 5 給水状況の調査及び応急給水に関する事 6 配水施設の応急復興に関する事
医療部 (病院事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療体制の整備に関する事 2 医療機関の再建に関する事
教育部 (教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設の再建に関する事 2 被災児童・生徒への支援に関する事 3 社会教育施設等の再建に関する事 4 文化財等に関する事
出納部 (会計課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の保管に関する事
予備対策部 (議会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の部の応援に関する事

(4) 組織図

八丈町災害復興本部の組織図



※記載以外各部において主幹、課長補佐がいる場合は、主幹、課長補佐を副部長とする。

第3章 災害復興計画の策定

復興本部長は、災害後2週間以内を目途に災害復興方針を決定し、この方針に基づいて、災害後6か月を目途に災害復興計画を策定する。

第1節 災害復興方針の策定

復興本部長は、復興後の町民の生活やまちづくりのあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、災害後2週間以内を目途に「八丈町災害復興方針」を策定し、公表する。

八丈町災害復興方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。

くらしのいち早い再建と安定した生活の確保

安全で快適な生活環境づくり

地場産業の復興による事業の再開と雇用の確保に対応した産業の基盤づくり

第2節 災害復興計画の策定

復興本部長は、八丈町災害復興方針に基づき、復興に係る調整の最上位の計画として災害復興計画を策定する。この計画では、復興の基本目標と町が実施する復興事業の体系を明らかにする。

復興計画の策定手続きは次のとおりである。

- 1 本部長は、災害復興方針に基づき、復興本部会議を経て災害後6か月を目途に、復興計画を策定し、公表する。
- 2 作成過程において広く町民や事業者の声を聴き、その意見を反映するよう努める。
- 3 また、町（都市基盤）の復興等、具体的な事業計画を必要とする分野については、災害復興計画の策定と並行して、分野別の復興計画を策定する。

第3節 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市町村となった場合において、必要に応じて都と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会（同法第11条）を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法第42条第2項に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法第53条に基づき、関係地方行政機関の長に対して当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請する。その際、同法第54条に基づき都知事にあつせんを要請することができる。

第4章 分野別復興計画

被災後、迅速かつ円滑に町民生活の復興（暮らし、住宅、産業の復興）や町（都市基盤）の復興を図るため、あらかじめ復興事業を推進するにあたっての課題を明らかにし、検討を進める。

第1節 暮らしの復興

第1 暮らしの復興の考え方

暮らしの復興とは、町民の暮らしを災害前の状態に戻すこと及びすべての町民が新たな状況に適合した暮らしができるよう、医療・福祉・保健、教育・文化、住民活動、消費生活等に関する対策を総合的に推進することである。

第2 検討事項

町は、町民の暮らしの復興が円滑に行われるよう、次の事項について検討する。

検討事項	検討内容
医療体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 町立八丈病院が被災した場合には、早期にその再建を図る。 2 被災した民間医療機関の再建支援を行う。
福祉サービスの提供体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の福祉需要や福祉施設の再開状況等を把握する。 2 被災した町立施設の改築・改修を行う。 3 地域における福祉需要を勘案し、施設の拡充を検討する。 4 生活再建に必要な資金貸付等の生活支援対策を検討する。
保健対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 島しょ保健所八丈出張所を拠点に精神保健相談室を設置し、被災者や支援者に対する相談体制を確立する。また、学校等では、関係機関と連携しながら、被災児童・生徒のこころのケア対策を講じる。 2 保健師による巡回相談などにより、健康管理を行う。 3 町営温泉の情報提供と再建支援策を検討する。
教育・文化	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災した町立学校について、再建を進める。 2 文化・社会教育施設、文化財、歴史的建造物等の復旧・再建計画を作成し、再建及び再建のための支援を行う。
町民に対する情報提供と相談等	<ol style="list-style-type: none"> 1 多岐にわたる復興関係情報を迅速かつ的確に対供するために、関係機関と緊密に連携し、種々の広報活動を展開する。 2 生活復興に関する広範囲な相談を同一の場所で行い、必要な情報を総合的かつ一元的に提供する。

第2節 住宅の復興

第1 住宅の復興の考え方

住宅の復興は、被災者の生活安定のための前提であり、町を復興するための不可欠の要素である。しかし、その再建には極めて大きな困難が伴うため、「民間住宅の復興は自助努力が基本」という原則を踏まえながら、行政による適切な支援を行うことが必要である。そのため、町は、個人の自助再建を支援する施策の充実を図るとともに、これらの施策では再建が困難な被災者に対しては、直接に町営住宅等の公的住宅を提供していく。

第2 検討事項

町は、住宅の復興を円滑に行うため、次の事項について検討する。

検討事項	検討内容
住宅復興計画の策定	<p>被災者の自力再建を支援し、着実な住宅の復興を促進するために、住宅復興計画を策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 時期 災害後、6か月以内の策定を目指す。 2 内容 住宅復興の基本的な考え方、目標戸数、計画実施のための主な施策等について定める。
自力再建への支援	<p>被災者による自力再建の原則を踏まえつつ、自力再建が促進されるよう行政支援を充実する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅取得等に対する支援 関係機関等と連携し、被災者が住宅を取得又は補修するための資金について、融資あっせん等を行う。 2 情報提供及び相談の実施 住宅に関する総合的な相談窓口を設置するとともに、住宅情報の提供に努める。
公的住宅の供給	<p>自力再建が困難な被災者に対しては、町営住宅等の公的住宅の供給を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町営住宅の補修・補強 補修・補強が必要とされた町営住宅については、補修・補強工事を実施する。 2 町営住宅の建替え・新築 全壊した町営住宅等については、建替えを実施するとともに、被災状況に応じ、被災に伴う新たな需要に対応するための災害復興公営住宅の建設を行う。災害復興公営住宅の建設には、公営住宅法による国の補助の特例が利用出来る場合があることに留意する。

第3節 産業の復興・雇用の確保

第1 産業の復興・雇用の確保の考え方

町民のくらしは、産業の復興等による安定雇用の実現や事業の再開によって、はじめて安定したものとなる。

そのため、町は、地場産業の復興にできる限りの力を注ぎ、失業者の発生を防ぐとともに、公共事業の再開についても早急に行うこととする。

また、町民が事業を速やかに再建できるよう、資金的な支援や物流の安定など、総合的な対策を展開する。施策の展開にあたっては、単に事業を災害前の状態に戻すにとどまらず、八丈の産業を高度化し、活力を高めることを目標とする。

第2 検討事項

町は、産業の復興・雇用の確保を図るため、次の事項について検討する。

検討事項	検討内容
産業復興支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業者の速やかな生活の再建を図り、町民に対して生鮮食料品の安定提供を図るとともに、失業者の発生を防ぎ、安定雇用の実現を図る。 2 産業復興に向けた活動の方針（産業復興計画）を策定する場合には、その組織に参画し、協力・支援する。
事業再開への支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業団体や金融機関等を通じて、定期的に被害状況の確認および復旧状況・取引状況の把握を行う。 2 貸付型の仮設店舗を設置して賃借することにより、一時的な事業スペースを確保することが困難な事業主の自立再建を支援する。 3 再建に向けた設備・運転資金等の資金需要を的確に把握し、関係金融機関に対し資金の準備を要請する。 4 事業団体等に対し、物流ルートに関する情報提供を行う。 物流安定のため、港湾機能の確保、人的輸送ルートの開発利用促進を図る。 5 観光イベント等を企画・開催し、販路拡大や消費者・観光客の誘致等を図る。
雇用対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要事業所に対し、雇用維持の支援を知らせ、雇用維持に努めるよう要請する。 2 求人情報及び被災離職者の求人状況を把握し、被災離職者に対する情報提供と職業のあっせん及び求職状況に対応した求人開拓を行う。
相談・指導体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働相談窓口の設置・運営を行うとともに、必要に応じて臨時相談・移動相談等を行う。

第4節 町（都市基盤）の復興

町（都市基盤）の復興を迅速かつ円滑に行うため、町（都市基盤）の復興のプロセスを明確にするとともに、基本方針や復興計画を策定する。町（都市基盤）の復興においては、町と都の役割を明確にし、相互に連携する。

町における都市基盤とは、土地利用、空港・港湾、水道、生活排水処理、公園、景観、電気・通信、自然エネルギー、防犯・防災に関する事項で、くらし・住宅・産業の復興に係る基盤整備全般を指す。

なお、本節における、町（都市基盤）の復興は、「東京都震災復興マニュアル復興施策編（平成28年3月修正）」を参考とする。なお、町の実態に合わせて、「都市復興基本方針」は、「町（都市基盤）復興基本方針」、「都市復興基本計画」は、「町（都市基盤）復興基本計画」とする。

第1 町（都市基盤）復興のプロセス

町は、次の5つの段階を踏んで、都市の復興を推進する。

<p>第1段階：復興初動体制の確立（発災～1週間） 町は、災害復興本部の設置を行い、町（都市基盤）復興に取り組む基本的な体制を確立する。</p>
<p>第2段階：町（都市基盤）復興基本方針の策定（1週間～1か月） 町は、町（都市基盤）復興の基本目標を明らかにするため、基本方針を策定する。</p>
<p>第3段階：町（都市基盤）復興基本計画等の策定（1か月～6か月） 町は、被災地域ごとの復興の基本的な計画、並びにその実現手法を明らかにするため、基本計画等の策定等を行う。</p>
<p>第4段階：復興事業計画等の確定（6か月～1年） 町は、町民との合意形成を図りながら、復興事業計画を確定する。</p>
<p>第5段階：復興事業の推進（1年以降） 町は、復興事業計画に基づいて、復興事業を推進する。（ただし、基本方針等との整合がとれている事業等については、住民合意の下に、被災後できるだけ早期に実施する。）</p>

第2 町（都市基盤）復興基本方針等の策定

（1）町（都市基盤）復興基本方針

<ol style="list-style-type: none">1 町民のくらしの再建を早期に実現する。2 災害を繰り返すことのないよう、防災性を向上させ、だれもが安全で安心して住み続けられるまちづくりを進める。3 高齢化時代に対応したまちづくりや町景観の創出等に配慮したまちづくりを進める。4 中枢管理機能の早期回復を進め、町（都市基盤）の復興を図る。
--

(2) 復興対象地区の設定

町は、次の判定基準に基づき4段階の復興対象地区を設定する。

【4段階の地区区分】

①重点復興地区	被災が集中的に発生し、かつ都市基盤が未整備の地区で、計画的な復興を図るために建築制限を実施し、抜本的な改造を行う事業を実施する必要がある地区をいう。なお、計画的に都市復興を推進するため、大規模に被災した地区のうち、都市計画事業を予定する区域では建築制限を的確かつ迅速に実施するとともに、「重点復興地区」に位置づける。 (抜本改造型)
②復興促進地区	①と③の中間に位置づけられ、一部地区で抜本的な改造を行う事業を実施し、その他では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区をいう。 (部分改造・自力再建型)
③復興誘導地区	被災が散在的に見られる地区で、主として個々の家屋の更新によって復興を図ることが適切と考える地区をいう。 (自力再建型)
④一般地区	被災がほとんど見られない地区をいう。

(3) 復興整備条例の施行

町は、基本方針との整合を図りつつ、町（都市基盤）の復興方針を定めるとともに、復興対象地区の設定を行い、地区区分に応じた建設誘導の方針を復興整備条例に定める。

条例の基本構成は次のとおりである。

<ol style="list-style-type: none"> 1 目的 市街地の緊急な整備、円滑な復興を目指す。 2 用語の定義 3 復興の理念 災害の教訓を生かした復興、住民・事業者の「協働」など 4 住民・事業者の責務等 5 地区の指定等 重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区の復興地区区分を明示 6 建築の届出、情報の提供及び協議 復興地区区分に応じた建築制限及び誘導の方針を明示 7 適用期間 「被災市街地復興特別措置法」による被災市街地復興推進地域の最大限度である2年を基本とし、復興の状況を踏まえて適用期間の延長を考慮する。

第3 復興計画等の策定

(1) 基本計画の策定

町は、町（都市基盤）復興基本方針を踏まえ、復興の目標、土地利用方針、町施設の整備方針、地域復興の基本方針などを内容とする町（都市基盤）復興基本計画を策定する。

【町（都市基盤）基本計画（骨子案）】

- | |
|--|
| <p>1 復興の目標</p> <p>ア 復興の短期目標は3～5年、長期目標でも10年以内の完了を目指す。</p> <p>イ 復興まちづくりにあたっては、行政と住民の協働の下に、地域特性に応じたまちづくりを進める。</p> <p>2 土地利用方針</p> <p>八丈全体の構造、土地利用の方針を示した上で位置づける。</p> <p>3 施設の整備方針</p> <p>4 地域復興の基本方針</p> <p>ア 地域復興計画の位置づけ</p> <p>イ 破壊的に被災した地域における地域復興の考え方</p> |
|--|

(2) 地域復興計画の作成

町は、必要に応じてそれぞれの地域において、地域復興基本計画（骨子案）を作成し、これを踏まえて地域復興計画原案又は地域復興まちづくり計画案を作成する。原案を元に地域住民との協議を重ねながら計画案を確定し、地域復興に取り組む。

【復興基本計画（骨子案）】

- | |
|--|
| <p>1 復興の目標</p> <p>2 土地利用方針</p> <p>長期計画を踏まえた土地利用の基本的な考え方</p> <p>3 施設の整備方針</p> <p>町が主体的に整備すべき施設に関する基本的な考え方</p> <p>4 地域復興の基本方針</p> <p>復興地区区分の明示とそれぞれの地区の復興の基本方針</p> |
|--|